

市民自治推進会議 委員名簿

(令和2年3月18日委嘱分、50音順、敬称略)

いけだ まゆみ 池田 真弓	市民委員
いしぐろ まさと 石黒 匡人	小樽商科大学商学部 教授
しばた たかゆき 柴田 崇行	旭水町内会 顧問
すずき かつのり 鈴木 克典	北星学園大学経済学部 教授
たけおか あきこ 武岡 明子	札幌大学地域共創学群 教授
みなかわ さとし 皆川 智司	市民委員
みやもと かなで 宮本 奏	NPOファシリテーションきたのわ 代表

札幌市自治基本条例（抄）

平成18年10月3日条例第41号

（市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価）

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

（この条例の見直し）

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

（市民自治推進会議）

第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほかに、推進会議に臨時委員を置くことができる。

7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

追加〔平成26年条例42号〕

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第42号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（札幌市自治基本条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に札幌市市民自治推進会議（第1条の規定による改正後の札幌市自治基本条例第33条第1項に規定する札幌市市民自治推進会議をいう。以下同じ。）に相当する合議体（以下「旧推進会議」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、同条第3項の規定により札幌市市民自治推進会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧推進会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

札幌市市民自治推進会議規則

平成26年10月6日札幌市規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）第33条第8項の規定に基づき、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長)

第2条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第3条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項等に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 座長は、推進会議の会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 部会は、推進会議の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を推進会議に報告する。

2 部会は、座長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、座長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に所属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「推進会議」とあるのは「部会」と、第4条第1項及び第2項中「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民文化局において行う。

一部改正〔平成28年規則21号〕

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の推進会議に相当する合議体の座長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に推進会議の座長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

附 則 (平成28年規則第21号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

1 目的

市民自治推進会議（以下、「会議」という。）は、札幌市自治基本条例（以下「条例」という。）第31条及び第32条に定める、市民自治によるまちづくりに関する施策・制度についての評価及び条例の規定について検討を行うため、条例第33条に基づき設置される機関であり、学識経験者や地域のまちづくり活動の実践者、市民自治に関心がある市民によって、幅広い見地から評価・検討を行うことを目的とする。

札幌市自治基本条例（抜粋）
第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って評価され、又は運用されているかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。
 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。
第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議を置く。

2 構成

- (1) 条例第33条第2項の規定に基づき、計7名の委員をもって組織する。
- (2) 札幌市市民自治推進会議規則第2条の規定に基づき、会議に座長を置き、委員の互選によってこれを決定する。

3 評価・検討の対象及びその内容

条例第31条の規定に基づき、札幌市における条例の各条項に基づく施策等の運用状況について、条例の理念に沿った取組内容となっているかを検証し、札幌市における市民自治の取組についての評価を行うとともに、条例第32条の規定に基づき、条例全体の規定を対象とした見直し等の措置に関する検討を行う。

また、今回の第4次会議では、前期の第3次会議で検討の視点が整理された、市民参加条例の在り方についても検討を行う。

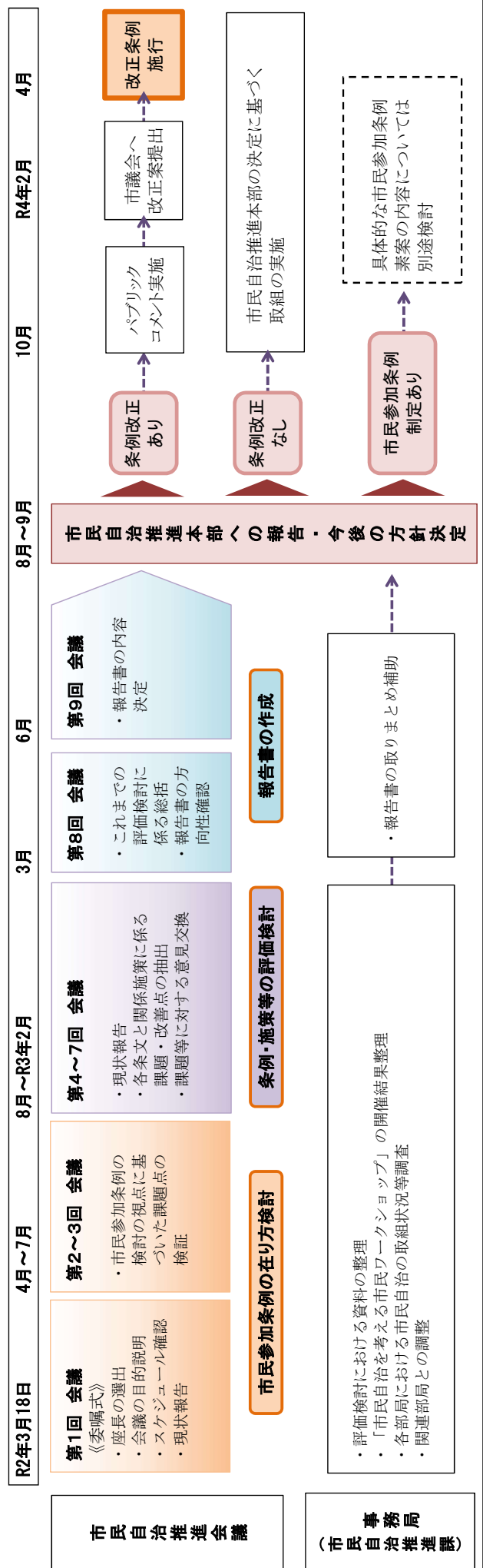
4 評価・検討の方法

第1回会議で、事務局（市民自治推進室）から札幌市全般における市民参加の取組状況等を説明し、第2回会議以降に市民参加条例の在り方、条例・施策等の評価検討について、必要に応じて担当部局にヒアリングを行うなど情報を集約しながら、検証を実施。

5 会議の位置づけ

条例第32条の規定に基づく前回の条例の見直しから令和3年度末で5年を経過することから、令和2年度から令和3年度にかけて、条例の見直しに係る方向性を決定する。また、市民参加条例の制定可否に係る方向性についても決定する。

6 今後のスケジュール（案）



第3次札幌市市民自治推進会議 「市民参加条例の検討に向けた視点について（報告書）」の概要

市民自治によるまちづくりを進めるための基本原則を定める条例として平成19年4月に施行された「札幌市自治基本条例」では、市は、市民の意見を聴きながら、市の施策・制度がこの条例に沿って整備・運用されているかを評価する（第31条）とともに、5年を超えない期間ごとにこの条例の規定について検討し、必要に応じて見直し等をする（第32条）ことを定めている。

このため、平成27年7月に「第3次市民自治推進会議」（附属機関）を設置し、前半では上記の評価・検討等について全6回の会議を行い、その結果を平成28年11月に報告書にまとめた。

そして、これらの評価・検討等が一旦終了したことから、後半では従前の市民自治推進会議でも検討の必要性が指摘されていた、条例第21条第7項に規定されている「市民参加を進めるために必要な条例等」の在り方に係る検討の視点を整理することをテーマに、平成29年5月～6月に全2回の会議を行い、その結果を平成29年10月に報告書「市民参加条例の検討に向けた視点について」にまとめた。

1 第3次市民自治推進会議の概要

●委員構成（8名） 委嘱期間：H27.7.6～H29.7.5

佐藤 克廣	座長（北海学園大学法学部教授）
飯田 俊郎	委員（青森公立大学経営経済学部教授）
石黒 匡人	委員（小樽商科大学商学部教授）
梶井 祥子	委員（札幌大谷大学社会学部教授）
木村 公子	委員（鉄西連合町内会副会長・女性部長）
松本 直子	委員（市民委員）
森田 久芳	委員（市民委員）
横江 光良	委員（NPO 法人北海道未来ネット代表理事）

●会議開催状況（全8回）

<前半> 市の施策・制度の評価、条例の規定に係る見直しの検討

第1回	H27.7.6	委嘱式、座長選出、全体スケジュール確認、市の施策・制度等の説明
第2回	H27.9.8	評価・検討（主に前文～第20条）、市民参加条例の基礎調査結果説明
第3回	H27.11.5	評価・検討（主に第21条～第29条）
第4回	H27.12.14	評価・検討（主に第30条～第33条）
第5回	H28.2.29	評価・検討（全体の総括）
第6回	H28.9.8	報告書の内容についての審議

<後半> 市民参加条例の検討に向けた視点の整理

第7回	H29.5.24	他都市状況・札幌市の現状等の説明、市民参加条例検討の視点に係る議論
第8回	H29.6.28	市民参加条例の検討に向けた視点の整理

（参考）過去の市民自治推進会議実施状況

会議	設置期間	検討テーマ
有識者会議（試行）	H22.3～H22.6	施策等の評価（第31条）
第1次市民自治推進会議	H23.3～H24.3	施策等の評価（第31条）、条例見直し（第32条）
	H24.7～H25.3	市政参加について（個別テーマ）
第2次市民自治推進会議	H26.6～H27.3	職員手引きについて（個別テーマ）

2 検討にあたっての札幌市（市民自治推進会議事務局）からの情報提供

(1) 他都市における市民参加に関する条例の制定状況（アンケート調査結果）

札幌市では平成 26 年に、当時の政令市、中核市及び特例市計 102 市に対し文書照会を実施し、市民参加に関する条例の制定状況について調査した。

結果、大まかに、「基本型」、「一般型」及び「個別型」の 3 つに分類することができた。

基本型	市民参加条例は持たないが、自治基本条例等の中で市民参加について規定している（31 市）
一般型	市民参加条例があり、市民参加の理念や原則に加えて、パブリックコメントに関する規定など、実際の市民参加の方法についても一部定めている（20 市）
個別型	「パブリックコメント条例」等のように、個々の市民参加手法の具体的な仕組みを規定している（10 市）

【札幌市の状況】

現在市民参加条例を設けていないが、自治基本条例等の中で市民参加に関する規定を設けていることから、上記の分類に当てはめると、「基本型」に該当する。

このため、市民自治推進会議では、今後札幌市が新たな条例を検討する場合は、「一般型」の条例を想定した上で検討を行うこととした。

(2) 一般型市民参加条例制定市の状況（訪問によるヒアリング調査結果）

一般型の市民参加条例を制定している都市のうち、8 つの都市（千葉市、静岡市、京都市、熊本市、西宮市、鹿児島市、大和市、厚木市）を訪問し、より詳細なヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査では、市民参加条例を制定したことによる変化やメリット、市民参加条例の運用にあたっての課題、札幌市が市民参加条例を制定することについてどのように考えるか、の 3 点の項目を中心に、現状や意見を聴取した。

<調査結果概要>

調査項目	意見等
条例制定前後での変化・メリット	職員の意識変化、市民参加取組件数の増加
条例運用にあたっての課題	市民参加手続きの固定化、事務負担増、職員・市民への浸透不足
市民参加条例の制定	条例が機能する仕組み整備の必要性、条例制定の意味（自治基本条例と二重で制定することの意味付け等）

(3) 市民参加条例と自治基本条例の関係

一般型の市民参加条例を持つ20市は、自治基本条例等との関係から、3つのパターンに分類できる。

①自治基本条例等がない（11市）

②自治基本条例等はあるが、市民参加に関する規定は理念又は委任規定のみ（8市）

③自治基本条例中に市民参加に関する規定がある程度詳細に設けられており、かつ市民参加条例も別途制定（1市）

⇒札幌市で市民参加条例を制定した場合は③に該当する。

(4) 市民参加条例の制定による効果と課題

各都市への調査結果からみた、市民参加条例を制定することによる効果や課題は概ね次のとおり。

【効果】

職員の意識の変化・向上、市民参加の量的な増加、市民参加の実効性確保のチェック体制確立

【課題】

チェック体制整備に係るコスト増、市民参加手続きの固定化、職員の意識への浸透

(5) 札幌市の現状

札幌市は市の人口や事業数などの点で規模的に非常に大きく、市民参加の実効性確保のチェック体制整備に大きなコストがかかるため、条例を制定した場合、実効性の確保が最大の課題となる。

3 市民参加条例の検討に向けた視点

以下のとおり、市民参加条例を検討するにあたっての、7つの視点を整理した。

視点1：自治基本条例に関する現状

札幌市には現在、市民参加条例が存在せず、自治基本条例に市民参加に関する規定が盛り込まれている。市民にとっては、自治基本条例は抽象的であり漠然としているため、その中の条文に市民参加の項目があるといっても、まずは、その入口の自治基本条例への馴染みがなく、理解が難しいと考えられる。従前から自治基本条例の認知度が低いため、自治基本条例の中に市民参加の規定があることも十分に知られていないと考えられ、そのことを踏まえて検討していく必要がある。

視点2：市民参加条例の特長と考えられる事柄

① 市民にとっての分かりやすさ

市民にとっては、「市民自治」よりも「市民参加」のほうがより具体的で分かりやすいと思われることから、様々な機会をとらえて市民への周知を行い浸透を図ることを考えると、「市民参加」を表題とする方が効果的であると考える。

② 総括性

札幌市では、市民が意見を述べることができる手続が定められており、要綱等をはじめ、個別の施策・制度等でも様々な市民参加が行われているが、これらを総括するものが現在はない。このため、市民参加条例等を設けることにより、市民参加制度を全体的に見渡すことが可能となる。

視点 3：自治基本条例との整合性

自治基本条例の起草時の議論では、自治基本条例を制定した後で、将来的には市民参加条例を作っていくという想定もなされていたが、自治基本条例にも市民参加に関する規定を盛り込んでおくべきという意見もあったことから、現在のように自治基本条例中に市民参加に関する事項がある程度詳細に規定されている。このため、市民参加条例の検討にあたっては、自治基本条例との整合性に特に留意する必要がある。

視点 4：目的や将来像の明確化

市民参加条例を制定する目的は、市民参加をより進め、市民自治を深化させることである。

市民に市民参加の意識を浸透させるためには、それによって札幌市が何を目指していくのかという、将来への道筋を市民に示すことが必要であり、それを示すことで、参加する市民が増え、市民の意識も高まっていくことが期待できる。

市民参加条例を作るのであれば、その内容もさることながら、そもそもの目的や将来像を明確にし、それを分かりやすく市民に示すことが肝要である。

視点 5：市民にとっての効果や課題の検証

札幌市のこれまでの調査によって、他都市での効果や課題が明らかになったことは有用であるが、調査結果は主に行政側から見た効果や課題である。市民参加条例は市民のための条例であることから、行政側だけでなく、市民にとってどのような効果や課題があるかについても、検証していくことが望ましい。また、市民参加条例は自治基本条例と密接に関連するものであることから、札幌市において自治基本条例が施行されて市民にとってメリットや効果が出ているか、ということについても併せて検証することが望ましいと考える。

視点 6：実効性の確保に関する課題

市民参加条例を実効性のあるものにするためには、条例の運用状況をしっかりとチェックする必要がある。札幌市は都市の規模が大きく、事業数等も多いことから、十分なチェック体制を築くためには、大きなコストがかかる可能性があることも踏まえて、どの程度の「規律密度」とするかなどの検討が必要である。

視点 7：その他

一般型、個別型等どのようなタイプの条例とするか、現在の自治基本条例の条項で十分かどうか、自治基本条例第 21 条に規定されている「市政への市民参加の推進」との整合性などについての検討が必要である。

(1) Q1. あなたは、「まちづくり活動」に関心がありますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	大に関心がある	41	8.5
2	多少は関心がある	257	53.5
3	今は関心がないが、過去に関心を持ったことはある	25	5.2
4	関心がなく、過去に関心を持ったこともない	157	32.7
	不明	0	
	全体	480	100.0

(2) Q2. あなたが「まちづくり活動」に関心を持ったきっかけは何ですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも) ... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	町内会への参加	116	36.4
2	市役所・区役所からの情報	98	30.7
3	まちづくりセンターからの情報	42	13.2
4	家族や知人などが活動している (いた)	33	10.3
5	好きな有名人などに影響された	3	0.9
6	誰かのためになることをしたいと思った	79	24.8
7	人と交流を持ちたいと思った	53	16.6
8	余暇時間を活用したいと思った	38	11.9
9	家庭、職場、学校、地域など自身の周りで身近な問題が実際に起きた	17	5.3
10	自然災害、事件・事故、社会問題など	109	34.2
11	学校や職場でのボランティア活動・奉仕活動・CSR活動など	40	12.5
12	その他	5	1.6
	不明	161	
	全体	319	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	633		198.4

(4) Q3. あなたが「まちづくり活動」をするとしたら、どのような活動をしてみたいですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも) ... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	環境・美化 (ごみ拾い、花植え、植樹など)	173	36.0
2	健康づくり	145	30.2
3	高齢者や障がい者などの見守り・支援	101	21.0
4	子育て支援や子どもの見守り・健全育成	131	27.3
5	地域住民の交流・絆づくり	78	16.3
6	防犯・防災、交通安全	128	26.7
7	除雪・排雪の支援、凍結路への砂まきなど	101	21.0
8	地域の歴史・伝統の継承や文化の振興	50	10.4
9	地域の魅力づくり	72	15.0
10	募金や寄付による支援	41	8.5
11	その他	7	1.5
12	してみたい活動はない	91	19.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	1118		232.9

(6) Q4. あなたが「まちづくり活動」をするとしたら、誰と一緒に、または、どのような組織の一員として活動したいと思いますか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも) ... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	町内会の一員として	176	36.7
2	NPOの一員として	34	7.1
3	町内会・NPO以外の団体 (PTA、老人クラブ、子ども会など) の一員として	48	10.0
4	職場や学校単位で	75	15.6
5	趣味などのサークル単位で	64	13.3
6	家族や親族と一緒に	104	21.7
7	個人で	130	27.1
8	その他	4	0.8
9	活動したいとは思わない	101	21.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	736		153.3

(8) Q5. あなたは、「まちづくり活動」への参加についてどのように感じますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	参加しやすい	10	2.1
2	どちらかというに参加しやすい	54	11.3
3	どちらともいえない	174	36.3
4	どちらかというに参加しにくい	136	28.3
5	参加しにくい	106	22.1
	不明	0	
	全体	480	100.0

(9) Q6. あなたが「まちづくり活動」に参加しにくいと感じるのは、どのようなことですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	情報が乏しい	193	40.2
2	参加するきっかけがつかめない	241	50.2
3	参加する時間がない	189	39.4
4	身体的・健康的な面で自信がない	48	10.0
5	活用できる知識や技能がない	50	10.4
6	参加するのが面倒	71	14.8
7	参加したいと思える活動がない	72	15.0
8	参加したいと思う活動をしている場所が遠い、不便などの地理的な事情	20	4.2
9	家族や職場など、周囲の理解を得ることが難しい	8	1.7
10	参加する人同士の人間関係が煩わしい	91	19.0
11	一緒に参加できる人がいない	64	13.3
12	参加することで生じる責任が重荷になりそう	67	14.0
13	自分が住んでいる地域のことに興味がない	9	1.9
14	まちづくり活動自体に意義を見いだせない	11	2.3
15	その他	2	0.4
16	参加しにくいと感じることはない	24	5.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	1160		241.7

(11) Q7. 市民が「まちづくり活動」へ参加しやすくなるために札幌市が行っている次の取り組みのうち、あなたが高く評価しているものを、当てはまるものを3つまで選んでください。... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	活動に関心を持ったり始めたりするための「きっかけ」の提供	133	27.7
2	個々の活動や活動団体への助成など、経済的な支援	116	24.2
3	活動団体の担い手への講座や情報提供など、団体運営に対する技術的な支援	73	15.2
4	参加できる活動や活動団体の紹介など、活動に関する情報の発信	110	22.9
5	自分の知識や技能などを生かせる活動機会の提供や活動団体につなぐ取り組み	52	10.8
6	その他	5	1.0
7	高く評価している取り組みはない	207	43.1
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	696		145.0

(13) Q8. あなたは、より多くの市民が「まちづくり活動」に参加するようになるために、札幌市にどのような取り組みにもっと力を入れてほしいと思いますか。当てはまるものを3つまで選んでください。... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	活動に関心を持ったり始めたりするための「きっかけ」を作ること	252	52.5
2	個々の活動や活動団体への助成など、経済的な支援を行うこと	155	32.3
3	活動団体の担い手への講座や情報提供など、団体運営に対する技術的な支援	96	20.0
4	参加できる活動や活動団体の紹介など、活動に関する情報を発信すること	194	40.4
5	自分の知識や技能などを生かせる活動機会の提供や活動団体につなぐ取り組み	99	20.6
6	その他	2	0.4
7	力を入れてほしい取り組みはない	79	16.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	877		182.7

(15) Q9. あなたは、身の回りや近所で何か問題が起こった場合に、その問題に対してどのような行動をとると思いますか。当てはまるものを3つまで選んでください。... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	町内会に相談する	150	31.3
2	町内会以外の地域のボランティア団体・市民活動団体などに相談する	33	6.9
3	まちづくりセンターに相談する	72	15.0
4	区役所や市役所に相談する	207	43.1
5	民生委員・児童委員に相談する	32	6.7
6	市議会等の議員に相談する	10	2.1
7	自分の周りの人とともに、自分ができそうなことをする	112	23.3
8	その他	8	1.7
9	特に何もしない	119	24.8
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	743		154.8

(17) Q10. あなたは、まちづくりセンターを知っていますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	名称もどのような仕事をしているかも知っている	68	14.2
2	名称は知っていたが、どのような仕事をしているかは知らなかった	187	39.0
3	名称は知らなかったが、住民票の写しの取り次ぎなどを知っていた	45	9.4
4	名称もどのような仕事をしているかも全く知らなかった	180	37.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

(18) Q11. あなたは、まちづくりセンターを利用したことがありますか。当てはまるものを1つを選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	81	16.9
2	ない	399	83.1
	不明	0	
	全体	480	100.0

(19) Q12. あなたは、まちづくりセンターをどのような目的で利用しましたか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも) ... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	町内会やその他の団体での活動のため	37	45.7
2	個人でのまちづくり活動のため	7	8.6
3	住民票の写しなどの証明書を受け取るため	50	61.7
4	市のパンフレットなどをもらうため	12	14.8
5	地域の問題などについて相談するため	3	3.7
6	市に対する意見や要望などを言うため	3	3.7
7	その他	3	3.7
	不明	399	
	全体	81	100.0

累計 (n)	累計 (%)
115	142.0

(22) Q14. あなたがまちづくりセンターを利用したことがない理由は何ですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも) ... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	身近にないから	111	29.7
2	利用したいサービスがないから	75	20.1
3	利用したい時間帯や曜日に開いていないから	33	8.8
4	何ができるか分からないから	146	39.0
5	まちづくりセンターを知らなかったから	101	27.0
6	入りにくそうな雰囲気だから	36	9.6
7	その他	6	1.6
	不明	106	
	全体	374	100.0

累計 (n)	累計 (%)
508	135.8

(24) Q15. あなたは、さぼーとほっと基金を知っていますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	12	2.5
2	どのような内容の基金か、ある程度知っている	28	5.8
3	名称は知っているが、どのような基金か知らない	69	14.4
4	知らない	371	77.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

(25) Q16. あなたが、さぼーとほっと基金を知ったきっかけは何ですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも) ... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	札幌市が発行している冊子やパンフレット	58	56.9
2	札幌市公式ホームページ	25	24.5
3	さぼーとほっと基金に寄付している企業の活動を通じて	14	13.7
4	市民まちづくり活動を行っている団体から紹介された	8	7.8
5	イベントや展示など	7	6.9
6	テレビ・ラジオ・新聞	11	10.8
7	家族や知人からの口コミ	9	8.8
8	他の窓口などで紹介された	2	2.0
9	その他	1	1.0
	不明	378	
	全体	102	100.0

累計 (n)	累計 (%)
135	132.4

(27) Q17. あなたは、さぼーとほっと基金に寄付をしたことがありますか。当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	11	2.3
2	ない	469	97.7
	不明	0	
	全体	480	100.0

(28) Q18. あなた、はさぼーとほっと基金に今後寄付をしたいと思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	寄付したい	14	2.9
2	共感する活動・団体・テーマがあれば寄付したい	85	17.7
3	制度について理解を進めてから検討したい	259	54.0
4	寄付したくない	122	25.4
	不明	0	
	全体	480	100.0

(29) Q19. あなたが、寄付をする際に重要だと思うことは何ですか。当てはまるものを2つまで選んでください。... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	使い道の透明性が担保されている	339	70.6
2	情報発信・報告がしっかりしている	145	30.2
3	活動内容に共感できる	204	42.5
4	活動成果が具体的である	132	27.5
5	身近に活動していて親しみが持てる	69	14.4
6	寄付することで感謝状などの特典がある	29	6.0
7	その他	4	0.8
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	922		192.1

(31) Q20. あなたは、「札幌市自治基本条例」を知っていますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	よく知っている	7	1.5
2	内容がある程度知っている	32	6.7
3	名前だけなら知っている (聞いたことがある)	104	21.7
4	知らない	337	70.2
	不明	0	
	全体	480	100.0

(32) Q21. あなたが、「札幌市自治基本条例」に関するPRや説明について、見たり聞いたりしたことがあるものをすべて選んでください。(いくつでも) ... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	パンフレット	62	12.9
2	札幌市のホームページ	57	11.9
3	市長や市議会議員による説明	6	1.3
4	市職員による説明	8	1.7
5	札幌市の関係者以外による説明	7	1.5
6	テレビ、新聞、ラジオなどの報道	50	10.4
7	見たり聞いたりしたことはない	340	70.8
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	530		110.4

(33) Q22. あなたは、札幌市が、市民自治を進めるための取り組みを今後も行っていく必要があると思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	必要だと思う	100	20.8
2	ある程度必要だと思う	176	36.7
3	どちらともいえない	88	18.3
4	あまり必要だとは思わない	17	3.5
5	必要だと思わない	18	3.8
6	わからない	81	16.9
	不明	0	
	全体	480	100.0

(34) Q23. あなたは、札幌市が「市政に関する市民への情報提供」を十分に行っていると思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	そう思う	14	2.9
2	ある程度そう思う	110	22.9
3	どちらともいえない	205	42.7
4	あまり思わない	105	21.9
5	思わない	46	9.6
	不明	0	
	全体	480	100.0

(35) Q24. あなたは、札幌市に「市民への情報提供」をもっと推進してほしいと思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	積極的に推進してほしいと思う	114	23.8
2	ある程度推進してほしいと思う	196	40.8
3	どちらともいえない	148	30.8
4	あまり推進してほしいとは思わない	10	2.1
5	全く推進してほしいと思わない	12	2.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

(36) Q25. あなたは、札幌市からの情報を、主にどのような方法で受け取っていますか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	広報さっぽろ	405	84.4
2	札幌市が発行するパンフレット、リーフレット、チラシ、ポスターなど	82	17.1
3	札幌市の市政広報番組（テレビ・ラジオ番組など）	38	7.9
4	札幌市のホームページ	94	19.6
5	札幌市の公式SNS	14	2.9
6	札幌市のアプリ	15	3.1
7	札幌市が発行するメールマガジン	6	1.3
8	地上波デジタルテレビのデータ放送（dボタン）	20	4.2
9	説明会、出前講座など対面での説明	4	0.8
10	町内会などの回覧板	95	19.8
11	人づて	23	4.8
12	その他	2	0.4
13	札幌市からの情報を受け取っていない	29	6.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	827		172.3

(38) Q26. あなたは、札幌市からの情報を、どのような方法で受け取りたいと思いますか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	広報さっぽろ	371	77.3
2	札幌市が発行するパンフレット、リーフレット、チラシ、ポスターなど	98	20.4
3	札幌市の市政広報番組（テレビ・ラジオ番組など）	54	11.3
4	札幌市のホームページ	116	24.2
5	札幌市の公式SNS	43	9.0
6	札幌市のアプリ	28	5.8
7	札幌市が発行するメールマガジン	40	8.3
8	地上波デジタルテレビのデータ放送（dボタン）	37	7.7
9	説明会、出前講座など対面での説明	20	4.2
10	町内会などの回覧板	96	20.0
11	その他	2	0.4
12	わからない	41	8.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	946		197.1

(40) Q27. あなたは、札幌市が行う市民への情報提供について、どのようなことを求めますか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	もっと迅速に情報を提供してほしい	131	27.3
2	もっとたくさんの情報を提供してほしい	166	34.6
3	情報が多すぎるので、重要な情報にしぼって提供してほしい	56	11.7
4	もっと分かりやすくしてほしい	147	30.6
5	デザイン、レイアウトや色づかいなど、見た目をもっと工夫してほしい	50	10.4
6	その他	4	0.8
7	特に求めることはない	107	22.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	661		137.7

(42) Q28. あなたは、札幌市が市民の意見を十分に市政に反映していると思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	そう思う	12	2.5
2	ある程度そう思う	92	19.2
3	どちらともいえない	262	54.6
4	あまり思わない	86	17.9
5	思わない	28	5.8
	不明	0	
	全体	480	100.0

(43) Q29. あなたは、札幌市が、市民の市政への参加の機会を十分に提供していると思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	そう思う	10	2.1
2	ある程度そう思う	106	22.1
3	どちらともいえない	240	50.0
4	あまり思わない	94	19.6
5	思わない	30	6.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

(44) Q30. あなたは、札幌市が、市政への参加機会を、市民にもっと提供してほしいと思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	積極的に提供してほしいと思う	67	14.0
2	ある程度提供してほしいと思う	192	40.0
3	どちらともいえない	199	41.5
4	あまり提供してほしいとは思わない	11	2.3
5	全く提供してほしいとは思わない	11	2.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

(45) Q31. あなたが市政に参加したい(しても良い)と考えるためには、どのような条件が必要ですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも) ... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	参加しやすい曜日や時間帯などに行われること。	224	46.7
2	自分が関心のあるテーマであること。	267	55.6
3	好きな有名人が来る、イベントが楽しそうなど、参加意欲が湧く内容であること。	66	13.8
4	自分の意見を大切に扱ってもらえること。	67	14.0
5	一部の慣れた参加者の独壇場にならず、誰でも意見を出しやすい環境であること。	131	27.3
6	報酬、景品が支給されること。	55	11.5
7	参加案内などの情報を入手しやすくなること。	138	28.8
8	参加案内などの内容が見やすく、分かりやすいものであること。	100	20.8
9	1人だと参加しにくいので、仲間と一緒に参加できること。	35	7.3
10	家族や職場など周囲の理解を得られること。	34	7.1
11	その他	4	0.8
12	条件にかかわらず参加したくない	54	11.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	1175		244.8

(47) Q32. あなたは、市政への参加方法として、どのような方法に関心がありますか。当てはまるものを3つまで選んでください。... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	訪問、電話、メール、手紙などでの意見表明・提言	147	30.6
2	パブリックコメントでの意見提出	62	12.9
3	フォーラム・シンポジウム	62	12.9
4	ワークショップ	64	13.3
5	意見交換会(市民と市、あるいは市民同士の意見交換)	76	15.8
6	審議会などの公募委員	20	4.2
7	モニター	228	47.5
8	アンケート	288	60.0
9	その他	2	0.4
10	どれもに関心がない	62	12.9
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	1011		210.6

(49) Q33. あなたは、どのような市政のテーマに関心がありますか。当てはまるものすべてを選んでください。(いくつでも)...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	防災・防犯関係	216	45.0
2	予算など財政関係	114	23.8
3	国際交流関係	62	12.9
4	都市計画・建設・交通関係	141	29.4
5	市民活動・地域振興関係	109	22.7
6	文化・芸術・スポーツ関係	154	32.1
7	健康・医療・福祉関係	217	45.2
8	環境・衛生関係	114	23.8
9	子育て・教育関係	139	29.0
10	経済・産業・観光関係	119	24.8
11	その他	1	0.2
12	どれにも関心がない	51	10.6
	不明	0	
	全体	480	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	1437		299.4

(51) F1. 性別...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	男性	240	50.0
2	女性	240	50.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

(52) F2. 年代...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	39歳以下	120	25.0
2	40～49歳	120	25.0
3	50～59歳	120	25.0
4	60歳以上	120	25.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

(53) F3. 居住形態...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	一戸建て	216	45.0
2	分譲マンション	124	25.8
3	賃貸マンション・アパート	133	27.7
4	その他	7	1.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

(54) F4. 職業...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	会社員・公務員・団体職員	216	45.0
2	自営業	38	7.9
3	パート・アルバイト	85	17.7
4	専業主婦・主夫	95	19.8
5	学生	9	1.9
6	無職	34	7.1
7	その他	3	0.6
	不明	0	
	全体	480	100.0

附属機関の制度運用

■ 附属機関の公募委員制度、女性委員の登用
 「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」において、設置目的、審議内容等を勘案した上で、附属機関の公募制を実施することとしており、委員公募の推進を規定している。
 また、「札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱」において、各附属機関の女性委員の割合について概ね40%、最終的には男女同数で構成されることを目標と規定しており、女性委員の登用を推進している。

<附属機関等の設置状況>

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
機関数	88	92	90	92	92	95	95
公募委員制導入機関/割合	27 / 30.7%	22 / 23.9%	22 / 24.4%	26 / 28.3%	26 / 28.3%	26 / 27.4%	28 / 29.5%
委員数(人)	1,690	1,814	1,519	1,568	1,559	1,682	1,799
公募委員数(人)/割合	72 / 4.3%	72 / 4.0%	65 / 4.3%	78 / 5.0%	79 / 5.1%	69 / 4.1%	84 / 4.7%
女性委員数(人)/割合	619 / 36.6%	669 / 36.9%	500 / 32.9%	532 / 33.9%	525 / 33.7%	516 / 30.7%	561 / 31.2%

パブリックコメントの運用

■ パブリックコメント手続きの運用状況
 重要な政策案についての意見公募制度として、条例の制定やパブリックコメント手続きに関する要綱に基づき、パブリックコメントを実施。

<パブリックコメントの推移>

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
案件数	16	17	33	21	16	28	24
意見合計	1,057	1,507	2,043	1,346	791	1,362	938
提出者合計	413	541	780	509	252	483	329
平均意見数	66.0	88.6	61.9	64.1	49.4	48.6	39.1
平均提出者数	25.8	31.8	23.6	24.2	15.8	17.3	13.7
修正有(案件)	11	9	20	15	8	17	11
主なパブリックコメント実施事業	まちづくり戦略ビジョン	まちづくり戦略ビジョン	新・さつぽろ子ども未来プラン	動物の感傷及び管理に関する条例	市立高校教育改革方針	障がい者に対するパブリックコメントの活用に関する条例	(仮称)町内会に関する条例

■ キッズコメントの実施

「第3次札幌新まちづくり計画」や「札幌市行政改革プラン」などの策定(平成23年度)の際、札幌市の未来を担う子どもたちの意見を吸い上げるため、「キッズコメント」として、小学5年生から中学3年生を対象とした「子ども用ハンズオン」による意見募集を実施。
 平成30年度は、パブリックコメント実施案件24件のうち2件でキッズコメントを実施し、計287人の子どもから719件の意見を受けた。

市民対話の取組

■ 市職員による市民対話
 市職員がより多くの市民と対話をする中で、「市民力」を結集したまちづくりを進めていくことを目的として実施。市民にとっては意見を市政に届ける機会となる。

<職員による市民対話の推移>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① ワークショップ	事例数	93	110	63
	参加人数	2,300	2,668	2,407
② 意見交換会	事例数	278	314	207
	参加人数	8,167	6,552	3,919
③ 市民会議	事例数	10	45	42
	参加人数	427	887	1,003
④ シンポジウム、パネルディスカッション、モニター制度、その他	事例数	133	96	109
	参加人数	2,561	2,418	2,861
合計	事例数	514	571	499
	参加人数	13,455	12,525	10,190
				10,133

① ワークショップ:参加者が主体的に共同作業や議論をしながら、地域課題を解決したり、考えていくもの。
 ② 意見交換会:一定の人数の市民と職員が一堂に会し、双方の意見を直接話し合ったり対話を行うもの。
 ③ 市民会議:市民、各種団体、有識者、職員などが参加し、一定の課題に対し意見を求め、検討するもの。
 ④ シンポジウム、パネルディスカッション:テーマに関心がある市民と専門家などを交えて、自らの見解をスピーチしたり、プレゼンを行い、その後、聴衆からの質疑応答を受ける形式のもの。
 モニター制度:一部の市民にモニターとなってもらい、特定の事業等に対し直接的な意見をもつもの。

広聴事業を通じた市民意見の提案

■ 市民意識調査・インターネットアンケート調査

○ 市民意識調査:各種施策や事業の周知度や要望を把握し、施策推進の参考とすることを目的に実施している郵送アンケート調査(1回あたり5千人、年間4回、計2万人の市民を対象)。
 ○ インターネットアンケート調査:市民のニーズや各種施策や事業への意見を把握し、施策推進の参考とするため、民間のインターネット調査会社が保有する多数のモニターを活用した調査。

■ 個別広聴

個別広聴(来訪・面談、電話、手紙・文書、インターネットメール等の受付方法により、個人や各種団体から寄せられた意見・要望等)についても、市政への意見提案の機会となっている。

<平成30年度 受付方法別内訳>

	提案	要望	苦情	問合せ	その他	合計	(前年度)合計
来訪・面談	15	609	127	41	22	814	694
電話	27	1,668	558	118	97	2,468	1,843
手紙・文書	12	947	124	53	126	1,262	1,231
市長宛の手紙	1	213	17	0	130	361	712
インターネット	6	1,109	113	203	106	1,537	1,232
市長宛のメール	7	865	163	64	122	1,221	1,319
市長宛要望書	0	64	0	0	0	64	150
区長宛要望書	0	106	0	0	0	106	149
新聞投書	0	36	0	0	4	40	94
その他広聴	1	10	1	4	0	16	18
合計	69	5,627	1,103	483	607	7,889	7,442

・提案:市政に関する制度、政策、施設などの新設、廃止、変更を求める意見・アイデアなど。
 ・要望:市などの事務事業について、何らかの改善を要求し、期待を表明して、その実現を求めるもの。

■市民自治を考える市民ワークショップ

年度	テーマ
令和元年度	市民参加の将来像を考える
平成30年度	地域コミュニティの将来像を考える
平成29年度	これからの町内会をみんなで考える
平成28年度	まちづくりセンターをもっと活用してもらうためにはどうすればよいか
平成27年度	市民参加を進めるために、何ができるか
平成26年度	効果的な情報提供・情報共有について
平成25年度	市民参加の意識とその醸成について
平成24年度	地域の交流の場、コミュニティカフェなどにおける地域交流の活性化について
平成23年度	札幌市自治基本条例とまちづくり
平成22年度	まちづくりセンターは地域のまちづくりの拠点となりえるか
平成21年度	情報共有・市民参加について
平成20年度	情報共有・市民参加について
平成19年度	情報共有・市民参加について

※ワークショップの名称について

平成19年度～25年度までは「市民による集中評価会議」

平成26年度～27年度までは「市民によるまちづくり会議」

平成28年度以降は「市民自治を考える市民ワークショップ」

Q1. あなたは、「まちづくり活動」に関心がありますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	大に関心がある	41	8.5
2	多少は関心がある	257	53.5
3	今は関心がないが、過去に関心を持ったことはある	25	5.2
4	関心がなく、過去に関心を持ったこともない	157	32.7
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q2. あなたが「まちづくり活動」に関心を持ったきっかけは何ですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	町内会への参加	116	36.4
2	市役所・区役所からの情報	98	30.7
3	まちづくりセンターからの情報	42	13.2
4	家族や知人などが活動している(いた)	33	10.3
5	好きな有名人などに影響された	3	0.9
6	誰かのためになることをしたいと思った	79	24.8
7	人と交流を持ちたいと思った	53	16.6
8	余暇時間を活用したいと思った	38	11.9
9	家庭、職場、学校、地域など自身の周りで身近な問題が実際に起きた	17	5.3
10	自然災害、事件・事故、社会問題など	109	34.2
11	学校や職場でのボランティア活動・奉仕活動・CSR活動など	40	12.5
12	その他	5	1.6
	不明	161	
	全体	319	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

自分が住みやすくしたいから。

子供が生まれた

特にはないです。

Q3. あなたが「まちづくり活動」をするとしたら、どのような活動をしてみたいですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	環境・美化(ごみ拾い、花植え、植樹など)	173	36.0
2	健康づくり	145	30.2
3	高齢者や障がい者などの見守り・支援	101	21.0
4	子育て支援や子どもの見守り・健全育成	131	27.3
5	地域住民の交流・絆づくり	78	16.3
6	防犯・防災、交通安全	128	26.7
7	除雪・排雪の支援、凍結路への砂まきなど	101	21.0
8	地域の歴史・伝統の継承や文化の振興	50	10.4
9	地域の魅力づくり	72	15.0
10	募金や寄付による支援	41	8.5
11	その他	7	1.5
12	してみたい活動はない	91	19.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

都市開発(商業施設など)への意見

例えば町内会館など利用して、健康麻雀教室など

横浜市にあるようなポスターを自由に貼れる掲示板の設置

※自由記載欄の回答について、重複する内容、設問の主旨から外れているものは掲載を省略している(次頁以降も同様)。

Q4. あなたが「まちづくり活動」をするとしたら、誰と一緒に、または、どのような組織の一員として活動したいと思いますか。当てはまるものをすべて選んでください。（いくつでも）

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	町内会の一員として	176	36.7
2	NPOの一員として	34	7.1
3	町内会・NPO以外の団体（PTA、老人クラブ、子ども会など）の一員として	48	10.0
4	職場や学校単位で	75	15.6
5	趣味などのサークル単位で	64	13.3
6	家族や親族と一緒に	104	21.7
7	個人で	130	27.1
8	その他	4	0.8
9	活動したいとは思わない	101	21.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

マンションの住人と

友達同士で

Q5. あなたは、「まちづくり活動」への参加についてどのように感じますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	参加しやすい	10	2.1
2	どちらかというに参加しやすい	54	11.3
3	どちらともいえない	174	36.3
4	どちらかというに参加しにくい	136	28.3
5	参加しにくい	106	22.1
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q6. あなたが「まちづくり活動」に参加しにくいと感じるのは、どのようなことですか。当てはまるものをすべて選んでください。（いくつでも）

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	情報が乏しい	193	40.2
2	参加するきっかけがつかめない	241	50.2
3	参加する時間がない	189	39.4
4	身体的・健康的な面で自信がない	48	10.0
5	活用できる知識や技能がない	50	10.4
6	参加するのが面倒	71	14.8
7	参加したいと思える活動がない	72	15.0
8	参加したいと思う活動をしている場所が遠い、不便などの地理的な事情	20	4.2
9	家族や職場など、周囲の理解を得ることが難しい	8	1.7
10	参加する人同士の間関係が煩わしい	91	19.0
11	一緒に参加できる人がいない	64	13.3
12	参加することで生じる責任が重荷になりそう	67	14.0
13	自分が住んでいる地域のことに興味がない	9	1.9
14	まちづくり活動自体に意義を見いだせない	11	2.3
15	その他	2	0.4
16	参加しにくいと感じることはない	24	5.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

子どもが小さいの沢山いて、フレキシブルには動けない。

乳児がいるから

Q7. 市民が「まちづくり活動」へ参加しやすくなるために札幌市が行っている次の取り組みのうち、あなたが高く評価しているものを、当てはまるものを3つまで選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	活動に関心を持ったり始めたりするための「きっかけ」の提供	133	27.7
2	個々の活動や活動団体への助成など、経済的な支援	116	24.2
3	活動団体の担い手への講座や情報提供など、団体運営に対する技術的な支援	73	15.2
4	参加できる活動や活動団体の紹介など、活動に関する情報の発信	110	22.9
5	自分の知識や技能などを生かせる活動機会の提供や活動団体につなぐ取り組み	52	10.8
6	その他	5	1.0
7	高く評価している取り組みはない	207	43.1
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

よくわからない

上記のような取り組み自体を知らない

Q8. あなたは、より多くの市民が「まちづくり活動」に参加するようになるために、札幌市にどのような取り組みにもっと力を入れてほしいと思いますか。当てはまるものを3つまで選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	活動に関心を持ったり始めたりするための「きっかけ」を作ること	252	52.5
2	個々の活動や活動団体への助成など、経済的な支援を行うこと	155	32.3
3	活動団体の担い手への講座や情報提供など、団体運営に対する技術的な支援	96	20.0
4	参加できる活動や活動団体の紹介など、活動に関する情報を発信すること	194	40.4
5	自分の知識や技能などを生かせる活動機会の提供や活動団体につなぐ取り組み	99	20.6
6	その他	2	0.4
7	力を入れてほしい取り組みはない	79	16.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

市役所職員が先頭に立って参加すること

Q9. あなたは、身の回りや近所で何か問題が起こった場合に、その問題に対してどのような行動をとると思いますか。当てはまるものを3つまで選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	町内会に相談する	150	31.3
2	町内会以外の地域のボランティア団体・市民活動団体などに相談する	33	6.9
3	まちづくりセンターに相談する	72	15.0
4	区役所や市役所に相談する	207	43.1
5	民生委員・児童委員に相談する	32	6.7
6	市議会等の議員に相談する	10	2.1
7	自分の周りの人とともに、自分ができそうなことをする	112	23.3
8	その他	8	1.7
9	特に何もしない	119	24.8
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

個人で対応

110番

近所に住む親戚に話す。

マンションの管理人

管理会社に連絡する

Q10. あなたは、まちづくりセンターを知っていますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	名称もどのような仕事をしているかも知っている	68	14.2
2	名称は知っていたが、どのような仕事をしているかは知らなかった	187	39.0
3	名称は知らなかったが、住民票の写しの取り次ぎなどを知っていることは知っていた	45	9.4
4	名称もどのような仕事をしているかも知らなかった	180	37.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q11. あなたは、まちづくりセンターを利用したことがありますか。当てはまるもの1つを選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	ある	81	16.9
2	ない	399	83.1
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q12. あなたは、まちづくりセンターをどのような目的で利用しましたか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	町内会やその他の団体での活動のため	37	45.7
2	個人でのまちづくり活動のため	7	8.6
3	住民票の写しなどの証明書を受け取るため	50	61.7
4	市のパンフレットなどをもらうため	12	14.8
5	地域の問題などについて相談するため	3	3.7
6	市に対する意見や要望などを言うため	3	3.7
7	その他	3	3.7
	不明	399	
	全体	81	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

選挙の投票
職場のそばのため

Q13. あなたは、まちづくりセンターを利用して不満に思ったことはありますか。ある場合は、不満に思ったことを自由にお書きください。

特になし。いろいろなパンフレットがおいているので、とても役に立ち活用中である。
特になし
家から遠い。駐車場が狭い。
暇そう。仕事内容に比べて人員が多すぎる。
2, 3日かかるといわれ「ならば自分で役所に取りに行く」と言った。急いでいるときは役に立たないなをしているのかわからない。暇そう。
雰囲気が暗く入りづらい
中身が見えにくい。地域に密着している感じがしない。
営業時間が短く、なかなか行けない

Q14. あなたがまちづくりセンターを利用したことがない理由は何ですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	身近にないから	111	29.7
2	利用したいサービスがないから	75	20.1
3	利用したい時間帯や曜日に開いていないから	33	8.8
4	何ができるか分からないから	146	39.0
5	まちづくりセンターを知らなかったから	101	27.0
6	入りにくそうな雰囲気だから	36	9.6
7	その他	6	1.6
	不明	106	
	全体	374	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

まちづくりセンターって何をしているところかわからないから。

そもそも、まちづくりセンターを知らなかった。

現状で必要がないから

どこにあるのかもわからないから

Q15. あなたは、さぼーとほっと基金を知っていますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	よく知っている	12	2.5
2	どのような内容の基金か、ある程度知っている	28	5.8
3	名称は知っているが、どのような基金か知らない	69	14.4
4	知らない	371	77.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q16. あなたが、さぼーとほっと基金を知ったきっかけは何ですか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	札幌市が発行している冊子やパンフレット	58	56.9
2	札幌市公式ホームページ	25	24.5
3	さぼーとほっと基金に寄付している企業の活動を通じて	14	13.7
4	市民まちづくり活動を行っている団体から紹介された	8	7.8
5	イベントや展示など	7	6.9
6	テレビ・ラジオ・新聞	11	10.8
7	家族や知人からの口コミ	9	8.8
8	他の窓口などで紹介された	2	2.0
9	その他	1	1.0
	不明	378	
	全体	102	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

わからない。

Q17. あなたは、さぼーとほっと基金に寄付をしたことがありますか。当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	ある	11	2.3
2	ない	469	97.7
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q18. あなたは、さぽーとほっと基金に今後寄付をしたいと思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	寄付したい	14	2.9
2	共感する活動・団体・テーマがあれば寄付したい	85	17.7
3	制度について理解を進めてから検討したい	259	54.0
4	寄付したくない	122	25.4
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q19. あなたが、寄付をする際に重要だと思うことは何ですか。当てはまるものを2つまで選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	使い道の透明性が担保されている	339	70.6
2	情報発信・報告がしっかりしている	145	30.2
3	活動内容に共感できる	204	42.5
4	活動成果が具体的である	132	27.5
5	身近に活動していて親しみが持てる	69	14.4
6	寄付することで感謝状などの特典がある	29	6.0
7	その他	4	0.8
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

寄付に頼らない
税控除
寄付する余裕がない

Q20. あなたは、「札幌市自治基本条例」を知っていますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	よく知っている	7	1.5
2	内容をある程度知っている	32	6.7
3	名前だけなら知っている（聞いたことがある）	104	21.7
4	知らない	337	70.2
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q21. あなたが、「札幌市自治基本条例」に関するPRや説明について、見たり聞いたりしたことがあるものをすべて選んでください。（いくつでも）

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	パンフレット	62	12.9
2	札幌市のホームページ	57	11.9
3	市長や市議会議員による説明	6	1.3
4	市職員による説明	8	1.7
5	札幌市の関係者以外による説明	7	1.5
6	テレビ、新聞、ラジオなどの報道	50	10.4
7	見たり聞いたりしたことはない	340	70.8
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q22. あなたは、札幌市が、市民自治を進めるための取り組みを今後も行っていく必要があると思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	必要だと思う	100	20.8
2	ある程度必要だと思う	176	36.7
3	どちらともいえない	88	18.3
4	あまり必要だとは思わない	17	3.5
5	必要だと思わない	18	3.8
6	わからない	81	16.9
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q23. あなたは、札幌市が「市政に関する市民への情報提供」を十分に行っていると思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	そう思う	14	2.9
2	ある程度そう思う	110	22.9
3	どちらともいえない	205	42.7
4	あまり思わない	105	21.9
5	思わない	46	9.6
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q24. あなたは、札幌市に「市民への情報提供」をもっと推進してほしいと思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	積極的に推進してほしいと思う	114	23.8
2	ある程度推進してほしいと思う	196	40.8
3	どちらともいえない	148	30.8
4	あまり推進してほしいとは思わない	10	2.1
5	全く推進してほしいと思わない	12	2.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q25. あなたは、札幌市からの情報を、主にどのような方法で受け取っていますか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	広報さっぽろ	405	84.4
2	札幌市が発行するパンフレット、リーフレット、チラシ、ポスターなど	82	17.1
3	札幌市の市政広報番組(テレビ・ラジオ番組など)	38	7.9
4	札幌市のホームページ	94	19.6
5	札幌市の公式SNS	14	2.9
6	札幌市のアプリ	15	3.1
7	札幌市が発行するメールマガジン	6	1.3
8	地上波デジタルテレビのデータ放送(dボタン)	20	4.2
9	説明会、出前講座など対面での説明	4	0.8
10	町内会などの回覧板	95	19.8
11	人づて	23	4.8
12	その他	2	0.4
13	札幌市からの情報を受け取っていない	29	6.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」記載なし

Q26. あなたは、札幌市からの情報を、どのような方法で受け取りたいと思いますか。当てはまるものをすべて選んでください。(いくつでも)

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	広報さっぽろ	371	77.3
2	札幌市が発行するパンフレット、リーフレット、チラシ、ポスターなど	98	20.4
3	札幌市の市政広報番組(テレビ・ラジオ番組など)	54	11.3
4	札幌市のホームページ	116	24.2
5	札幌市の公式SNS	43	9.0
6	札幌市のアプリ	28	5.8
7	札幌市が発行するメールマガジン	40	8.3
8	地上波デジタルテレビのデータ放送(dボタン)	37	7.7
9	説明会、出前講座など対面での説明	20	4.2
10	町内会などの回覧板	96	20.0
11	その他	2	0.4
12	わからない	41	8.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。

パソコンなど保存可能な手段

ネット上の広告

Q27. あなたは、札幌市が行う市民への情報提供について、どのようなことを求めますか。当てはまるものをすべて選んでください。（いくつでも）

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	もっと迅速に情報を提供してほしい	131	27.3
2	もっとたくさんの情報を提供してほしい	166	34.6
3	情報が多すぎるので、重要な情報にしぼって提供してほしい	56	11.7
4	もっと分かりやすくしてほしい	147	30.6
5	デザイン、レイアウトや色づかいなど、見た目をもっと工夫してほしい	50	10.4
6	その他	4	0.8
7	特に求めることはない	107	22.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。
 文字以外、写真やイラスト、図、グラフ、などが豊富だとわかりやすいかなと思います。
 重要な情報は広く気が付きやすく確実に。知りたい情報は市民が個々に深く掘り下げる手立てがあるように。
 選挙時期だけでなく、広報さっぽろなどで市議会議員一人一人にスポットを当てた活動報告を紹介して、ふだんからの市議会議員がどのように市の為に働いてくれているか、どれだけ市民の役に立っているのか知らせて欲しい。選挙公報で「この人、何やってくれたんだろう？」とわからない人ばかりでは困る。

Q28. あなたは、札幌市が市民の意見を十分に市政に反映していると思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	そう思う	12	2.5
2	ある程度そう思う	92	19.2
3	どちらともいえない	262	54.6
4	あまり思わない	86	17.9
5	思わない	28	5.8
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q29. あなたは、札幌市が、市民の市政への参加の機会を十分に提供していると思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	そう思う	10	2.1
2	ある程度そう思う	106	22.1
3	どちらともいえない	240	50.0
4	あまり思わない	94	19.6
5	思わない	30	6.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q30. あなたは、札幌市が、市政への参加機会を、市民にもっと提供してほしいと思いますか。最も当てはまるものを1つ選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	積極的に提供してほしいと思う	67	14.0
2	ある程度提供してほしいと思う	192	40.0
3	どちらともいえない	199	41.5
4	あまり提供してほしいとは思わない	11	2.3
5	全く提供してほしいと思わない	11	2.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q31. あなたが市政に参加したい（しても良い）と思えるためには、どのような条件が必要ですか。当てはまるものをすべて選んでください。（いくつでも）

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	参加しやすい曜日や時間帯などに行われること。	224	46.7
2	自分が関心のあるテーマであること。	267	55.6
3	好きな有名人が来る、イベントが楽しそうなど、参加意欲が湧く内容であること。	66	13.8
4	自分の意見を大切に扱ってもらえること。	67	14.0
5	一部の慣れた参加者の独壇場にならず、誰でも意見を出しやすい環境であること。	131	27.3
6	報酬、景品が支給されること。	55	11.5
7	参加案内などの情報を入手しやすくなること。	138	28.8
8	参加案内などの内容が見やすく、分かりやすいものであること。	100	20.8
9	1人だと参加しにくいので、仲間と一緒に参加できること。	35	7.3
10	家族や職場など周囲の理解を得られること。	34	7.1
11	その他	4	0.8
12	条件にかかわらず参加したくない	54	11.3
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」をお選びの方は具体的にお教えてください。
一般市民が参加できる状況にない
市政に意見を出したら、その意見が取り上げられない場合の理由や代案を伝えてほしいこと。参加したり意見を出したとしても、その後の経緯を知る手立てが曖昧だと意欲が無くなります。
マンションに居住する札幌市役所職員が、積極的に参加すること

Q32. あなたは、市政への参加方法として、どのような方法に関心がありますか。当てはまるものを3つまで選んでください。

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	訪問、電話、メール、手紙などでの意見表明・提言	147	30.6
2	パブリックコメントでの意見提出	62	12.9
3	フォーラム・シンポジウム	62	12.9
4	ワークショップ	64	13.3
5	意見交換会（市民と市、あるいは市民同士の意見交換）	76	15.8
6	審議会などの公募委員	20	4.2
7	モニター	228	47.5
8	アンケート	288	60.0
9	その他	2	0.4
10	どれにも関心がない	62	12.9
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」記載なし

Q33. あなたは、どのような市政のテーマに関心がありますか。当てはまるものをすべて選んでください。（いくつでも）

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	防災・防犯関係	216	45.0
2	予算など財政関係	114	23.8
3	国際交流関係	62	12.9
4	都市計画・建設・交通関係	141	29.4
5	市民活動・地域振興関係	109	22.7
6	文化・芸術・スポーツ関係	154	32.1
7	健康・医療・福祉関係	217	45.2
8	環境・衛生関係	114	23.8
9	子育て・教育関係	139	29.0
10	経済・産業・観光関係	119	24.8
11	その他	1	0.2
12	どれにも関心がない	51	10.6
	不明	0	
	全体	480	100.0

※「その他」記載なし

Q34. 性別

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	男性	240	50.0
2	女性	240	50.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q35. 年代

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	39歳以下	120	25.0
2	40～49歳	120	25.0
3	50～59歳	120	25.0
4	60歳以上	120	25.0
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q36. 居住形態

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	一戸建て	216	45.0
2	分譲マンション	124	25.8
3	賃貸マンション・アパート	133	27.7
4	その他	7	1.5
	不明	0	
	全体	480	100.0

Q37. 職業

No.	カテゴリー名	回答数	割合(%)
1	会社員・公務員・団体職員	216	45.0
2	自営業	38	7.9
3	パート・アルバイト	85	17.7
4	専業主婦・主夫	95	19.8
5	学生	9	1.9
6	無職	34	7.1
7	その他	3	0.6
	不明	0	
	全体	480	100.0

■他自治体の市民参加条例等について

■市民参加条例を定めている自治体の「自治基本条例」における市民参加関連条文

- 厚木市自治基本条例（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 静岡市自治基本条例（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 熊本市自治基本条例（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

■他自治体の市民参加条例

【例1】

- 厚木市市民参加条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 厚木市市民参加条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

【例2】

- 静岡市市民参画の推進に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則・・・・・・・・・・ 16

【例3】

- 京都市市民参加推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 京都市市民参加推進条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

【例4】

- 熊本市市民参画と協働の推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

【例5】

(※「市民参加条例」→「自治基本条例」となった例)

- 千葉市市民自治によるまちづくり条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 千葉市市民自治によるまちづくり条例施行規則・・・・・・・・・・ 37

■市民参加条例を定めている自治体の「自治基本条例」における市民参加関連条文

○厚木市自治基本条例（抜粋）

第8章 参加及び協働の推進

（政策等に対する意見等）

第28条 市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

（条例等の制定等への市民参加）

第29条 市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。

- (1) 条例等の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、改定又は廃止
- (3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

（事業の実施に係る市民参加）

第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。

（審議会等の運営）

第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

○静岡市自治基本条例（抜粋）

（市政への参画権）

第10条 市民は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、別に条例で定めるところにより、これらに参画する権利を有する。

2 市政に参画する市民は、総合的な視点に立って、発言し、行動しなければならない。

（市民と協働して行う市政運営）

第11条 市は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の参画を促進し、市民と協働して市政運営を行わなければならない。

（市民意見の聴取）

第21条 市の執行機関は、まちづくりに関する重要な政策又は施策の決定、市の条例、規則等の制定改廃及び計画の策定又は変更にあたっては、別に条例で定めるところにより、市民から意見を聴かなければならない。

（市民からの提案等）

第22条 市の執行機関は、まちづくりに関する市民からの提案、意見、要望等をその施策に反映させるよう努めなければならない。

○熊本市自治基本条例（抜粋）

（市民参画・協働のための仕組み）

第30条 市長等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画を拡充推進するための仕組みを整備します。

2 市長等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

3 市長等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。

4 市長等は、協働を拡充推進するための仕組みを整備します。

（参画と協働によるまちづくり条例）

第31条 参画と協働を拡充推進するための基本的な事項については、別に条例で定めるものとします。

■他自治体の市民参加条例

【例1】○厚木市市民参加条例

(目的)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）の趣旨にのっとり、市民参加に関する基本的な事項を定め、及び市民参加できる仕組みを整備することにより、市民参加によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、厚木市病院事業の設置等に関する条例（平成14年厚木市条例第20号）第2条第3項に規定する病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 市民参加 政策等の企画立案、実施、評価等の過程において市民が市政に関与することをいう。
- (3) パブリックコメント手続 自治基本条例第29条第1項の市民意見等提出手続のことをいい、市民の意見等を聴取すべき事案（以下この条において「対象事案」という。）に市民の意見等を反映させるため、当該対象事案に係る必要な事項を公表して広く市民の意見等を募集し、当該意見等及び当該意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (4) 意見交換会 対象事案の合意形成に資するため、当該対象事案について、必要な事項を市民に説明し、及び市民と意見交換を行う機会をいう。
- (5) 市民会議 対象事案について様々な視点から検討するため、実施機関が設置し、市民の運営により当該対象事案について議論を行う機会をいう。
- (6) ワークショップ 対象事案に係る多様な市民の提案を引き出すため、実施機関と市民とのグループ討議等の共同作業を行う機会をいう。
- (7) 意向調査 対象事案について市民の意見等を把握するため、当該対象事案に係る調査項目を設定し、定めた期間内に市民に当該調査項目に対する回答を求めるものをいう。

(基本原則)

第3条 市民参加は、市民と実施機関が必要な情報を共有すること、市民が意見等を述べる機会が確保されること及び市民が述べた意見等に対する実施機関の考え方が明らかにされることを基本として行われるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市民参加するよう努めるとともに、市民参加の場においては市民相互の自由な発言を尊重するよう努めるものとする。

(実施機関の責務)

第5条 実施機関は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。

2 実施機関は、市民参加により提出された意見等を十分考慮し、当該意見等を政策等に反映させるよう努めるものとする。

3 市民の意見等を政策等に反映させることができない場合においては、実施機関は、その理由を公表するものとする。

(市民参加の手続)

第6条 実施機関は、自治基本条例第29条第1項各号に掲げる行為（以下「対象行為」という。）を行おうとするときは、市民参加の機会を設けなければならない。

2 市民参加の手法は、自治基本条例第31条第1項に規定する審議会等の開催及び第2条第3号から第7号までに規定する手続、機会等（以下これらを「参加手法」という。）を基本とする。

3 実施機関は、市民参加の手続（第1項に規定する市民参加の機会を設けることをいう。以下同じ。）の実施に当たっては、パブリックコメント手続を実施しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、パブリックコメント手続に代えて他の参加手法により市民参加の手続を実施することができる。この場合において、実施機関は、その理由を公表しなければならない。

5 実施機関は、パブリックコメント手続の実施のほか、実施機関が選択する他の参加手法により市民参加の手続を実施しなければならない。ただし、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号の審査基準を定める場合その他実施機関がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 前項ただし書の場合において、実施機関は、その理由を公表しなければならない。

7 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手続を実施しないことができる。

(1) 軽微なもの

(2) 緊急性のあるもの

(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの

(4) 前3号に規定するもののほか、事務又は事業の性質上、市民参加の手続を実施する必要のないもの

8 前項各号に該当することにより市民参加の手続を実施しない場合においては、実施機関は、その理由を公表しなければならない。

(実施、評価等における市民参加)

第7条 実施機関は、政策等の実施、評価等についても、必要に応じ、市民参加の手続を実施するものとする。

(その他の市民参加の手法)

第8条 実施機関は、この条例に定める参加手法のほか、市民の意見等を政策等に反映させることに関し、効果的と認められる市民参加の手法がある場合は、当該手法により、対象行為について市民参加の手続を実施することができる。

(審議会等の運営)

第9条 審議会等の運営は、自治基本条例第31条の規定によるほか、次項から第4項までに定めるところによる。

2 実施機関は、審議会等の委員の公募に当たっては、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 選考の基準及び方法

(2) その他必要な事項

- 3 実施機関は、審議会等を開催したときは、会議録を作成し、その概要を公表しなければならない。
- 4 実施機関は、審議会等から会議の結果等の報告を受けたときは、当該報告の概要その他必要な事項を公表しなければならない。

(パブリックコメント手続の実施)

第 10 条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象行為の案及び当該案に関する資料
- (2) 意見等の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) その他必要な事項

2 実施機関は、パブリックコメント手続において、意見等の提出があったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 対象行為の案の概要
- (2) 提出された意見等の概要
- (3) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (4) 対象行為の案を修正した場合は、その内容
- (5) その他必要な事項

3 意見等の提出期間は、第 1 項の規定による公表の日から 30 日以上とする。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、30 日を下回る意見等の提出期間を定めることができる。この場合においては、第 1 項に規定する公表の際、その理由を明らかにしなければならない。

(再度のパブリックコメント手続の実施)

第 11 条 実施機関は、パブリックコメント手続により提出された意見等に基づき修正された対象行為の案が、前条第 1 項の規定により公表した対象行為の案と異なるものとなったときは、再度パブリックコメント手続を実施することができる。

(意見交換会の開催)

第 12 条 実施機関は、意見交換会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見交換会の名称及び議題
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) その他必要な事項

2 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

3 実施機関は、意見交換会で出された意見等の概要及び当該意見等に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

(市民会議の設置)

第 13 条 実施機関は、市民会議を設置しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 市民会議の名称及び検討事項
- (2) 公募の方法

(3) その他必要な事項

2 市民会議は、これを公開する。

3 実施機関は、市民会議を開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

4 実施機関は、市民会議から検討事項に係る報告があったときは、当該報告の概要及び当該報告に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

(ワークショップの開催)

第 14 条 実施機関は、ワークショップを開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) ワークショップの名称及び議題

(2) 公募の方法

(3) その他必要な事項

2 実施機関は、ワークショップを開催するに当たっては、共同作業を通じて多様な提案を引き出すとともに、当該提案が実現可能なものとなるよう助言するものとする。

3 実施機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、その概要を公表しなければならない。

4 実施機関は、ワークショップにおいて実現可能な提案がなされたときは、当該提案の概要及び当該提案に係る実施機関の考え方その他必要な事項を公表しなければならない。

(意向調査の実施)

第 15 条 実施機関は、意向調査を実施しようとするときは、その目的を明らかにするとともに、回答に必要な情報を提供しなければならない。

2 実施機関は、意向調査の実施後、その結果を公表しなければならない。

(市民参加の手の続の実施予定及び実施状況の公表)

第 16 条 実施機関は、毎年度、その年度における市民参加の手の続の実施予定及び前年度における市民参加の手の続の実施状況を公表しなければならない。

(市民参加の点検及び評価)

第 17 条 実施機関は、この条例の適切な運用を図り、市民参加によるまちづくりを推進するため、市民参加の手の続の実施状況について、点検及び評価を実施し、その結果を公表しなければならない。

2 前項に規定する点検及び評価は、自治基本条例第 38 条第 1 項に規定する厚木市自治基本条例推進委員会が行うものとする。

(自治基本条例に規定するその他の参加の推進)

第 18 条 実施機関は、自治基本条例第 30 条に規定する説明会を実施する場合は、その実施の詳細について必要な事項を公表するものとする。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実施機関が別に定める。

○厚木市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市市民参加条例（平成24年厚木市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市民参加の手續の実施)

第2条 条例第6条第5項本文の規定による実施機関が選択する他の参加手法による市民参加の手續は、次に定める手續の数により実施するものとする。

(1) 厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）第29条第1項第1号に該当するもののうち、条例の制定、改正又は廃止 2以上の参加手法による実施

(2) 自治基本条例第29条第1項第2号に該当するもの

ア 市の基本構想及びこれを具体化するための基本計画その他市の基本的な事項に係る計画の策定、改定又は廃止 2以上の参加手法による実施

イ 広く市民の公用又は公共の用に供する施設の設置に係る計画その他の重要な計画の策定、改定又は廃止 1以上の参加手法による実施

(3) 自治基本条例第29条第1項第3号に該当するもの 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入、変更若しくは廃止又は金銭の徴収に係る方針の策定その他の重要な政策等の策定 1以上の参加手法による実施

2 条例第6条第5項ただし書に規定する実施機関がその必要がないと認めるときは、条例の制定、改正又は廃止を除く自治基本条例第29条第1項第1号に該当する対象行為において、パブリックコメント手續を実施したときとする。

(審議会等の委員の公募等)

第3条 市長は、条例第9条第2項に規定する審議会等の委員の公募に当たっては、審議会等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として委員の総数の5分の1以上を公募により選出するよう努めるものとする。

(1) 法令により委員の資格が限られているもの

(2) 委員に対して特に専門的な識見が要求されるもの

(3) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱うもの

(4) その他公募による委員の選任が適当でないと市長が認めるもの

2 条例第9条第2項第1号に規定する選考の基準及び方法は、次のとおりとする。

(1) 公募による委員の資格は、次のとおりとすること。

ア 公募を実施する審議会等の委員の任期の初日において、本市における他の審議会等の委員でない者

イ 原則として18歳以上の市民

ウ 本市の職員及び議員でない者

(2) 公募の委員の選考は、次のいずれかの方法により行うこと。

ア 小論文等による選考

イ 面接による選考

ウ 書類選考

3 条例第9条第2項第2号に規定する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の名称及び所掌事務
- (2) 募集する委員の数及び任期
- (3) 応募資格及び応募方法
- (4) 会議開催の予定時期及び予定回数
- (5) 報酬等の有無
- (6) その他市長が必要と認める事項

4 委員を公募する期間は、原則として30日以上とする。

5 市長は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 委員を募集した期間
- (3) 委員の選考方法
- (4) 応募者及び選任した委員の数及び選任理由
- (5) その他市長が必要と認める事項

(パブリックコメント手続)

第4条 条例第10条及び第11条に規定するパブリックコメント手続による意見等の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) パブリックコメント手続を実施する所管課が指定する場所への書面の持参
- (5) その他市長が必要と認める方法

2 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとする者は、住所、氏名その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。この場合において、意見を提出しようとする者が明らかにする必要がある事項については、意見等の募集の際に明示するものとする。

(意見交換会)

第5条 条例第12条第1項に規定する公表は、原則として当該意見交換会の開催日の2週間前までに行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見交換会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

(市民会議)

第6条 市長は、条例第13条第1項の規定に基づき市民会議を設置したときは、当該市民会議に対し、検討事項に関する市の基本的な考え方その他必要な事項及び当該検討事項に関する資料を提示するものとする。

2 市長は、検討事項に関する知識又は経験を有する者その他必要と認める者を市民会議に出席させること等当該市民会議の運営について必要な支援をするものとする。

3 条例第 13 条第 3 項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 市民会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

(ワークショップ)

第 7 条 条例第 14 条第 2 項に定めるもののほか、市長は、ワークショップの開催に当たっては、議題、作業内容及び実施回数の設定並びに会議を進行する者の選任等を適切に行い、参加者の誰もが自由に意見を述べ、又は議論することができる環境を確保するよう努めるものとする。

2 条例第 14 条第 3 項に規定する開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) ワークショップの名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 参加者数
- (4) 議事の経過及び発言の要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

(意向調査の公表事項)

第 8 条 条例第 15 条第 2 項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 意向調査の名称
- (2) 意向調査の目的、方法及び対象
- (3) 意向調査の実施時期
- (4) 回答率及び集計結果
- (5) その他市長が必要と認める事項

(市民参加の手續の実施予定及び実施状況の公表)

第 9 条 条例第 16 条の規定による市民参加の手續の実施予定の公表は、次に掲げる事項を公表して行うものとする。

- (1) 対象行為
- (2) 市民参加の手續の手法
- (3) 市民参加の手續の実施期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 16 条の規定による市民参加の手續の実施状況の公表は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公表して行うものとする。

- (1) 市民参加の手續への参加者数等
- (2) 条例第 6 条第 7 項に規定する理由

(公表の方法)

第 10 条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち、市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 次に掲げる場所での閲覧又は配布

ア 市民参加の手続を実施する所管課の窓口

イ 市政情報コーナー

ウ 厚木市地区市民センター

エ 厚木市役所連絡所

オ 厚木市立中央図書館

(2) 市の広報紙への掲載

(3) インターネットを利用したの閲覧

(4) その他市長が適当と認める方法

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

【例2】〇静岡市市民参画の推進に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）の目的及び理念に基づき、市民が市政に参画するための基本的な事項を定めることにより市民参画を推進し、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(2) まちづくり 心豊かに、かつ、快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。

(3) 市民参画 市政に関する施策（以下「施策」という。）に市民の意見等を反映するため、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が主体的に様々な形でかかわることをいう。

(4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(市民参画の基本理念)

第3条 市民参画は、市民がその豊かな社会経験、知識及び創造的な活動を通じて、市政に参画し、市民と市が協働して、自立した地域社会の実現を目指すことを基本理念として行われるものとする。

(市民参画の基本原則)

第4条 市民参画は、すべての市民にその機会を保障することにより、行われるべきものとする。

2 市民参画は、市民と市が情報を共有して行われるべきものとする。

3 市民参画は、市民と市がそれぞれのもつ特性を生かし、市民と市が対等の立場でお互いの役割を理解しながら行われるべきものとする。

4 市民参画は、その継続的な発展のために、創意工夫をもって行われるべきものとする。

5 市民参画は、市民と市又は市民同士の対話を通じた相互の連携及び協力により築かれた良好な信頼関係を基本として行われるべきものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりの主体として、市政に対する関心を持ち、積極的に市民参画をするよう努めなければならない。

2 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、総合的な視点に立って市民参画をしなければならない。

3 市民は、市民活動に関する理解を深め、市民参画を通じて、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むよう努めなければならない。

(市の責務)

- 第6条 市は、市政運営に当たっては、市民参画の推進を図る視点に立ち、これを行わなければならない。
- 2 市は、市民に対し市政に関する情報を積極的かつ分かりやすい形で提供しなければならない。
 - 3 市は、市政について、市民に対し適切かつ誠実に説明責任を果たさなければならない。
 - 4 市は、市民に対し市民参画の機会を積極的に提供するよう努めなければならない。
 - 5 市は、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。
 - 6 市は、市民参画に対する市民意識を醸成し、及び市民活動の促進に努めなければならない。

第2章 市民参画手続の実施等

第1節 市民参画手続の内容

(市民参画手続)

第7条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民と協働して市政運営を行うことを目的として、市民参画の推進を図る視点に立ち、施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響その他施策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合には、次項、次条及び第9条の規定により市民の意見等を施策へ反映するための一連の手続（以下「市民参画手続」という。）を実施するものとする。

2 市民参画手続は、原則として、次に掲げる目的による手続の区分に応じ、規則で定める方法により行うものとする。

- (1) 広く意見等を募集するための手続
- (2) 集会の形態をとり、市民と実施機関の対話を通じて意見交換等を行うための手続
- (3) 会議の形態をとり、市民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続

(市民参画手続の実施原則)

第8条 実施機関は、市民参画手続を実施しようとするときは、原則として、前条第2項第1号の区分に該当する市民参画手続の方法により実施するものとする。ただし、施策の内容に応じ、他の市民参画手続の方法により実施することが適当であると認める場合にあっては、これに代えて他の方法により市民参画手続を実施することができる。

2 実施機関は、市民が広く市政に参画できるよう、施策の内容に応じ、効果的に市民の意見等が施策に反映できる市民参画手続を複数の方法により実施するよう努めるものとする。

3 実施機関は、市民参画手続の結果を最も効果的に施策に反映できると認める適切な時期に市民参画手続を実施するものとする。

(提出された意見等の取扱い)

第9条 実施機関は、提出された市民の意見等を十分に検討し、施策に反映できるものについては、積極的に反映させるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の規定による市民の意見等の検討を行ったときは、市民の意見等の概要及びそれに対する実施機関の考え方を公表するものとする。ただし、これらの内容に静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第7条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）を含む場合は、この限りでない。

(自治基本条例第 21 条の規定に基づく市民意見の聴取)

第 10 条 自治基本条例第 21 条に規定する市民意見の聴取（以下「市民意見聴取」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときに、市民参画手続により行わなければならない。

- (1) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。
- (2) 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。
- (3) 大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると実施機関が認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、市民意見聴取を実施しないことができる。

- (1) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 3 項又は第 7 項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要があると認める事項を除く。）
- (2) 法令等に基づく事項で、市の裁量の余地がないもの
- (3) 実施機関の内部の事務処理に関する事項
- (4) 市民の意見聴取手続が法令又は他の条例により定められている事項
- (5) 軽易な事項
- (6) 緊急を要する事項

(実施計画の策定及び公表)

第 11 条 実施機関は、市民参画手続を実施する場合には、あらかじめその年度における市民参画手続の実施計画を策定しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定により各実施機関が策定する実施計画を取りまとめ、公表しなければならない。

(実施状況の公表等)

第 12 条 実施機関は、市民参画手続を実施した場合には、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項に規定する報告に基づく各実施機関の実施状況を取りまとめ、自治基本条例第 27 条第 1 項の規定に基づき設置する静岡市市民自治推進審議会（以下「市民自治推進審議会」という。）に報告をするとともに、これを公表しなければならない。

第 2 節 市民が自発的に提出した意見等の取扱い

(市民が自発的に提出した意見等の取扱い)

第 13 条 実施機関は、市民参画手続によるもののほか、市民の誰もが自発的かつ率直にまちづくりに関する意見等を実施機関に対して伝えることができ、かつ、当該意見等が実施機関に伝えられた場合には、その内容に関する検討を速やかに行い、必要な内容についての確に市政に反映できる体制を確保しなければならない。

第3節 市民参画手続等の前提としての実施機関等の役割

(市民意向の把握)

第14条 実施機関は、市民参画手続及び前条の規定による市民からの意見等の把握によるもののほか、市政に関する市民の意識調査、市民との対話による意見交換等の機会の確保等の効果的かつ適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握し、これを市政に反映するよう努めるものとする。

(行政需要への適切な対応)

第15条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、行政評価の公表を行うこと等により、当該施策に関する情報を十分に分かりやすく市民に提供しなければならない。

2 実施機関の職員は、市政を効果的かつ適切に運営するため、専門的な知識を活用し、この章の規定により得られた情報を総合的かつ継続的に検討し、及び分析し、施策に効果的に反映するよう努めるものとする。

第3章 住民投票手続

(住民投票の実施請求権を有する者等)

第16条 自治基本条例第26条第1項に規定する住民投票（以下「住民投票」という。）の実施を請求することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者として、規則で定めるところにより住民投票実施請求資格者名簿（住民投票の実施を請求することができる者の氏名、住所、性別及び生年月日等が記載された名簿をいう。以下同じ。）に登録されたものとする。

(1) 年齢20歳以上の日本国籍を有する者で、その者に係る静岡市の住民票が作成された日（他の市町村から静岡市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものは、当該届出をした日）から引き続き3月以上静岡市の住民基本台帳に登録されているもの（永住外国人が日本国籍を有する者となったときは、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票（次号において「外国人登録原票」という。）に居住地を静岡市として登録され、又は同法第8条第1項の規定により居住地を静岡市として変更の登録を申請した日からその者が日本国籍を有する日の前日までの期間とそれに引き続き静岡市の住民基本台帳に登録される期間を通算した場合に3月以上の期間となるもの）

(2) 年齢20歳以上の永住外国人で、外国人登録原票に登録されている居住地が静岡市にあり、かつ、当該登録の日（外国人登録法第8条第1項の規定による申請に基づく同法第6項の居住地変更の登録を受けた場合は、当該申請の日）から3月を経過したもの

2 前項の永住外国人とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

3 自治基本条例第26条第1項に規定するその総数の50分の1の数は、規則で定めるところにより住民投票実施請求資格者名簿の登録が行われた日以後直ちに告示しなければならない。

(住民投票の請求に関する処置等)

第 17 条 市長は、自治基本条例第 26 条第 2 項の規定に基づき、住民投票の実施の請求について市議会に付議しようとするときは、同条第 1 項の規定による請求を受理した日から 20 日以内に市議会を招集するものとする。

2 市長は、自治基本条例第 26 条第 2 項の規定による付議の結果を同条第 1 項の代表者に通知するとともに、これを公表するものとする。

3 前条及び前 2 項に掲げるもののほか、住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで並びに第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例による。

第 4 章 市民自治推進審議会の役割

(市民自治推進審議会の役割)

第 18 条 市民自治推進審議会は、自治基本条例第 27 条第 2 項に規定する所掌事項のほか、第 12 条第 2 項の報告があった場合その他市民参画の推進に関する事項について必要があると認める場合には、市長に意見を述べることができる。

第 5 章 雑則

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市市民参画の推進に関する条例（平成19年静岡市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民意見提出手続 実施機関が、施策の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民の意見等を求める方法をいう。

(2) 意見交換会 実施機関が、施策の趣旨、内容その他必要な事項を説明し、それに対する市民と市の意見交換を通じて、市民の意見等を聴取するための集会をいう。

(3) ファシリテータ 中立的な立場から参加者の発言を促進し、より多くの参加者が議論に参加できるよう、会議の進行をする者をいう。

(4) 市民ワークショップ 実施機関が、施策について、ファシリテータの進行のもとに、市民と市及び市民相互の多様な共同作業を通じて、多様な市民の意見等を引き出すとともに、その意見等について一定の方向性を見いだすための会議をいう。

(5) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類する合議制の組織をいう。

第2章 市民参画手続等

第1節 通則

(公表の方法)

第3条 条例第9条第2項、条例第11条第2項及び条例第12条第2項並びに第5条第1項並びに第6条第4項及び第5項（第7条第3項の規定において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 公表に係る施策を所管する実施機関の事務室における閲覧又は配布

(3) 各区役所において市長が指定する場所における閲覧又は配布

2 実施機関は、第5条第1項及び第6条第4項の規定による公表を行おうとするときは、その旨を公告するものとする。

3 実施機関は、必要に応じ、第1項各号に定めるもののほか、市の施設における閲覧その他の効果的な方法により公表を行うよう努めなければならない。

4 実施機関は、広報紙への掲載、報道機関への情報提供等により、第1項に規定する公表が行われたことを市民に周知するよう努めなければならない。

(市民参画手続の方法)

第4条 条例第7条第2項各号に該当する市民参画手続の方法は、次に掲げる同項各号の手続の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 条例第7条第2項第1号の手続 市民意見提出手続の実施
- (2) 条例第7条第2項第2号の手続 意見交換会の開催
- (3) 条例第7条第2項第3号の手続 市民ワークショップの開催又は審議会等への付議

第2節 市民意見提出手続

(市民意見提出手続の実施)

第5条 実施機関は、市民意見提出手続を実施するときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 施策の案
- (2) 施策の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) 意見の提出方法、提出期間及び提出先
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民が施策の案を理解するために必要な情報として、実施機関が必要があると認めるもの

2 実施機関は、市民が意見を提出するために必要な期間として、30日以上の提出期間を確保するものとする。ただし、緊急その他のやむを得ない理由により当該期間を確保できない場合は、この限りでない。

3 意見の提出方法は、実施機関が指定する場所への文書の提出その他の実施機関が定める方法によるものとする。

4 意見を提出する市民は、個人の場合にあつては住所及び氏名、法人その他の団体の場合にあつては名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにしなければならない。

第3節 意見交換会

(意見交換会の開催)

第6条 実施機関は、意見交換会を開催する場合には、幅広い市民の参加が得られるよう、開催日時、開催場所等を選定するものとする。

2 実施機関は、意見交換会を開催する場合には、参加者の施策の案についての理解が深まるよう、資料の充実等に努めなければならない。

3 実施機関は、意見交換会を開催する場合には、市民と市の対話により施策の案についての議論が深まるよう適切な運営に努めなければならない。

4 実施機関は、意見交換会の開催に当たっては、原則として当該意見交換会の開催日の前日から起算して14日前までに、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。

5 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、これを公表しなければならない。ただし、開催記録に非公開情報を含む場合は、この限りでない。

6 前項の開催記録には、次に掲げる事項を記載するとともに、市民に配布した資料等があるときは、これを添付するものとする。

- (1) 意見交換会の対象とする施策の内容
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 議題
- (4) 意見交換の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認める事項

第4節 市民ワークショップ

(市民ワークショップの開催)

第7条 実施機関は、市民ワークショップを開催する場合には、幅広い市民の参加が得られるよう、開催日時、開催場所等を選定するものとする。

2 実施機関は、市民ワークショップの開催に当たっては、議題、作業内容及び実施回数の設定並びにファシリテータの選任等を適切に行うことで、参加者の誰もが自由に意見等を述べ、又は議論をすることができる環境を確保し、参加者の意見等の方向性を適切に見いだすよう努めなければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、市民ワークショップの開催に当たっての公表並びに開催記録の作成及び公表について準用する。

第5節 審議会等

(審議会等の設置等)

第8条 審議会等の設置及び運営については、別に定めるところによる。

第6節 市民参画の推進体制

(市民参画の推進体制の整備)

第9条 実施機関は、条例の適切な運用により、市民参画を推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

第3章 住民投票手続

(請求資格者名簿の登録等)

第10条 市長は、第13条第1項の規定による住民投票実施請求代表者証明書の交付申請があったときは、当該申請のあった日現在において条例第16条第1項各号のいずれかに該当する者を住民投票実施請求資格者名簿(様式第1号)に登録するものとする。

2 住民投票実施請求資格者名簿は、当該住民投票の実施の請求についてのみ効力を有する。ただし、当該住民投票の実施の請求を受けた日において、当該住民投票の実施の請求以外の住民投票の実施の請求があったときは、各住民投票の実施の請求を通じて一の住民投票実施請求資格者名簿とする。

(請求に必要な署名数の告示等)

第11条 条例第16条第3項に規定するその総数の50分の1の数は、前条第1項の規定により住民投票実施請求資格者名簿に登録した者の総数の50分の1の数(その数に1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。以下同じ。)とする。

2 市長は、毎年9月1日現在で、条例第16条第1項各号のいずれかに該当する者の総数の50分の1の数を、当該月の10日までに告示しなければならない。

(補正登録等)

第12条 市長は、第10条第1項の規定により住民投票実施請求資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に住民投票実施請求資格者名簿に登録される資格を有する者が住民投票実施請求資格者名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を直ちに住民投票実施請求資格者名簿に登録しなければならない。

2 市長は、住民投票実施請求資格者名簿に登録された者の記載内容に変更があったこと、又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

3 市長は、住民投票実施請求資格者名簿に登録された者について、登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったときは、その者を直ちに住民投票実施請求資格者名簿から抹消しなければならない。

(請求の手続)

第 13 条 自治基本条例第 26 条第 1 項の規定により、住民投票の実施の請求をしようとする代表者（以下「住民投票実施請求代表者」という。）は、その請求の要旨その他必要な事項を記載した住民投票実施請求書（様式第 2 号）及び条例案を添え、市長に対し、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第 3 号）により住民投票実施請求代表者証明書（様式第 4 号）の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請があったときは、市長は、第 10 条第 1 項の規定による請求資格者名簿の登録を行った日後、直ちに当該申請をした住民投票実施請求代表者が当該請求資格者名簿に登録された者であるかどうかを確認し、登録された者であるときは、当該住民投票実施請求代表者に前項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

3 住民投票実施請求代表者は、住民投票実施請求者署名簿（様式第 5 号）に住民投票実施請求書又はその写し、住民投票実施請求代表者証明書又はその写し及び条例案を付して、自治基本条例第 26 条に規定する住民投票の実施を請求することができる者（以下「請求資格者」という。）に対し、署名（視覚障害者が公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）別表第 1 に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）をし、印を押すことを求めなければならない。

4 住民投票実施請求代表者は、請求資格者に委任し、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合において、委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、住民投票実施請求書又はその写し、住民投票実施請求代表者証明書又はその写し及び条例案並びに第 6 項に規定する住民投票実施請求署名収集委任状（様式第 6 号）を付した住民投票実施請求者署名簿を用いなければならない。

5 住民投票実施請求者署名簿は、区ごとにこれを作製しなければならない。

6 住民投票実施請求代表者は、第 4 項の規定により署名をし、印を押すことを求めるための委任をしたときは、受任者に対し、住民投票実施請求署名収集委任状を交付するとともに、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を署名収集委任届出書（様式第 7 号）により市長に届け出なければならない。

7 第 3 項及び第 4 項に規定する署名及び印は、第 2 項の規定による告示があった日から 1 箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、条例第 17 条第 3 項の規定によりその例によることとされた法第 74 条第 6 項の規定により署名を求めることができないこととなったときは、その期間は、その公示又は告示の日から選挙の期日までの期間を除き、第 2 項の規定による告示があった日から 31 日以内とする。

8 住民投票実施請求者署名簿に署名をし、印を押した者の数が、第 11 条第 1 項の規定により告示された住民投票実施請求資格者名簿に登録した者の総数の 50 分の 1 以上の数となったときは、住民投票実施請求代表者は、前項の規定による期間満了の日の翌日から 5 日以内に住民投票実施請求者署名簿（署名簿が 2 冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を市長に提出しなければならない。

9 住民投票実施請求代表者は、条例第 17 条第 3 項の規定によりその例によることとされた法第 74 条の 2 第 6 項の規定により住民投票実施請求者署名簿の返付を受けた日から 5 日以内に、市長に対し、住民投票実施請求書に住民投票実施請求者署名簿、住民投票実施請求署名収集証明書（様式第 8 号）及び条例案を添えて住民投票の実施の請求を行わなければならない。

(選挙管理委員会への事務の委任)

第14条 住民投票に関する事務は、法第180条の2の規定に基づき、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める機関に委任する。

(1) 住民投票実施請求者署名簿に署名及び押印をした者の総数及び有効署名の総数の告示に関する事務 静岡市選挙管理委員会

(2) 住民投票実施請求者署名簿の署名の証明及び住民投票実施請求者署名簿の縦覧に関する事務 静岡市の区選挙管理委員会

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、住民投票の請求の処置等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 委任

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

【例3】〇京都市市民参加推進条例

1200年を超える歴史の中で、京都は、世界に誇るべき「都市の自治」をはぐくみ、自治の伝統に培われた市民の多様な活動及び市政への参加により、自立性の高い活力あふれるまちとして発展してきた。

21世紀においても、京都が有する多様かつ豊かな蓄積を輝きに変え、個性豊かな魅力あふれるまちとして、京都が発展し続けるためには、事業者、市民活動団体等を含むすべての市民が、その持てる力を存分に発揮し、地域社会の一員として、自覚と責任を持って、まちづくりを進めるとともに、市政に積極的に参加し、協働の成果を挙げることが必要である。

本市は、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市民の市政への参加と市民による自主的なまちづくりについて、これらを市政運営の基本原則とし、基本理念を定め、並びに本市及び市民の責務を明らかにするとともに、多様な参加の機会を確保することにより、本市と市民とのパートナーシップに基づく市政の推進を図り、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市及び市民が共に市民参加(市民が市政に参加し、及びまちづくりの活動を行うことをいう。以下同じ。)を推進するための基本的事項を定めることにより、市民の知恵と力を生かした市政及び個性豊かなまちづくりの推進に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民参加は、本市と市民との協働(自らの果たすべき役割を自覚して対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。以下同じ。)の精神に基づき、市民による市政への参加とまちづくりの活動とが相まって、推進されなければならない。

2 市民参加は、市民の豊かな社会経験及び創造的な活動が尊重されるとともに、市民の福祉の増進及び市政運営の効率性が確保されることを基本として推進されなければならない。

3 市長その他の本市の行政機関は、市民参加の推進に当たっては、市会の権限及び役割を尊重しなければならない。

(本市等の責務)

第3条 本市は、京都市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の提供及び公開を推進することにより、政策の形成、実施及び評価の一連の過程における透明性を向上させるとともに、政策の目的、内容、効果等を市民に分かりやすく説明する責務を果たし、もって市民がこれら一連の過程において市政に参加することができるよう、その機会の確保に努めなければならない。

2 本市は、市政に関する市民の意見、提案等を総合的に検討し、これらに誠実に応答するとともに、それらの内容を市政に適切に反映させるよう努めなければならない。

3 本市は、市民による自主的なまちづくりの活動について、これを尊重しつつ、必要な支援を行うとともに、市民との協働に努めなければならない。

4 本市の職員は、基本理念にのっとり、あらゆる職務について、市民参加の推進を図る視点に立ち、公正かつ誠実にこれを遂行しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、市政に関する情報並びに政策の形成、実施及び評価の一連の過程における参加の機会を活用することにより、積極的に市政に参加するよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むことを通じて、まちづくりの活動を推進するよう努めるものとする。

3 市民は、市民参加の推進に当たっては、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、本市との協働及び市民相互の協働に努めるものとする。

(市民活動団体の責務)

第5条 市民活動団体(ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。以下同じ。)は、その活動を通じて、本市及び市民との協働を図り、市民参加の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、その社会的な役割の重要性にかんがみ、積極的に事業運営の状況等について市民に説明する等組織及び活動の透明性の向上に努めるものとする。

(市民参加推進計画)

第6条 市長は、市民参加を総合的に推進するための計画(以下「市民参加推進計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、市民参加推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 市長は、毎年度、市民参加推進計画に基づき講じる施策の実施計画及びその実施状況を市会に報告しなければならない。

4 市長は、市民参加の推進状況等を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、市民参加推進計画を見直さなければならない。

(附属機関等の会議の公開)

第7条 附属機関の会議及び市民、学識経験のある者等で構成する会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報(京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

2 前項の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

3 第1項本文の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。

(委員の選任)

第8条 市長その他の執行機関、公営企業管理者及び消防長(以下「市長等」という。)は、附属機関の委員の委嘱等に当たっては、民意を適切に反映させるため、多様な人材を登用しなければならない。

2 市長等は、附属機関の委員の委嘱等に当たっては、市民の市政への参加意欲を高めるとともに、前条第1項の会議において広く市民の意見が反映されるよう、委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

(市政への参加の手續)

第9条 市長等は、政策の形成、実施及び評価の一連の過程において、公聴会、ワークショップ(本市及び市民による自由な議論により、政策、施策又は事業(以下「政策等」という。))の方針、内容等に関する意見を集約するための会合をいう。)その他の市政への参加の手續のうち、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

2 市長等は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリック・コメント手續(政策等について、その目的、内容その他の事項を公表し、広く市民の意見を募集し、当該意見に対する本市の見解を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行う手續をいう。以下同じ。)を行わなければならない。

3 パブリック・コメント手續の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(まちづくりの活動の支援)

第10条 市長は、情報の提供、相談、専門家の派遣、活動拠点の確保等市民による自主的なまちづくりの活動を促進するために必要な措置を講じるものとする。

(フォーラム)

第11条 市民参加の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市市民参加推進フォーラム(以下「フォーラム」という。)を置く。

(フォーラムの組織)

第12条 フォーラムは、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、公募により選任された者、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。

2 公募により選任された者を除き、委員は、再任されることができる。

(委任)

第14条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

○京都市市民参加推進条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市市民参加推進条例(以下「市民参加推進条例」という。)において使用する用語の例による。

(市民参加推進計画)

第2条 市民参加推進計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市民参加の推進に関する長期的な目標
- (2) 市民参加の推進のための取組
- (3) その他市民参加の推進に関する重要な事項

(附属機関等の会議を非公開とする場合)

第3条 市民参加推進条例第7条第1項ただし書に規定する別に定める場合は、条例の規定により附属機関等の会議(同項本文に規定する会議をいう。以下同じ。)が非公開とされている場合とする。

2 市長等は、市民参加推進条例第7条第1項ただし書の規定により附属機関等の会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(パブリック・コメント手続の対象)

第4条 市民参加推進条例第9条第2項に規定する別に定めるものは、次の各号に掲げる政策等とする。

- (1) 地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想その他の市政に関する基本的な計画の策定又は改廃
- (2) 条例の制定又は改廃に係る案の策定(次に掲げる事項を決定し、又は変更するものに限る。)

ア 本市の基本的な制度

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事項

ウ 義務を課し、又は権利を制限する事項

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が、市民生活又は事業活動への影響を勘案してパブリック・コメント手続を実施することが適当であると認める制度の創設若しくは計画の策定又はこれらの改廃

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加推進条例第9条第2項に規定する別に定めるものとしなす。

- (1) 市税、使用料、手数料その他の徴収金の額及び徴収方法の決定又は変更を行うもの
- (2) 法令又は条例の規定により、政策等に係る意思決定前に、公聴会の開催その他の市民の意見を反映させるために必要な手続を経るもの
- (3) 附属機関が次条から第7条までの規定による手続に相当する手続を経て策定した答申に基づき行うもの
- (4) 法令の改正その他の事由により迅速に行わなければならないもの

(政策等の目的、内容等の公表)

第5条 政策等(前条第1項各号のいずれかに該当するもの(同条第2項各号のいずれかに該当するものを除く。))をいう。以下同じ。)の目的、内容その他の事項の公表は、インターネットの利用、本市の広報紙への掲載、市長等が指定する場所における閲覧、印刷物の配布その他の適当な方法によって行うものとする。

(意見の募集)

第6条 政策等に対する市民からの意見の募集は、前条の規定による公表の日から起算して30日間を標準として市長等が定める期間、行うものとする。

2 前項の意見は、次の各号に掲げる方法によって受け付けるものとする。

- (1) 市長等が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便又は信書便の利用
- (3) ファクシミリ装置の利用
- (4) 電子メールの利用
- (5) その他市長等が必要と認める方法

(本市の見解及び意思決定の内容の公表)

第7条 前条第1項の意見に対する本市の見解及び意思決定の内容の公表は、インターネットの利用その他の適当な方法によって行うものとする。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、パブリック・コメント手続の実施状況を取りまとめて、公表するものとする。

(フォーラムの座長及び副座長)

第9条 京都市市民参加推進フォーラム(以下「フォーラム」という。)に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により定め、副座長は委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、フォーラムを代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 座長及び副座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(フォーラムの招集及び議事)

第10条 フォーラムは、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないときのフォーラムは、市長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 フォーラムは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 フォーラムの議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 フォーラムは、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(フォーラムの庶務)

第11条 フォーラムの庶務は、総合企画局において行う。

(フォーラムに関する補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、フォーラムの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、市民参加推進条例の施行に関し必要な事項は、総合企画局長が定める。

【例4】〇熊本市市民参画と協働の推進条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、熊本市自治基本条例（平成21年条例第37号）第31条の規定に基づき、本市における情報共有を前提とした参画と協働を拡充推進するための基本的な事項を定め、もって住民自治の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいう。
- (2) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。
- (3) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。
- (5) パブリックコメント 市の計画、条例、規則、制度等（以下「計画等」という。）の素案、選択肢、論点等（以下「素案等」という。）を施策の立案過程において広く公表し、市民が多様な意見、情報、専門的知識等（以下「意見等」という。）を提案し、又は提供する機会を設け、市民から提出された意見等を考慮して計画等の検討を行うとともに、検討結果についても広く公表する一連の手続をいう。
- (6) 審議会等 市政運営上一定の役割を担う組織化された機関であって次に掲げるものをいう。
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例の規定により設置された附属機関
 - イ 市政運営上の意見の聴取、交換、懇談等を行うため市長等が設置した懇談会等
- (7) ワークショップ 特定のテーマや課題に対応するため、具体的課題の抽出及び解決等について、集団による共同作業や話し合いを通じて意見等の集約を図る手法をいう。
- (8) コミュニティ活動 地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団が身近な課題を解決するために行う活動をいう。
- (9) 地域コミュニティ活動 身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動をいう。
- (10) 市民公益活動 前号に規定する活動のほか、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動をいう。

(情報共有)

第3条 市民及び市長等は、市民の参画（以下「市民参画」という。）と協働を拡充推進するため、情報共有に努めるものとする。

2 市長等は、市政に関する正確でわかりやすい情報を迅速に提供し、これを市民が容易に得られるよう努めるものとする。

第2章 市民参画

(市民参画の拡充推進)

第4条 市長等は、積極的に市民参画の機会を設け、市民の意見等を施策へ反映するよう努めるものとする。

2 市民及び市長等は、信頼関係の下自らの役割と責任を認識し、積極的に市民参画に取り組むよう努めるものとする。

(市民参画の対象)

第5条 市長等は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参画の機会を設けなければならない。

- (1) 市の総合計画その他市の基本的な施策を定める方針又は計画の策定又は変更
- (2) 市民の権利義務、生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような条例、規則等又は行政指導指針等の制定又は改廃
- (3) 前2号に掲げるもののほか、一定の範囲で市民の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような施策に関する事項の策定又は変更

2 市長等は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民参画の機会を設けないことができる。

- (1) 軽易な変更等であるとき。
- (2) 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うとき。
- (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収等に関するとき。
- (4) 組織、人事その他市長等の内部の事務処理に関するとき。
- (5) 施設、設備等の設置及び管理運営に関する条例、規則等又は行政指導指針等の制定又は改廃を行うとき。
- (6) 緊急その他やむを得ない理由があるとき。

3 市長等は、前項第6号の規定により市民参画の機会を設けなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民に対し、これを説明しなければならない。

4 市長等は、予算に関する事項その他の第1項各号に該当しない事項においても、市民参画の機会を設けるよう努めるものとする。

(市民参画のための手法)

第6条 市民参画のための手法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリックコメント
- (2) 審議会等
- (3) アンケート
- (4) 説明会
- (5) ワークショップ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める手法

2 市長等は、より効果的で新たな市民参画のための手法について必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(市民参画の実施)

第7条 市長等は、前条第1項各号に掲げる市民参画のための手法のうちから、事案の内容等に応じ効果的なものを選定し、これを適切な時期に実施するものとする。

2 市長等は、市民参画を実施しようとするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市民の多様な意見等を求めるため、特に必要があると認められるときは、複数の手法を併用すること。
- (2) 特定の地域を対象とする施策については、対象となる地域に関わりのある市民が参画できるようにすること。

(公表)

第8条 市長等は、市民参画を実施するに当たっては、次の各号のいずれかに掲げる方法により、あらかじめその目的、実施時期その他必要と認める事項を公表し、実施後は、その結果について公表するものとする。

- (1) 市の窓口での閲覧
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 市の広報紙への掲載
- (4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (5) 前各号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法

(パブリックコメントの対象)

第9条 市長等は、第5条第1項各号に掲げる事項のうち広く市民から意見等を求める必要がある事項について市民参画を実施しようとするときは、パブリックコメントを含めて実施しなければならない。

(パブリックコメントの実施)

第10条 市長等は、パブリックコメントを実施しようとするときは、対象とする計画等の素案等を公表しなければならない。

2 市長等は、素案等を公表するときは、次に掲げる事項を記載した概要を付するよう努めなければならない。

- (1) 策定の趣旨、目的及び背景
- (2) 素案等の要点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民が素案等を理解するため市長等が必要と認める資料

3 市長等は、パブリックコメントの実施により提出された意見等を考慮して、対象となる計画等に関する決定を行うものとする。

4 市長等は、前項の決定を行ったときは、提出された意見等及びこれに対する市長等の考え方並びに修正した内容（素案等を修正した場合に限る。）を公表しなければならない。ただし、提出された意見等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 賛否の結論のみを示した意見
- (2) 対象とする計画等に合致しない意見等
- (3) パブリックコメントの実施の際に指定した手続を経ないで提出された意見等
- (4) 熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）に該当する意見等

5 市長等は、パブリックコメントを実施したにもかかわらず意見等の提出がなかった場合は、その旨を公表しなければならない。

(審議会等)

第11条 市長等は、審議会等その他これに準ずるものの構成員については、審議会等その他これに準ずるものの設置目的を踏まえ、市民の幅広い層から必要な人材を選定するとともに、公募等により選定された者を積極的に加えるよう努めなければならない。ただし、法令の規定により構成員の構成が定められていることその他の事由がある場合は、この限りでない。

2 市長等は、審議会等その他これに準ずるものの会議（以下「会議」という。）を開催する場合は、開催日時、場所等を公表しなければならない。ただし、緊急に開催するときその他やむを得ない理由があるときは、公表しないことができる。

3 会議は、公開しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 不開示情報を含む事項について審議等を行うとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公にすることが適当でない認められる事項について審議等を行うとき。

4 市長等は、会議が開催されたときは、速やかに会議録を公表するものとする。ただし、前項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第3章 協働

(協働の取組の拡充推進)

第12条 市民及び市長等は、それぞれの特性や立場を理解した上で、対等な立場で相互に補完し、協働の取組を拡充推進するよう努めるものとする。

2 協働の取組を行うに当たって、市民及び市長等は、事業ごとの目的及び目標を共有し、事業の協力や協定の締結等の多様な形態のうち、効果的なものにより行うものとする。

(協働における市民の役割)

第13条 協働の取組を行うに当たって、市民は、社会との調和に努め、活動の充実に取り組むとともに、必要に応じ市長等及び他の市民と連携し、協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自主性及び自立性をもって協働の取組を推進するとともに、その取組が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(協働における市長等の役割)

第14条 市長等は、市民の自主性及び自立性を尊重しながら、必要に応じ協働が円滑に進むための環境づくりに努めるものとする。

(協働のための提案)

第15条 市長等は、市民及び市長等が協働の取組を相互に提案するために必要な制度を整備するよう努めるものとする。

第4章 コミュニティ活動

(自主自立のコミュニティ活動のための環境づくり)

第16条 市民及び市長等は、市民が地域コミュニティ活動及び市民公益活動（以下「地域コミュニティ活動等」という。）を継続して行うための環境づくりに努めなければならない。

(人材の育成支援)

第17条 市長等は、地域コミュニティ活動等に関して市民が広く学べる機会を設けることその他地域コミュニティ活動等を担う人材の育成に必要な環境づくりに努めるものとする。

(活動の場の整備等)

第18条 市長等は、地域コミュニティ活動等を支援するための拠点を整備するとともに、身近な公共施設等を活用し、地域コミュニティ活動等の場の提供に努めるものとする。

2 市長等は、地域コミュニティ活動等の場として民間の施設等を活用できるよう広報及び啓発に努めるものとする。

(活動資金等の支援)

第19条 市長等は、地域コミュニティ活動等の自立性を妨げない範囲内でその活動に要する資金の助成その他財政的支援に努めるものとする。

(施策の総合的な実施)

第20条 市長等は、地域コミュニティ活動等の推進に関する施策を総合的に実施するよう努めるものとする。

(合意形成)

第21条 市民及び市長等は、それぞれの区の区域及び小学校区等の身近な地域並びに環境保全、福祉の増進等の特定の分野における課題の解決に向けて円滑な合意の形成ができるよう取り組むものとする。

2 市は、それぞれの区の区域における課題の解決に向けた合意の形成ができるよう、必要に応じ、協議の場を設けるものとする。

3 前項に規定するもののほか、市長等は、第1項に規定する合意の形成の過程において必要な支援に努めるものとする。

第5章 市民参画と協働の検証

第22条 市長等は、市民参画と協働の取組に関し進行状況の管理を行うとともに、当該取組の結果を毎年度第8条の規定に準じて公表するものとする。

2 市長等は、市民参画と協働の取組を検証し、その結果を第8条の規定に準じて公表するものとする。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(※「市民参加条例」→「自治基本条例」となった例)

【例5】○千葉市市民自治によるまちづくり条例

千葉市市民参加及び協働に関する条例(平成20年千葉市条例第5号)の全部を改正する。

地方分権の進展による自治の拡充と公共の領域を担う多様な主体の活動の広がりを背景として、市は、市民参加と協働の推進を図り、市民主体の活力あるまちづくりの実現を目指してきました。その結果、わたしたち(市内に住むもの、市内で働くものと学ぶものや市内で活動する団体、企業、学校等)は豊かな知識や社会経験を生かし、個人では解決できない、社会の課題の解決に向けて主体性を発揮するようになりました。

一方、わたしたちを取り巻く社会経済情勢の変化とともに人々の価値観や生活様式が多様化し、個人では解決できない社会が取り組むべき課題が増大しており、行政サービスだけにこれらの課題の解決を委ねることは、困難になっています。そのため、わたしたちが地域が抱える個々の課題にきめ細かく対応していく必要があり、自ら地域の実情に合ったまちづくりをすることが求められています。

そこで、わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身であると考え、地域の課題を「ジブンゴト」として捉え、情報を収集し、知識を得て、それらを活用します。そして、市とともにできることを話し合い、できないことや本当に必要なことを発信し、共有し、地域と緩やかなつながりを持って、ほどよい「おせっかいの精神」で助け合うことを目指します。

わたしたちは、一人一人がこれらの想いを共有し、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、わたしたちが主体となり、地域の実情に合ったまちづくりにできるところから取り組みます。そして、次の世代のために、誇りと愛着を持ち、幸せを感じながら安全安心に住み続けることができ、人と人とのつながりを感じることができる「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するため、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民自治に関し基本的な事項を定めることにより、その推進を図り、もって市民自治を通じ「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使われる用語の意義は、次のように定めます。

- (1) まちづくり 社会の課題の解決を図り、より住みやすい社会を形成することをいいます。
- (2) 市民自治 市民が市民参加、協働又は自立的な活動により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことをいいます。
- (3) 市民参加 市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案することをいいます。
- (4) 協働 市民と市が共通の目的を達成するため、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完することをいいます。
- (5) 町内自治会 一定の地域に住む市民によって自主的に構成された団体で、自分たちの地域をより良くするために活動するものをいいます。

- (6) 市民活動団体 営利を目的とせず、社会をより良くするために自主的に活動する特定非営利活動法人等の団体をいいます。
- (7) 地域運営委員会 小学校区や中学校区などの地域で活動する町内自治会等の様々な団体で構成される組織で、地域に住む市民の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとする体制づくりを進めるためのものをいいます。
- (8) 事業者 市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体(町内自治会、市民活動団体と地域運営委員会を除きます。)又は個人をいいます。
- (9) 市長等 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と病院事業管理者をいいます。
- (10) パブリックコメント手続 市の施策(議会の議決を要するものにあつては、その案をいいます。以下この号と第 13 条第 1 項において同じです。)の決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいいます。

(まちづくりの基本理念)

第 3 条 まちづくりの基本は、市民一人一人が地域の実情に合わせて、市民参加と協働に取り組むことと、できるところから自立的に活動して取り組むこととし、次のことを考慮して行うこととします。

- (1) 市民の豊かな知識と社会経験や創造的な活動を尊重すること。
- (2) 年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、多くの市民が、地域や市政に関心を持ち、地域の課題に加え社会の課題(以下「地域の課題等」といいます。)に気付き、参加し、活動すること。
- (3) 市民相互や市民と市が、それぞれの役割を理解し、協力すること。
- (4) 市民相互や市民と市が、情報の発信と受信による交流と共有を通じて、信頼関係を深められるようにすること。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、市民参加と協働の機会を積極的に活用するとともに、できるところから自立的に活動するよう努めるものとします。

- 2 市民は、地域や市政に関心を持ち、地域の課題等に気付き、積極的に情報を収集し、知識を得るとともに、市民自治を通じて地域の課題等の解決に主体的に取り組むよう努めるものとします。
- 3 市民は、市民自治を行うに当たり、地域の一員として自らの発言や行動に責任を持つとともに、市民相互間の合意形成に努めるものとします。
- 4 市民は、地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、市民相互の信頼関係を築くよう努めるものとします。
- 5 市民は、まちづくりにおける町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会その他の団体の活動の重要性を理解し、その活動にできるところから取り組み、協力するよう努めるものとします。
- 6 市民は、協働や自立的な活動の継続と発展に向け、必要なものを考え、探すとともに、行動して創り出すよう努めるものとします。
- 7 市民は、協働や自立的な活動を行うに当たり、自ら解決できない課題や、課題解決に足りないことがあれば、それらを発信するよう努めるものとします。

(町内自治会の役割)

第5条 町内自治会は、地域における市民相互の交流や親睦を図る活動に努めるものとします。

2 町内自治会は、市に加え地域で活動する市民活動団体や事業者との連携を深め、身近な地域の課題の解決に取り組むよう努めるものとします。

3 町内自治会は、市民と市をつなぐ架け橋としての役割を認識し、市民の意見や市政に関する情報を収集するよう努めるものとします。

4 町内自治会は、自らの活動に関する情報を発信するよう努めるものとします。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、その活動する分野における情報と知識や専門性を生かし、地域の課題等の解決に努めるものとします。

2 市民活動団体は、地域の課題等の解決のために他の団体や市と連携や協力をするよう努めるものとします。

3 市民活動団体は、地域の課題等の解決のための情報収集や自らの活動に関する情報の発信に努めるものとします。

(地域運営委員会の役割)

第7条 地域運営委員会は、構成団体がそれぞれの活動をより円滑で効果的に行うことができるよう、構成団体間で活動内容を理解し、情報を共有するための環境づくりに努めるものとします。

2 地域運営委員会は、地域の課題を調査し、把握し、その課題の解決のための企画等を立案し、他の団体や市と連携や協力をして具体的な取組を行うよう努めるものとします。

3 地域運営委員会は、自らの活動に関する情報を発信するよう努めるものとします。

4 地域運営委員会は、必要に応じて自らや構成団体の事業の見直しを図るよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、地域の一員としての認識を持ち、地域との調和を図り、その事務所又は事業所が所在する地域の活動や市が実施する市民自治の推進に関する施策に協力し、地域の課題等の解決に努めるものとします。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の活動に参加することに配慮するよう努めるものとします。

(市の責務)

第9条 市は、市民の意見や提案を的確に把握し、これを市の施策に反映させるよう努めるとともに、多様な市民の活動をまちづくりに生かすよう努めます。

2 市は、市民参加や協働の機会を積極的に提供するとともに、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努めます。

3 市は、市民や市職員に対し、市民自治に関する啓発、研修等を行うことにより、その理解の促進や新たな担い手の発掘、育成に努めます。

4 市は、開かれた行政運営を目指し、情報を市民と共有するため、市民に対し市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市民からの意見や提案に対し誠実に応答します。

5 市は、市民自治に対し、適切に支援するよう努めます。

6 市は、市民自治を推進するに当たっては、議会の権限や役割を尊重します。

(市民の自立的な活動の推進)

第10条 市は、市民の自立的な活動の推進に向けて次のことに取り組みます。

- (1) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の設立に必要な支援
- (2) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の活動が継続し、発展するために必要な支援
- (3) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会の活動への市民の参加の促進
- (4) 市民相互の連携や協力のための調整
- (5) 市民相互や市民と市が情報や知識を共有するための機会の創出
- (6) その他市民の自立的な活動の推進のための措置

(協働の推進)

第11条 市長等は、地域の課題等の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

2 市長等は、市民との協働が円滑に進むよう必要な措置を講じます。

(市民参加の手續)

第12条 市長等は、パブリックコメント手續の実施、附属機関への付議、ワークショップ(市民と市長等又は市民同士が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいいます。)の開催その他の市民参加の手續のうち、施策の計画、決定、執行と評価の一連の過程において適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めます。

2 市長等は、市民参加の手續を実施するに当たっては、その結果を最も効果的に施策に反映できると認められる適切な時期に実施するよう努めます。

(パブリックコメント手續の対象)

第13条 市長等は、次に掲げる施策(市長等の内部にのみ適用されるものを除きます。以下「対象施策」といいます。)についてパブリックコメント手續を実施しなければなりません。

- (1) 市政や各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画や指針の策定又は変更
- (2) 市政や各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広く市民から意見の提出を求めるべきものとして、市長等が必要と認めるもの

2 次のいずれかに該当するものについては、前項の規定は、適用しません。

- (1) 緊急性又は迅速性を要するもの
- (2) 市長等に裁量の余地がないもの
- (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (4) 市民の意見を聴取する手續が法令等で定められているもの
- (5) 附属機関がパブリックコメント手續に準じた手續を経て行った報告、答申等に沿って市長等が意思決定を行うもの
- (6) 軽微なもの

(パブリックコメント手続の実施)

第14条 市長等は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、対象施策の案(対象施策で定めようとする内容を示すものをいいます。以下同じです。)とこれに関連する資料を公表します。

2 前項の規定により公表する対象施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければなりません。

3 市長等は、市民から提出された意見を考慮して、対象施策の意思決定を行います。

4 市長等は、対象施策の意思決定を行ったときは、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第52号)第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要と提出された意見に対する市長等の考え方並びに対象施策の案の修正を行ったときは修正した内容を公表します。

5 前条と前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、規則で定め

(附属機関の委員)

第15条 市長等は、附属機関の委員の選任に当たっては、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、当該附属機関の設置の目的、審議事項等に応じ、公募により選ばれた者が含まれるよう努めます。

(市民の意向の把握)

第16条 市長等は、この条例に定めるもののほか、適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握するよう努めます。

(実施計画)

第17条 市長は、毎年度、市民自治を推進するための実施計画(以下「実施計画」といいます。)を定めます。

(実施状況の公表)

第18条 市長は、毎年度、実施計画とその実施状況を公表しなければなりません。

(推進会議の設置)

第19条 本市の市民自治の推進について調査審議するため、千葉市市民自治推進会議(以下「推進会議」といいます。)を置きます。

(所掌事務)

第20条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議します。

- (1) 実施計画の策定に関する事項
- (2) 実施計画の実施状況に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民自治に関する事項

2 推進会議は、前項の規定により調査審議するほか、市民自治の推進に関し、市長に意見を述べることができます。

(組織)

第 21 条 推進会議は、委員 12 人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任します。

(1) 公募による市民

(2) 学識経験者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とします。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織や運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

○千葉市市民自治によるまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市市民自治によるまちづくり条例（令和元年千葉市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(パブリックコメント手続の実施の周知)

第3条 市長等は、条例第14条第1項の規定によりパブリックコメント手続を実施しようとするときは、その旨を市の広報紙への掲載及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により市民に周知するものとする。

(対象施策の案に関連する資料)

第4条 条例第14条第1項に規定する対象施策の案に関連する資料は、次のとおりとする。

- (1) 対象施策の案の概要
- (2) 対象施策の案の趣旨、目的及び背景
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象施策の案を理解するために必要な資料

(対象施策の案等の公表)

第5条 市長等は、条例第14条第1項の規定による公表を行う場合は、意見の提出期間、提出方法及び提出場所を併せて公表するものとする。

2 条例第14条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (2) 公表に係る対象施策を所管する市長等の事務室における閲覧及び配布

(3) 市役所、各区役所及び各図書館において市長等が指定する場所における閲覧及び配布

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が適当と認める方法

3 前項第2号及び第3号に掲げる方法により公表を行う場合において、公表する対象施策の案及びこれに関連する資料が相当量であるときその他正当な理由があるときは、閲覧のみの方法により公表を行うことができる。

(意見の提出等)

第6条 市長等は、パブリックコメント手続において市民から意見の提出を求める場合、条例第14条第1項の規定による公表の日から起算して1月以上の期間を設けるものとする。ただし、市長等が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 パブリックコメント手続における意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市長等が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が適当と認める方法

3 前項の規定により意見の提出を行おうとする者は、当該意見の提出に当たり、氏名及び住所（意見の提出を行おうとする者が法人その他の団体である場合にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）を明らかにするものとする。ただし、市長等が特に認めた場合は、この限りでない。

(意見の提出者数等の公表)

第7条 市長等は、条例第14条第4項の規定による公表を行う場合は、前条第2項各号の方法ごとの意見の提出者の数及び提出された意見の数を併せて公表するものとする。

2 前項の公表については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

(附属機関の委員の募集)

第8条 市長等は、附属機関の委員を公募により選任するため委員を募

集しようとするときは、次に掲げる事項を市の広報紙への掲載及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 附属機関の名称
- (2) 附属機関の設置目的及び審議事項
- (3) 委員の任期
- (4) 会議の開催予定
- (5) 募集する委員数及び応募資格
- (6) 応募方法及び募集期間
- (7) 委員の選考方法及び選考結果の通知方法
- (8) 委員の報酬
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 前項の規定により委員の募集をするときは、1月以上の募集期間を設けるものとする。ただし、市長等が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(附属機関の委員の応募資格)

第9条 公募により選任する附属機関の委員（以下「公募委員」という。）に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 本市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (2) 本市の他の附属機関の公募委員でないこと。
- (3) 本市の市議会議員又は職員でないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が附属機関の設置目的、審議事項等に応じ、必要と認める要件

(委員の選考方法)

第10条 市長等は、公募委員の選考を行うときは、附属機関ごとに選考委員会を設置し、面接及び次に掲げるいずれか一以上の方法により行うものとする。

- (1) 小論文
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長等が適当と認める方法

2 市長等は、公募委員の選考を終了したときは、速やかに、その結果を応募者全員に通知するものとする。

3 公募委員を選考した結果、選任することとする者の数が募集人数に満たなかったときは、市長等が適当と認める方法により委員を選任することができる。

(ワークショップの開催)

第11条 市長等は、条例第12条第1項のワークショップを開催しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 対象とする事案の内容

(3) 参加対象者の範囲

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 市長等は、ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、千葉市情報公開条例(平成12年千葉市条例第52号)第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、公表するものとする。

3 前2項の公表は、対象とする事案に応じ、インターネットを利用して閲覧に供する方法、公表に係る対象施策を所管する市長等の事務室における閲覧及び配布その他の市長等が適当と認める方法により行うものとする。

(その他の市民参加の手続)

第12条 条例第12条第1項に規定するその他の市民参加の手続は、意見交換会、意見募集、アンケート調査等とする。

(意見交換会の開催)

第13条 意見交換会(市長等が開催する会合であって、対象とする施策又は施策の案(以下「対象施策等」という。)について市民の意見を聴取し、又は市民及び市長等若しくは市民同士が意見を交換する場を設けるものをいう。)を開催する場合の手続については、第11条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「対象とする事案」とあるのは、「対象施策等」と読み替えるものとする。

(意見募集の実施)

第14条 市長等は、意見募集(対象施策等について市民から意見の提出を求める手続のうち、パブリックコメント手続を除いたものをいう。)を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものと

する。

- (1) 意見を募集する対象施策等の内容
- (2) 対象施策等の概要、趣旨、目的、背景等の対象施策等を理解するために必要な資料
- (3) 意見の提出期間、提出方法及び提出場所

2 意見募集における意見の提出については、第6条の規定を準用する。

3 市長等は、意見募集を行ったときは、千葉市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要、意見の提出者数及び意見の数を公表するものとする。

4 第1項及び前項の公表については、第11条第3項の規定を準用する。この場合において、「対象とする事案」とあるのは、「対象施策等」と読み替えるものとする。

(アンケート調査の実施)

第15条 市長等は、アンケート調査（対象施策等について一定の質問形式で市民の意見を問う調査をいう。）を行ったときは、その結果を公表する。

2 前項の公表については、第11条第3項の規定を準用する。この場合において、「対象とする事案」とあるのは、「対象施策等」と読み替えるものとする。

(実施計画の策定)

第16条 条例第17条に規定する市民自治を推進するための実施計画（以下「実施計画」という。）に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民参加の手続を実施する施策及びその内容
- (2) 協働により実施する施策及びその内容
- (3) 市民の自立的な活動を推進するために実施する施策及びその内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民自治を推進するために実施する施策
- (5) その他市長が必要と認める事項

(実施計画及び実施状況の公表)

第17条 条例第18条の規定による実施計画及びその実施状況の公表は、条例第20条第1項の規定による調査審議の後、速やかに、行う

ものとする。

2 前項の公表については、第5条第2項の規定を準用する。

(推進会議の組織)

第18条 条例第19条に規定する千葉市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議において意思決定を行う場合には、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第19条の2 推進会議は、推進会議においてあらかじめ指定された事項については、文書その他の方法により、意思決定をすることができる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

■札幌市の市民参加関連条例・要綱等について

- 札幌市自治基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱・・・・ 8
- 札幌市パブリックコメント手続に関する要綱・・・・ 11

○札幌市自治基本条例

私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。

「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。

私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。

私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切にして力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。

そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。

(この条例の位置付け)

第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(基本理念)

第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。

3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。

(まちづくりの基本原則)

第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。

2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。

3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。

第2章 市民

第1節 市民の権利

(まちづくりに参加する権利)

第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。

(市政の情報を知る権利)

第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

第2節 市民の責務

(市民の責務)

第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。

2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第3章 議会及び議員

(議会の役割及び責務)

第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。
- 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

(市民に開かれた議会)

第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

(議員の役割及び責務)

第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。

第4章 市長及び職員

(市長の役割及び責務)

第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。

(職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。

(職員の育成)

第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。

第5章 行政運営の基本

(行政運営の基本)

第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。

- 3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。
- 4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。

(総合計画等)

- 第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。
- 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。
 - 3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進ちょく状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。
 - 4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。

(財政運営)

- 第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。
- 2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

- 第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。
- 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

(公正で信頼の置ける行政運営の確保)

- 第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。
- 2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。
 - 3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

第1節 市民参加の推進

(市政への市民参加の推進)

- 第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。
- 2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
 - 3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 実施の時期が適切であること。

- (2) 効果的かつ効率的な方法によること。
 - (3) 事案に係る市民又は地域に係る市民が参加できること。
 - (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。
- 4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。
- 5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。
- 6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。
- 7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

(住民投票)

- 第 22 条 市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。
- 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民によるまちづくり活動の促進)

- 第 23 条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。
- 2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。

(青少年や子どものまちづくりへの参加)

- 第 24 条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。

第 2 節 情報共有の推進

(情報公開)

- 第 25 条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。

(情報提供)

- 第 26 条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供できるよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。
- 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。

(個人情報の保護)

- 第 27 条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進

(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)

第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの（地縁による団体を除く。）又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。

- (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。
- (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。
- (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。

(区におけるまちづくり)

第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。

3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。

第7章 他の自治体等との連携・協力

(他の自治体等との連携・協力)

第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。

2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。

3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し

(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

(この条例の見直し)

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民自治推進会議)

第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほかに、推進会議に臨時委員を置くことができる。

7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、附属機関及び懇話会（以下「附属機関等」という。）の適正な設置及び委員の選任並びに透明で公正な会議の運営を確保することにより、附属機関等の審議の活性化を図るとともに、政策形成過程への市民参加の機会を拡充し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関
- (2) 懇話会 要綱等に基づき、行政運営上の意見聴取、意見交換及び連絡調整等を行うために設置される、意思決定を伴わない機関
- (3) 局長等 札幌市事務分掌条例（昭和46年条例第40号）第1条に掲げる室、局及び消防局、水道局、交通局並びに病院局長、教育長並びに区長

(附属機関の設置)

第3条 附属機関を新たに設置しようとする場合は、他の附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しないよう、必要最小限の設置にとどめるものとし、必要に応じて部会又は分科会等の下部組織を設置することにより、効率的な運営を図るものとする。

2 附属機関を新たに設置しようとする局長等は、附属機関設置事前協議書（様式1）により、あらかじめ総務局長に協議するものとする。

(附属機関の設置等の見直し)

第4条 附属機関の庶務を所管する局長等は、次の各号のいずれかに該当する附属機関については、廃止、統合等の見直しを図るものとする。

- (1) 設置当初の目的を達したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下したもの
- (3) 他の行政手段等により代替可能なもの
- (4) 設置目的が他の附属機関と類似し、又は所掌事務が他の附属機関と重複しているもの

2 前項の規定に基づき、廃止又は統合を行った場合は、附属機関廃止・統合

通知書（様式 2）により、総務局長へ報告するものとする。

（附属機関の委員の選任）

第 5 条 附属機関の委員の選任については、当該附属機関の設置目的に応じ、市民の幅広い意見又は専門的視点からの意見の反映を図るため、次のとおり行うものとする。ただし、法令、条例及び国の通知、指針等において別に示されている場合は、この限りではない。

- (1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 女性委員の登用については、札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱（平成元年 3 月 28 日市長決裁）によること。
- (3) 同一の附属機関における委員の在任期間が通算して 6 年を超えないこと。ただし、任期が開始する日において、在任期間が通算して 6 年を超えていない場合は、この限りでない。
- (4) 複数の附属機関において同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、4 機関までとすること。
- (5) 委員は、幅広い年齢層から選任するよう努めること。
- (6) 委員は、市議会議員及び市職員から原則として選任しないこと。
- (7) 設置目的、審議内容等を勘案した上で、委員の公募制を実施すること。

2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定は、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 選任しようとする委員が当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれに準ずると認められる者である場合
- (2) 選任しようとする委員以外に、当該附属機関の委員として必要な専門的な知識又は経験を有する者がいないこと等特別の事情があると認められる場合

3 第 1 項第 7 号の規定は、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 行政処分に関する審議等を行う場合
- (2) 審議等に専門的な知識が必須である場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、附属機関の所掌事務及び審議事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められる場合

4 附属機関の庶務を所管する局長等は、委員を選任しようとするときは、附属機関委員選任事前協議書（様式 3）及び附属機関委員予定者名簿（様式 4）により、あらかじめ総務局長に協議するものとする。

5 附属機関の庶務を所管する局長等は、委員を選任したときは、附属機関委員名簿（様式 5）を総務局長に送付するものとする。

6 附属機関の庶務を所管する局長等は、附属機関の委員が任期の中途において退任した場合、又は委員の委嘱を解いた場合は、速やかにその旨を総務局長に報告するものとする。

7 第1項、第4項、第5項及び第6項の規定は、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）別表2に該当する附属機関及び指定管理者選定委員会には適用しない。

（附属機関の運営）

第6条 附属機関の運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 所掌事務、審議事項等の情報を公表すること。
- (2) 会議の公開及び非公開については、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第21条の規定に従い、あらかじめ決定しておくこと。
- (3) 会議を開催する際は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、公開・非公開の別その他必要な事項をあらかじめ公表すること。
- (4) 会議については、会議録を作成のうえ公表すること。ただし、当該会議録が情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公表しない。
- (5) 第2号の規定により会議を非公開とすることを決定したときは、当該附属機関の委員に対し、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の守秘義務を負うことについてあらかじめ確認すること。また、委員の職を退いた後も同様とする。

2 委員を公募する際には、公正かつ透明性の高い選任が行われるよう、次の事項に留意するものとする。

- (1) 応募資格、応募方法、選考方法その他必要な事項を記載した募集要項を作成し、あらかじめ広報すること。
- (2) 応募機会を拡大するための、様々な情報提供手段による広報に努めること。
- (3) 選考の基準及び手順等の選考経緯を公表すること。

（懇話会の運営）

第7条 懇話会については、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 名称は、審議会、審査会、調査会など、附属機関と誤認される表現を用いないこと。
- (2) 所掌事務は、「審議する」、「審査する」及び「答申する」など、附属機関が所掌する事務を付与しないこと。
- (3) 委員の意見については、個々の委員の意見表明とし、機関としての意見表明としないこと。
- (4) 議決方法に関する議事手続きを定めないこと。
- (5) 委員の選任については、第5条第1項の規定を尊重し、その設置目的に応じた適切な人材の選任に努めること。
- (6) 情報提供については、第6条の規定を尊重すること。

（委任）

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

○札幌市パブリックコメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 本市の重要な政策の策定に際し、当該政策の案を策定する権限を有する者が、当該政策の案その他必要な事項を公表し、それに対する意見及び情報（以下「意見等」という。）を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して当該政策に係る意思決定を行うとともに、当該意見等に対する考え方等を公表する手続をいう。

(2) 市民等 本市の区域内に住所を有する自然人、法人その他の団体その他次条第1項各号に規定する条例の案、規則、基本構想の案及び計画に係る案（以下「政策案」という。）に関し利害関係を有するものをいう。

(3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員、地方公営企業の管理者及び消防長をいう。

(パブリックコメント手続の対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる場合は、この要綱に定める方法によりパブリックコメント手続を実施しなければならない。

(1) 次に掲げる条例の案を作成する場合

ア 市政に関する基本的な制度又は方針（特定の分野に関するものを含む。）で、直接市民等を対象とするものについて定める条例

イ 市民等への義務の賦課（市税、保険料、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に係るものを除く。）又は市民等の権利の制限（次号において「義務賦課・権利制限」という。）について定める条例（第3号の規定によりパブリックコメント手続を実施した主要な公の施設に関する計画に基づいて定めるものを除く。）

(2) 前号イの条例の委任により定める規則（人事委員会規則及び教育委員会規則並びに地方公営企業の管理者が定める規程を含む。）で、義務賦課・権利制限について定めるものを制定する場合

(3) まちづくり戦略ビジョン若しくはこれに基づく実施計画若しくは市政の特定の分野に関する基本的な計画（主要な公の施設に関する計画を含む。）を策定する場合又はこれらを変更する場合

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この要綱に定めるパブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 実施機関が政策案について迅速・緊急に決定する必要があると認めた場合

(2) 実施機関が政策案の内容について軽微なものであると認めた場合

(3) 実施機関が政策案の内容について実質的に裁量の余地がないと認めた場合

(4) 政策案に関し市民等の意見を聴取する手続が法令に定められている場合

(5) 実施機関において、政策案について、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関又はこれに類する機関がパブリックコメント手続を経て行った意思決定と実質的に同じ内容の意思決定を行う

場合

3 第1項各号に掲げる場合のほか、実施機関は、政策の策定に際し、必要と認めるときは、この要綱に定める方法によりパブリックコメント手続を実施することができる。

(政策案等の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる場合（同条第2項の規定によりこの要綱に定めるパブリックコメント手続を実施しない場合を除く。）は、実施機関における最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、政策案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による政策案の公表を行うときは、次に掲げる事項（以下「参考資料」という。）を併せて公表するものとする。

- (1) 政策案を策定した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策案の概要
- (3) 政策案を策定する際に検討した重要な論点及び当該論点に対する実施機関の考え方
- (4) その他実施機関において市民等が政策案の内容を理解するために必要と認めた事項

(政策案等の公表方法)

第5条 前条の規定による政策案及び参考資料の公表（以下「政策案等の公表」という。）は、政策案を所管する課、行政情報課、区役所その他実施機関が必要と認める場所（以下「所管課等」という。）における閲覧及び配布並びに市のホームページへの掲載の方法により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、政策案又は参考資料が著しく大量であるため、同項の規定による公表が困難であると認めた場合は、前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項にあつては前項の方法により、政策案並びに同条第2項第3号及び第4号に掲げる事項にあつては所管課等における閲覧の方法により公表することができる。

(周知)

第6条 実施機関は、政策案等の公表を行うときは、市のホームページ又は広報さっぽろへの掲載、報道機関への情報提供等の方法により、パブリックコメント手続の実施について市民等に周知するよう努めるものとする。

(意見等の募集及び募集期間)

第7条 実施機関は、政策案等の公表を行ったときは、30日以上期間を設けて、市民等から政策案についての意見等を募集しなければならない。ただし、30日の期間を設けることができない特別の事情があるときは、30日未満の期間を設けることができる。

(意見等の受付方法)

第8条 前条の規定により募集する意見等の受付は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所における書面の受領
- (2) ファクシミリ装置による受信
- (3) 電子メールの受信
- (4) その他実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、前項の受付を行うときは、市民等に対し氏名及び住所（市民等が法人その他の団体である場合にあっては、当該団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の明示を求めるものとする。

（意見等に対する措置）

第9条 実施機関は、政策案に係る最終的な意思決定を行うときは、前条第1項の規定により受け付けた意見等を考慮しなければならない。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、同項の意見等の概要及び当該意見等に対する実施機関の考え方並びに同項の規定により考慮した結果政策案の修正をした場合における当該修正の内容及び理由を公表しなければならない。ただし、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第7条各号に掲げる情報に該当するものは、この限りでない。

（一覧表の公表）

第10条 市長は、第7条の規定による意見等の募集を行っている政策案の一覧表を作成し、これを公表しなければならない。

2 前項の一覧表には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 政策案の名称
- (2) 意見等の募集期間
- (3) 前条第2項の規定による公表を行う時期
- (4) 政策案及び参考資料の入手方法及び問い合わせ先

（実施状況の公表）

第11条 市長は、毎年1回、過去1年間におけるこの要綱に定めるパブリックコメント手続の実施状況（第3条第2項各号の規定の適用に関する状況を含む。）を公表しなければならない。

（公表方法に関する規定の準用）

第12条 第5条第1項の規定は、第9条第2項、第10条第1項及び前条の規定による公表について準用する。

（委任）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

局・区実施プランにおける市民自治の取組状況

(1) 平成26年度に実施した、自治基本条例の具体化に向け取り組んだ事業数は560事業であり、局・区実施プランにおける市民自治の取組は確実に定着している。

(2) 平成26年度の各事業における市民自治の取組数(情報共有、市民参加等)は、延べ1,280と過去最大の規模。最も多いのは3割以上を占める「情報共有」、次いで「市民参加」「地域のまちづくり」「市民活動促進」であり、同様の傾向が続いている。

(3) 「情報共有」は、平成26年度実績において延べ41,276回、うち参加や登録等の積極的な手法により情報を受け取った人数は371,514人であった。実施回数ベースで比較すると、出前講座や説明会など市民と対面して情報提供をずる機会が最も多く、延べ30,868回、272,345人に対して行われた。

(4) 「市民参加」は、平成26年度実績において延べ10,143回と、平成25年度より回数減となったものの、何らかの手法で市民参加をした延べ人数は215,636人と増加している。市民スタッフの参加は、実施回数は昨年度比大幅減となったものの手法別では最も多い回数であり、参加人数も増加している。参加等人数別では、アンケートやワンター制度への参加が最も多い。

《「情報共有」手法別 実績》

情報共有手法	単位	H25	H26
広報さつぽろ	掲載回数【回】	931	1,046
ポスター、パンフレット等	作成種類【種類】	1,532	1,727
報道機関を利用した情報提供(市民広聴番組、報道機関への情報提供等)	情報提供回数【回】	1,261	2,301
メールマガジン、ツイッター、SNS等	情報提供回数【回】	1,978	5,334
	登録人数【人】	36,142	99,169
対面型の情報提供(出前講座、出張ワークショップ、職員による説明等)	実施回数【回】	28,507	30,868
	参加人数【人】	222,014	272,345

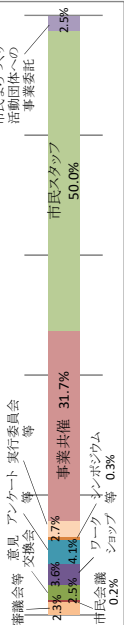
※ホームページへの掲載等、回数のカウントが難しい項目については除く。

何らかの手法で情報共有等を行った延べ回数	34,209	41,276回
積極的に参加や登録により情報を受け取った延べ人数	258,156	371,514人

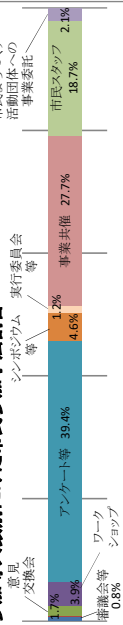
提供回数別にみた情報共有手法割合



実施回数別にみた市民参加手法割合



参加等人数別にみた市民参加手法割合



《「市民参加」手法別 実績》

市民参加手法	単位	H25	H26
意見公募、パブリックコメント	実施回数【回】	20	27
	意見数【人】	8,058	6,124
審議会、協議会、委員会等	実施回数【回】	204	233
	委員数【人】	1,513	1,711
市民会議	実施回数【回】	15	18
	委員数【人】	291	56
意見交換会	実施回数【回】	246	251
	参加人数【人】	3,924	3,662
ワークショップ	実施回数【回】	260	365
	参加人数【人】	14,306	8,349
アンケート、モニター制度	実施回数【回】	340	417
	回答人数【人】	56,129	84,858
シンポジウム、パネルディスカッション、フォーラム	実施回数【回】	22	33
	参加人数【人】	5,694	9,825
実行委員会、協議会、検討委員会	実施回数【回】	201	275
	委員数【人】	1,766	2,536
事業共有、事業協力	実施回数【回】	2,860	3,209
	参加人数【人】	44,094	59,827
市民スタッフ	実施回数【回】	11,119	5,062
	参加人数【人】	39,427	40,268
市民まちづくり活動団体への事業委託	実施回数【回】	244	253
	参加人数【人】	4,905	4,544

何らかの手法で市民参加を行った延べ回数	15,531	10,143回
何らかの手法で市民参加した延べ人数	172,049	215,636人

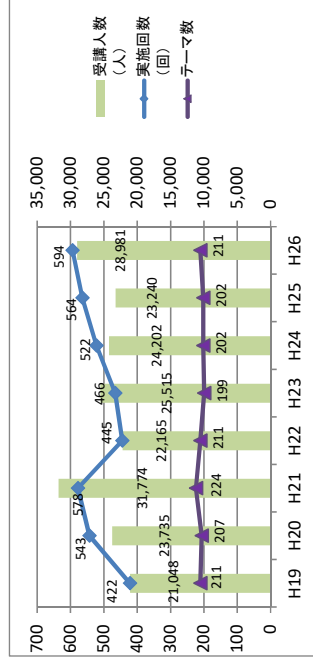
(単位:件)

年度	事業数		市民参加		市民活動促進		子どものまちづくり		地域のまちづくり		職員に關する取組		その他		計
	H26 (実績)	H25 (実績)	(第21条)	(第23条)	(第24条)	(第28・29条)	(第13・14・15条)	(第24条)	(第28・29条)	(第13・14・15条)	(第28・29条)	(第13・14・15条)	(第28・29条)	(第28・29条)	
H26 (実績)	560	543	300	174	94	178	63	74	164	63	42	16	7	1280 (833)	
H25 (実績)	543	515	257	165	89	164	60	72	160	60	40	28	21	1168 (761)	
H24 (実績)	515	540	222	148	66	145	56	56	136	37	19	13	1069 (665)		
H23 (実績)	540	551	199	127	55	125	64	35	121	65	34	19	8	1020 (580)	
H22 (実績)	551	512	194	124	53	111	69	37	111	64	32	16	7	936 (470)	
H21 (実績)	512	530	249	162	52	149	68	37	149	68	29	8	2	802 (426)	
H20 (実績)	530	467	215	176	84	-	-	-	-	-	-	-	-	8 (2)	
H19 (実績)	467	424	215	176	84	-	-	-	-	-	-	-	-	8 (2)	

※「-」は項目がなかったため未集計、()内は区役所の項目数を示す。
 ※1つの取組で複数の目的を担う場合があり、重複してカウントしている。
 ※「その他」には、第16条(行政運営の基本)、他の自治体との連携・協力等(第30条)等に関する取組がある。

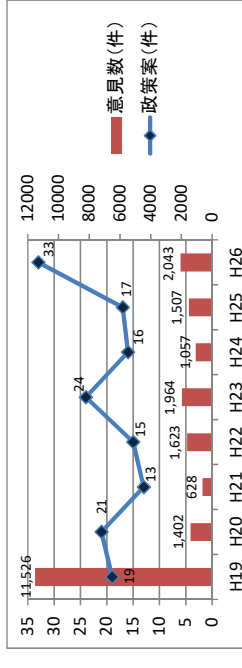
出前講座の実施状況

○出前講座の実施回数は500回前後、受講人数は2万人台で推移しており、市民に定着した取組となっている。



パブリックコメントの実施状況

○パブリックコメントの手続きを実施する政策案件数は10~30件台を推移、それに対する意見数もおおむね1,000件台を推移しており、制度についての市民周知は着実に進んでいるものと考えられる。



※19年度は、「スリムシグナライズ」さつぽろ計画(案)について市民意見交換会等での意見数を加えているため、意見数が多い。
 ※26年度は、巻記の意見数のほか、子どもから3,545件の意見があった(札幌市パブリックコメント)手続きに関する要綱に基づかないもの。

◎基本情報

年度	2018	会計コード	10	一般会計	事業コード	24286	
事業名	行政評価制度推進費						
評価担当課	所属名	総務局行政部改革推進室推進課					
	課長名	満保	担当者名	岩淵・須藤	電話番号	011-211-2061	
施策名	主	2-1地域で共生する環境づくり					
	副						
アクションプラン	○ 対象 ● 対象外		戦略ビジョン	○ 対象 ● 対象外			
事業の性質	● 経常経費 ○ 臨時的経費						
	○ 内部管理 ○ 法定経費 ○ 指定管理費						
事業内容	実施形態	○ 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託 ○ 補助・助成 ○ その他					
	取組内容 (何を する)	札幌市が行う様々な取組を、市民にとってより良くより効果的なものにするために、毎年度、全事業と施策を対象に行政評価(「内部評価」と「外部評価」)を実施し、評価結果を市民向けに公表している。「内部評価」では、各事業所管部局による自己評価を実施する。「外部評価」では、行政評価委員会を運営し、また、行政評価委員会の評価に市民目線・市民感覚を取り入れるために、ワークショップを実施している。					
	目的 (何を どうす るため に)	長期	・札幌市が実施する様々な取組を、市民にとってより良く、より効果的なものにするため。 ・市の取組に対する評価の客観性、透明性を確保するため。				
		短期	・札幌市の実施する施策事業の改善・見直しを促すため。 ・評価への市民参加の機会を確保するため。				
実施結果	行政評価委員会では、3施策15事業を対象に評価を実施。7項目の改善・見直しに向けた提言を受けた。市民参加の取組では、「市民・企業によるCO2削減の取組の推進」をテーマに市民ワークショップを実施し、若年層の参加を促すため、大学機関等と連携を図り、学生に参加いただいた。(総参加者数:31名)						
事業実施における工夫点	行政評価に市民目線・市民感覚を取り入れるため、市民参加の取組(ワークショップ)を実施している。						
対象者	各事業を担当する市職員、ワークショップの参加市民			開始	2005 年度	終了	年度
関連法令・ 条例・要綱 等	自治基本条例(第19条)、付属機関設置条例、行政評価委員会規則、行政評価実施要綱						
他都市 の状況	政令市をはじめ、多くの自治体で行政評価制度を導入している。 また、外部評価については、本市含め20政令市中5市が実施している(令和元年度現在:札幌市、さいたま市、川崎市、京都市、福岡市)。						

◎事業費

(単位:千円)

	H29年度決算	H30年度予算	H30年度決算	R1年度予算	
事業費	2,157	2,930	2,240	3,097	
うち特定財源	0	0	0	0	
人工	1.0	1.0	1.0	1.0	
人件費	7,200	7,100	7,100	7,200	
計(事業費+人件費)	9,357	10,030	9,340	10,297	
事業費の内訳	H30年決算	○市民参加ワークショップに関する費用 1,752千円 ・ワークショップ運営委託費(1,625千円(うち参加市民への謝礼125千円))・その他(127千円) ○行政評価委員会に関する費用 488千円 ・委員への謝礼(338千円)・委員会会議録作成委託費(150千円)			
	R1年予算	○市民参加ワークショップに関する費用 2,221千円 ・ワークショップ運営委託費(2,022千円(うち参加市民への謝礼240千円))・その他(199千円) ○行政評価委員会に関する費用 876千円 ・委員への謝礼(500千円)・委員会会議録作成委託費(343千円)・その他33千円			

◎検証(振り返り)

活動指標1		指標名	行政評価委員会による提言数			
		H29年度実績	H30年度予定	H30年度実績	R1年度予定	
		9	16	7	10	
活動指標2		指標名	市民参加の取組の参加者数			
		H29年度実績	H30年度予定	H30年度実績	R1年度予定	
		45人	48人	31人	37人	
成果指標1		指標名	行政評価の検証結果をその後の取組に活用した職員の割合			
		H29年度実績	H30年度目標	H30年度実績	R1年度目標	
		28%	50%	88%	60%	
成果指標2		指標名	市民参加の取組で「満足」「やや満足」と回答した参加者の割合			
		H29年度実績	H30年度目標	H30年度実績	R1年度目標	
		81%	80%	77%	80%	
項目	判定	理由				
事業の成果 (目的をどの程度達成できたか)	A	<p>○行政評価の検証結果を、その後の取組に活用した職員の割合は88%であった。</p> <p>○行政評価委員会:3施策15事業を対象に7項目の見直し・改善の提言を行った。提言に基づき、各事業部局で検討・改善の取組を進めていく。</p> <p>○市民参加ワークショップ:31名の市民が参加し、市の取組を学んだうえで、市の今後の取組に対する提言を行った。</p>				
事業規模 (事業ボリュームは適切か)	A	<p>○調査作成対象事業数:前年度同様、内部官理事務・法定経費・指定官理事務を評価調書の作成対象外とした。加えて、より効果的な評価の実施に向け、評価調書作成対象事業を事業費10,000千円以上の事業及び前年度の評価結果がB・C評価のものとした。(調書作成対象事業数:635事業)</p> <p>○市民参加の取組(ワークショップ)の参加者数:幅広い年代、居住区の参加者の様々な意見を聴取するために、最大48人(6グループ、1グループあたり8名程度)の規模が適切である。</p>				
事業の実施手法 (事業の効率性、実施主体は適切か)	A	<p>○行政評価委員会による評価:評価の客観性、信頼性を確保するため、また行政外部の専門家としての視点も交えながら評価を行うため、大学教授や弁護士等の有識者で構成される現在の行政評価委員会による外部評価が適切である。</p> <p>○市民参加ワークショップの運営:専門性のある業者に委託しており、実施主体は適切である。</p>				
対象者の満足度 (対象者のニーズに込えているか)	B	<p>職員:行政評価に関するアンケート結果を見ても、行政評価制度の改善を求める声などがあることから、満足度が高いとは言い難い。</p> <p>ワークショップに参加した市民:ワークショップの参加満足度は、「満足」「やや満足」を合わせて、77%であったことから、比較的良好であると言える。</p>				
市民参加の実施	<input type="checkbox"/> 企画 <input checked="" type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 対象外 市民参加結果への対応 <input type="checkbox"/> 回答 <input checked="" type="checkbox"/> 反映					
今後の改善点	<p>「行政評価の検証結果をその後の取組に活用した職員の割合」が上昇したが、引き続き結果に結び付くよう、職員の意識の啓発などにも取り組んでいきたい。</p>					
前回の評価	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> 評価省略対象事業					
今年度取り組んだ見直し内容	特になし			見直し効果額 (前年度)	0 千円	
今回の評価	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> 評価省略対象事業					
評価の理由	<p>・評価の検証結果の活用した職員の割合が上昇しているため。</p> <p>・ワークショップの参加者の満足度が比較的良好であるため。</p>					
次年度の取組の方向性・改善内容	事業内容	<input checked="" type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 休止・廃止				
	予算	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> その他			見直し効果額	0 千円
		事業内容の検証、見直し結果を踏まえて、適切な予算措置を行う。			見直し効果額	0 千円

事業評価調査

◎基本情報

年度	2018	会計コード	10	一般会計	事業コード	20058
事業名	広報誌等発行費					
評価担当課	所属名	総務局広報部広報課				
	課長名	沼田	担当者名	村田	電話番号	211-2036
施策名	主	2-3歩いて暮らせるまちづくり				
	副					
アクションプラン	○ 対象 ● 対象外		戦略ビジョン	● 対象 ○ 対象外		
事業の性質	● 経常経費 ○ 臨時的経費					
	○ 内部管理 ○ 法定経費 ○ 指定管理費					
事業内容	実施形態	○ 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託 ○ 補助・助成 ○ その他				
	取組内容(何をすすめる)	◆「広報さっぽろ」の編集・発行: 毎月1回発行。全市版(22ページ)は広報課が、区版(6ページ)は各区広聴係が編集し、印刷会社で印刷・製本している。配布は、町内会やマンション管理組合に依頼し、全世帯に配布。町内会が配布困難な場合は業者委託による配布。また障がい者就労支援の一環として、障がい者施設にも配布を一部委託。				
	目的(何をどうするために)	長期	市政の重要な施策や課題について市民へ情報提供し、政策形成過程での市民参加を実現するため。			
		短期	市民生活に必要な情報を周知し、各種制度への理解や事業への市民参加を促進するため。			
実施結果	「広報さっぽろ」と市が行っているイベント情報等をまとめた別冊子をそれぞれ毎月1回(年間12回)定期発行した。なお、「広報さっぽろ」は平成30年5月号から、お知らせ欄からイベント情報を削減する一方、市の取り組みや課題を伝える特集・企画記事をより充実させ、全ページをカラーにする等の魅力アップを図るリニューアルを行った。(ページ数は44ページから32ページへ変更)					
事業実施における工夫点	広報誌面に市民目線・市民感覚を取り入れるために、市民参加の取組(広報モニター、広報クイズ・プレゼントへの感想)を実施し、その意見を踏まえて企画・編集を行っている。					
対象者	市民	開始	年度	終了	年度	
関連法令・条例・要綱等	札幌市広報誌発行規則、札幌市自治基本条例					
他都市の状況	広報誌等は、判型やページ数は異なるが他政令市においても発行されている。					

◎事業費

(単位: 千円)

	H29年度決算	H30年度予算	H30年度決算	R1年度予算	
事業費	510,871	569,353	487,029	579,441	
うち特定財源	0	95,080	100,583	101,514	
人工	5.3	5.3	5.3	5.3	
人件費	37,630	38,160	38,160	38,160	
計(事業費+人件費)	548,501	607,513	525,189	617,601	
事業費の内訳	H30年決算	・広報誌1部あたりの発行経費(印刷・製本、配送・配布、レイアウト・表紙制作)32.38円×発行部数1,045千部/月×12月=406,127千円 ・簡易な冊子発行経費 21,676千円 ・その他事務費(職員手当等)59,226千円 ・事業費の特定財源(100,583千円)は広告収入			
	R1年予算	・広報誌1部あたりの発行経費(印刷・製本、配送・配布、レイアウト・表紙制作)43.60円×発行部数1,057千部/月×12月=553,008千円 ・簡易な冊子発行経費 19,706千円 ・その他事務費(職員手当等)6,727千円 ・事業費の特定財源(101,514千円)は広告収入			

◎検証(振り返り)

活動指標1		指標名	「広報さっぽろ」発行部数			
		H29年度実績	H30年度予定	H30年度実績	R1年度予定	
		1,035,692部/月	1,041,000部/月	1,045,195部/月	1,057,000部/月	
活動指標2		指標名				
		H29年度実績	H30年度予定	H30年度実績	R1年度予定	
成果指標1		指標名	広報誌を読んでいる(必ず読む、時々読む)市民の割合			
		H29年度実績	H30年度目標	H30年度実績	R1年度目標	
		76.6%	80.0%	71.0%	80.0%	
成果指標2		指標名				
		H29年度実績	H30年度目標	H30年度実績	R1年度目標	
項目	判定	理由				
事業の成果 (目的をどの程度達成できたか)	A	あらゆる世代の市民に親しまれ、読まれる広報誌を目指し、テーマの選定、デザイン、文章表現などを工夫している。5月号からは誌面をリニューアルし、イベント情報を削減する一方、特集や企画ページ数を拡大し、市民意識調査で要望が多かった分野をテーマに新企画を実施する等の充実を図った。その結果、閲読率はリニューアル前から引き続き7~8割の水準を維持している(30年度市民意識調査)。				
事業規模 (事業ボリュームは適切か)	A	市が進めている取り組みや課題、市民生活に必要な情報を周知し、市政への参加を促すためには、必ず情報が行きわたる全戸配布が妥当である。				
事業の実施手法 (事業の効率性、実施主体は適切か)	A	紙媒体で全世帯に配布することで、情報を自ら取りにいかなくても、市が進めている取組や市の課題などについて、ふとした時に手に取り見てもらい、じっくり考えてもらえるだけでなく、市政に興味がない方にも市政情報を提供することができるという点で適切と考えている。なお、情報の新鮮さが重要なお知らせ情報については、データ放送とスマートフォンアプリでタイムリーにより多くの情報を配信している。				
対象者の満足度 (対象者のニーズに込えているか)	A	広報誌面に市民目線・市民感覚を取り入れるために、市民参加の取組(市民意識調査、広報モニター、広報クイズ・プレゼントへの感想)を実施し、その結果を踏まえて企画・編集を行っている。また、広報モニターによる、わかりやすさ・文章量・レイアウトなどについての採点結果は5段階評価で平均4であり、誌面においては概ね現状で適当であると評価されている。				
市民参加の実施	<input type="checkbox"/> 企画 <input checked="" type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 対象外		市民参加結果への対応 <input checked="" type="checkbox"/> 回答 <input checked="" type="checkbox"/> 反映			
今後の改善点	世帯数の増に伴い、発行部数が増加し、発行経費も増加することから、毎月印刷部数の精査を行い、経費増の抑制に努める。また、幅広い世代に読んでもらえるよう、引き続き魅力ある誌面の制作に取り組む。					
前回の評価	● A ○ B ○ C ○ 評価省略対象事業					
今年度取り組んだ見直し内容	平成30年5月号から、イベント情報を削減してページ数を減らし、印刷経費の縮減を図る一方、特集・企画記事を充実させるリニューアルを実施。			見直し効果額(前年度)	137,176	千円
今回の評価	○ A ● B ○ C ○ 評価省略対象事業					
評価の理由	広報誌のリニューアルによるページ数の削減の効果により、印刷製本に係る費用を大幅に削減することができたが、引き続き発行経費の抑制と誌面の魅力アップに向けて、工夫・改善を維持すべきと考える。					
次年度の取組の方向性・改善内容	事業内容	● 改善 ○ 現状維持 ○ 休止・廃止 あらゆる世代の市民に親しまれ、読んでいただけることを目指し、誌面作りを行っていく。				
	予算	○ 拡充 ● 現状維持 ○ 縮小 ○ その他 現在と同程度の予算の中で実施する。			見直し効果額	0

事業評価調査

◎基本情報

年度	2018	会計コード	10	一般会計	事業コード	20064
事業名	広報一般事務費					
評価担当課	所属名	総務局広報部広報課				
	課長名	沼田	担当者名	足助	電話番号	211-2036
施策名	主	2-3歩いて暮らせるまちづくり				
	副					
アクションプラン	○ 対象 ● 対象外		戦略ビジョン	● 対象 ○ 対象外		
事業の性質	● 経常経費 ○ 臨時的経費					
	○ 内部管理 ○ 法定経費 ○ 指定管理費					
事業内容	実施形態	○ 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託 ○ 補助・助成 ○ その他				
	取組内容(何をやる)	<p>各種媒体利用広報として次のことを行っている。</p> <p>①インターネットを利用した広報の調整及び札幌市HPトップページの管理、市長のページ、札幌市のあらまし、市民便利帳等の公開。</p> <p>②職員が地域に出向き、市政情報の提供と市民との直接対話を行う「出前講座」の総括。</p> <p>③ふれあいパンフレットコーナーにおける各種パンフレットの配布、並びにサッポロスマイル市政PRコーナーや地下鉄駅全駅に設置している地下鉄駅掲示板における市政情報の発信。</p>				
	目的(何をどうするために)	長期	・市政情報を効果的に広報し、市民との情報共有を進めることで、市民と行政の信頼関係を築き、市民が主体となったまちづくりを進めていくため。			
		短期	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市が行う様々な取組や、災害情報等の必要な情報を即時に市民へ広報するため。 ・札幌市の取組を直接市民に伝えるほか、市政に対する市民の意見を聴取するため。 ・市政情報や市内で行われるイベント等について、広く市民に周知するため。 			
実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる市政情報の発信を積極的に実施した。(トップページのアクセス数は10,312,122件) ・出前講座については、テーマごとの申し込み状況やアンケート結果などを踏まえ、市民の関心の高いテーマを選定し、11分野208のテーマで795回実施した。 ・パンフレットコーナーでは1,494件の配架を行った。 					
事業実施における工夫点	ホームページにおいて、アクセス情報などを基に、より市民に分かりやすく利用しやすいページとなるよう、ページ内容・階層の見直し等を継続的に実施する等、より伝わる広報をとるための見直しを行っている。					
対象者	市民	開始	年度	終了	年度	
関連法令・条例・要綱等	札幌市自治基本条例					
他都市の状況	インターネット及び出前講座と同様の事業は、すべての政令指定都市で実施している。ふれあいパンフレットコーナー、市政展示コーナー、地下鉄駅掲示板については、各自治体において機能・形態は異なるが、庁舎外に行政(観光)の情報提供コーナーを有している。					

◎事業費

(単位:千円)

	H29年度決算	H30年度予算	H30年度決算	R1年度予算
事業費	39,675	37,540	41,317	53,767
うち特定財源	4,634	4,384	5,101	6,677
人工	7.0	7.0	7.0	8.0
人件費	49,700	50,400	50,400	57,600
計(事業費+人件費)	89,375	87,940	91,717	111,367
事業費の内訳	H30年決算	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ運用等 10,599千円(トップページ1アクセスあたり1.03円×10,312千アクセス) ・市政PRコーナー等行政財産使用料 1,371千円 ・その他事務費(職員手当、消耗品・備品購入、非常勤職員報酬等、その他委託料等) 29,347千円 		
	R1年予算	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ運用等 15,114千円 ・市政PRコーナー等行政財産使用料 1,400千円 ・その他事務費(職員手当、消耗品・備品購入、非常勤職員報酬等、その他委託料等) 37,253千円 		

◎検証(振り返り)

活動指標1	指標名	ふれあいパンフレットコーナー配架数		
	H29年度実績	H30年度予定	H30年度実績	R1年度予定
	1,493	1,500	1,494	1,500
活動指標2	指標名	ふれあいインフォメーション掲示数		
	H29年度実績	H30年度予定	H30年度実績	R1年度予定
	146	140	140	140
成果指標1	指標名	市役所ホームページトップページアクセス数		
	H29年度実績	H30年度目標	H30年度実績	R1年度目標
	8,091,701	8,000,000	10,312,122	9,000,000
成果指標2	指標名	出前講座開催回数・参加者数		
	H29年度実績	H30年度目標	H30年度実績	R1年度目標
	765回・34,516人	800回・35,000人	795回・39,904人	800回・40,000人
項目	判定	理由		
事業の成果 (目的をどの程度達成できたか)	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページは、トップページアクセス数が年間1,030万件にのぼり、市政情報を発信する媒体としての重要性が高まっており、より分かりやすく使いやすいページを目指して、アクセシビリティの向上などさらなる改善に努めていく必要がある。 ・出前講座は、実施回数、参加者共に増加しており、受講者アンケートでは市政への理解度・満足度とも高評価が得られている。 ・ふれあいパンフレットコーナー等は、無料で利用可能な場所として、市民からのニーズが高い。 		
事業規模 (事業ボリュームは適切か)	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページについては、約7万ページに及ぶ大量のコンテンツの作成・管理に、多くの職員が携わり、なおかつ高い安定性が求められることを鑑みると、無償ないし安価なシステムではなく、あらかじめ自治体での運用を想定して作られた、高い機能と安定性をもつホームページ運用システムの導入が必要である。現在のシステム導入時には価格面も含めて、総合評価一般競争入札による厳正な選考を行っており、事業水準としては適切であると考えている。 		
事業の実施手法 (事業の効率性、実施主体は適切か)	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページは、現在、閲覧者の環境にあわせてPC版、スマートフォン版を表示できるように対応している。 ・出前講座については、他に代替手法がないこと、ふれあいパンフレットコーナー等については、紙媒体の掲示スペースも必要であることから、適切である。 		
対象者の満足度 (対象者のニーズに込えているか)	A	<p>ホームページモニター調査では、情報量が多すぎという意見も寄せられたが、見やすく、分かりやすいという意見が多数を占めた。今後も引き続き、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮したページ作成を心がけていく。</p> <p>出前講座では、参加者の98.5%が「参加して良かった」と回答し、96.3%が「また出前講座を利用したい」と回答しており、今後もさらなる満足度を得られるよう、市民の意見を反映し、適宜見直しを行っていく。</p>		
市民参加の実施	<input type="checkbox"/> 企画 <input type="checkbox"/> 実施 <input checked="" type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 対象外 市民参加結果への対応 <input checked="" type="checkbox"/> 回答 <input checked="" type="checkbox"/> 反映			
今後の改善点	<p>平成28年3月にホームページのアクセシビリティに対する指針であるJIS規格が改正公示され、同年4月1日には障害者差別解消法が施行されるなど、アクセシビリティへの取組が求められている。平成30年度には特に重要なページ及びアクセス数の多いページについて適合レベルAA準拠を達成。「年齢や障がいの有無を問わず誰にとっても分かりやすく利用しやすいホームページ」を目指しサイト全体がAA準拠となるようアクセシビリティの向上に努めていく。</p>			
前回の評価	○ A ● B ○ C ○ 評価省略対象事業			
今年度取り組んだ見直し内容	ホームページにおいて、より市民に分かりやすく利用しやすいページとなるよう、ページ内容の見直し等を継続的に実施。	見直し効果額(前年度)	0	千円
今回の評価	○ A ● B ○ C ○ 評価省略対象事業			
評価の理由	<p>今後もアクセシビリティへの対応を含め、市民に市政情報を効果的に伝えられるよう、また市民が簡単に情報を得ることが可能となるような改善をしていく必要がある。</p>			
次年度の取組の方向性・改善内容	事業内容	<p>● 改善 ○ 現状維持 ○ 休止・廃止</p> <p>ホームページについては、アクセシビリティ向上に努めるなど、市民が利用しやすい環境を整える。また、出前講座については、アンケート結果等をもとに、より市民ニーズに合ったテーマを選定する。</p>		
	予算	○ 拡充 ● 現状維持 ○ 縮小 ○ その他	見直し効果額	0
	現状の予算規模を維持しながら、より伝わる広報となるように各種の見直しに取り組んでいく。			

事業評価調書

① 基本情報

年度	会計コード	事業コード
事業名	所屬名	課長名
評価担当課	担当者名	電話番号
主 副		
施策名	アクションプラン	対象外
	経常経費	臨時経費
	内部管理	法定経費
	指定管理費	
	重営	一部委託
	全部委託	補助・助成
	その他	
実施形態		
取組内容 (何をやる)		
長期 目的 (何を どうす るため に)		
短期		
実施結果		
事業実施にお ける工夫点		
対象者	開始	終了
年度		
関連法令・条 例・要綱等		
他都市 の状況		
◎事業費 (単位:千円)	H29年度決算	H30年度予算
事業費	H30年度決算	H30年度決算
うち特定財源		R1年度予算
人工		
人件費		
計(事業費+人件費)		
H30年決算		
事業費の内 訳		
R1年予算		

- ① 年度
令和元年度の行政評価の対象となる事業は29年度の事業です。
- ② 事業名
予算の小事業名を記載しています。
- ③ 評価担当課
当該事業の評価の担当課名を記載しています。
- ④ 施策名
事業の上位目的に当たるまちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015における施策名を記載しています。
- ⑤ 事業の取組内容
平成30年度に実施した事業の取組内容を記載しています。
- ⑥ 事業の目的
長期・短期それぞれの観点から何をどうするために事業を実施しているかを記載しています。
- ⑦ 実施結果
平成30年度に当該事業でどのようなことを実施したのか、その内容や結果を記載しています。
- ⑧ 事業実施における工夫点
事業の実施にあたり、実施手法やサービス向上、コスト削減等の観点から、所期の目的を達成するために工夫した点を記載しています。
- ⑨ 対象者
どのような人、団体のために行っているかを記載しています。
- ⑩ 関連法令・条例・要綱等
当該事業を行うことが直接記載されている、または事業を行ううえで基準とすべき法令、条例、規則、要綱などがある場合、その名称を記載しています。
- ⑪ 他都市の状況
当該事業と同様の事業、または類似事業に関する、他政令市などの他自治体の動向を記載しています。
- ⑫ 事業費
- | | | | |
|----------|-------|-------|-------|
| 年度 | H29 | H30 | R1 |
| 平均給与(千円) | 7,100 | 7,100 | 7,200 |
- 29～30年度決算額、30～R1年度予算額、29～R1年度の人員(人工)・人件費を記載しています。人件費は、職員の平均給与×人員(人工)で計算しています。平均給与は下表のとおりです。
- ⑬ 事業費の内訳
当該事業の内訳について、平成30年度決算、令和元年度予算それぞれについて主な項目を記載しています。

◎検証(振り返り)

①	活動指標1	指標名 H29年度実績	H30年度予定	H30年度実績	R1年度予定
	活動指標2	指標名 H29年度実績	H30年度予定	H30年度実績	R1年度予定
②	成果指標1	指標名 H29年度実績	H30年度目標	H30年度実績	R1年度目標
	成果指標2	指標名 H29年度実績	H30年度目標	H30年度実績	R1年度目標
③	項目	判定			
	理由				
④	事業の成果 (目的をどの程度達成できたか)				
	事業規模 (事業ボリュームは適切か)				
⑤	事業の実施手法 (事業の効率性、実施主体は適切か)				
	対象者の満足度 (対象者のニーズに届いているか)				
⑥	市民参加の実施	<input type="checkbox"/> 企画	<input type="checkbox"/> 実施	<input type="checkbox"/> 評価	<input type="checkbox"/> 対象外
	市民参加結果への対応	<input type="checkbox"/> 回答	<input type="checkbox"/> 回答	<input type="checkbox"/> 回答	<input type="checkbox"/> 反映
⑦	今後の改善点				
	前回の評価	<input type="radio"/> A	<input type="radio"/> B	<input type="radio"/> C	<input type="radio"/> 評価省略対象事業
⑧	今年度取り組みが見直し内容	見直し効果額(前年度)		千円	
	今年度の取り組みが見直し内容	<input type="radio"/> A	<input type="radio"/> B	<input type="radio"/> C	<input type="radio"/> 評価省略対象事業
⑨	評価の理由				
	事業内容	<input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 休止・廃止			
⑨	次年度の取組の方向性・改善内容	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> その他			
	予算	見直し効果額		千円	

① 活動指標

当該事業で行った行政サービスの具体的な提供量や、活動量(実績)を示すための指標を記載しています。事業自体の現状を把握するために用いています。

② 成果指標

事業目的に照らして、達成すべき成果を測るための指標を記載しています。受益者(地域住民)の観点から事業を実施した成果を検証し、今後の取組の方向性や改善方法を検討するために用いています。

以下の項目のA・B・Cの判定基準は以下のとおりです。

- A: 見直しの必要なし
- B: 部分的な見直しが必要
- C: 全般的な見直しが必要

③ 事業の成果

当該事業を実施したことでも得られた効果や目的の達成状況について、可能な限り、数値等の客観的なデータを用いて記載しています。計画策定など客観的な数値で示すことが難しい事業については、事業の進捗状況等を記載しています。

④ 事業規模

当該事業で提供するサービスの規模や水準、対象者の範囲等について、単位あたり経費や他都市との比較等を用いて、事業規模が妥当なものか検証し、その結果を記載しています。

⑤ 事業の実施手法

効果的、効率的に事業の目的を達成するために、現在の事業実施の手段や担い手が適切か検証し、記載しています。他都市との比較や、実施手法の見直しにより想定されるコストや人工、要した期間の変化を比較するなどにより検証しています。

⑥ 対象者の満足度

事業が対象者のニーズに応じたものとなっているか、成果指標などを基に検証し、記載しています。

⑦ 今後の改善点

事業の目的や関連施策の目的(基本方針)、市民ニーズの変化等の観点から、上記検証によって明らかになった、当該事業が抱えている課題や、今後の取組において改善するポイントを記載しています。

⑧ 今回の評価

事業の検証を踏まえ、事業全体の取組結果について、A~Cの3段階で評価しています。

⑨ 次年度の取組の方向性・改善内容

自己評価を踏まえ、次年度(令和2年度)の当該事業の方向性について記載しています。

(1) 事業内容
今後の事業の実施方法等について、その内容を具体的に記載しています。

(2) 予算・見直し効果額
当該事業の次年度(令和2年度)予算要求について、その内容を具体的に記載しています。また、見直しにより予算上の効果額(R2 予算額-R1 予算額)が見込まれる場合はその金額を記載しています。

市民参加条例の検討に向けた視点の検証

視点1：自治基本条例に関する現状

札幌市には現在、市民参加条例が存在せず、自治基本条例に市民参加に関する規定が盛り込まれている。市民にとっては、自治基本条例は抽象的であり漠然としているため、その中の条文に市民参加の項目があるといっても、まずは、その入口の自治基本条例への馴染みがなく、理解が難しいと考えられる。従前から自治基本条例の認知度が低いため、自治基本条例の中に市民参加の規定があることも十分に知られていないと考えられ、そのことを踏まえて検討していく必要がある。

○「札幌市自治基本条例」の認知度

- ①平成23年度調査 知っている52.0%、知らない47.2%
- ②平成26年度調査 知っている47.8%、知らない51.0%
- ③令和元年度調査 知っている29.9%、知らない70.2%

※「知っている」は、「条例について名前だけなら聞いたことがある」、「内容を知っている」等の回答を合計したものの。

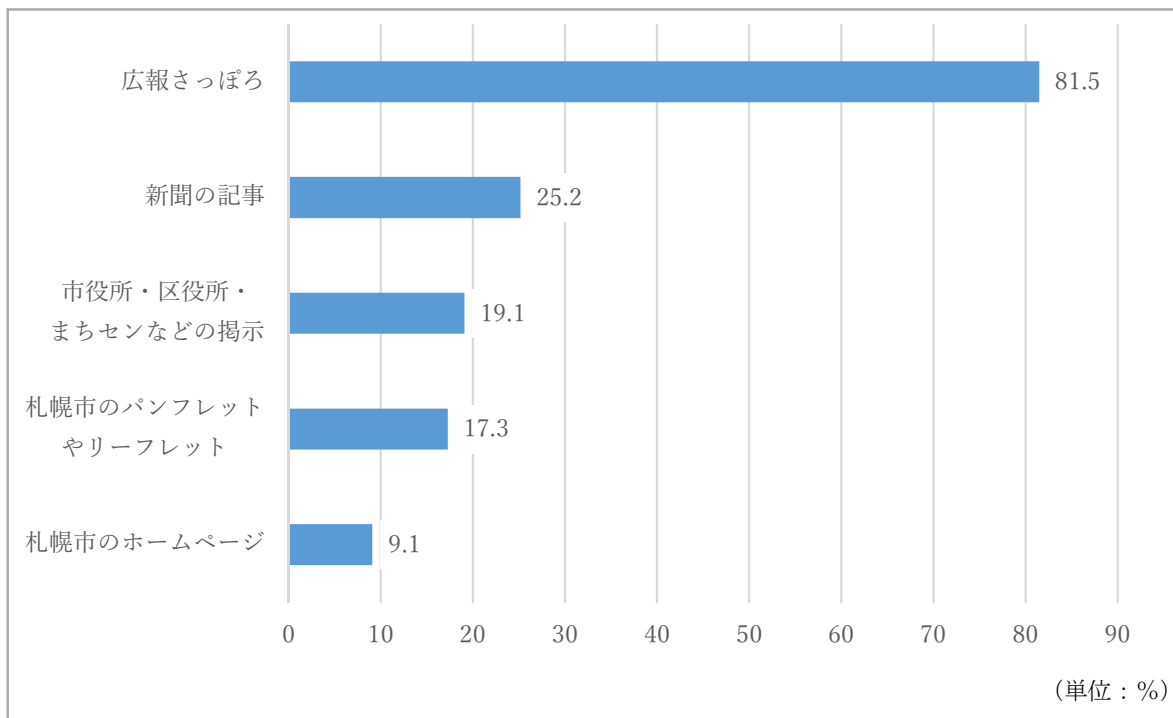
①「札幌市自治基本条例に関するアンケート調査」

(調査票を無作為抽出した市民3,000人に「市民による集中評価会議」案内文に同封して郵送、その他区役所等に調査票を配架)

②「市民自治に関するアンケート調査」(調査票を無作為抽出した市民5,000人に郵送)

③「市民インターネットアンケート調査」(アンケートモニターに登録している市民480人を対象)

【参考】調査①での設問「札幌市自治基本条例を何から知ったか」の回答結果(上位5位まで抜粋)



視点2：市民参加条例の特長と考えられる事柄

① 市民にとっての分かりやすさ

市民にとっては、「市民自治」よりも「市民参加」のほうがより具体的で分かりやすいと思われることから、様々な機会をとらえて市民への周知を行い浸透を図ることを考えると、「市民参加」を表題とする方が効果的であると考えられる。

② 総括性

札幌市では、市民が意見を述べることができる手続が定められており、要綱等をはじめ、個別の施策・制度等でも様々な市民参加が行われているが、これらを総括するものが現在はない。このため、市民参加条例等を設けることにより、市民参加制度を全体的に見渡すことが可能となる。

○総括性

【参考】神奈川県厚木市ホームページ：市民参加条例に定める市民参加制度を一覧で掲載

The screenshot shows the official website of Atsugi City. The header includes the city logo and name '厚木市 Atsugi City Official WebSite'. The navigation path is 'ホーム > 市政・広報 > 広報 > 広報・広聴 > 市民参加条例'. The page ID is 'ページID：C0 11187'. The main content area is titled '広報・広聴' and features a yellow highlight for '市民参加条例'. Below this, there are several categories of activities, each with a list of links:

- 市民参加条例について**
 - パブリックコメント手続の実施
 - みんなの声でつくるまち 市民参加条例
 - 自治基本条例日より
- 審議会等**
 - 審議会等の運営
- 意見交換会**
 - 意見交換会の開催（令和元年度）
 - 意見交換会の開催（平成30年度）
 - 意見交換会の開催（平成29年度）
 - 意見交換会の開催（平成28年度）
 - 意見交換会の開催（平成27年度）
 - 意見交換会の開催（平成26年度）
- 意向調査**
 - 意向調査の実施（令和元年度）
 - 意向調査の実施（平成30年度）
 - 意向調査の実施（平成29年度）
 - 意向調査の実施（平成28年度）
 - 意向調査の実施（平成27年度）
 - 意向調査の実施（平成26年度）
- 市民会議**
 - 市民会議の設置
- ワークショップ**
 - ワークショップの開催
- その他の市民参加**
 - その他の市民参加
- 運用状況点検報告書**
 - 令和元年度厚木市市民参加条例運用状況点検結果報告書について
 - 平成30年度厚木市市民参加条例運用状況点検結果報告書について

視点3：自治基本条例との整合性

自治基本条例の起草時の議論では、自治基本条例を制定した後で、将来的には市民参加条例を作っていくという想定もなされていたが、自治基本条例にも市民参加に関する規定を盛り込んでおくべきという意見もあったことから、現在のように自治基本条例中に市民参加に関する事項がある程度詳細に規定されている。このため、市民参加条例の検討にあたっては、自治基本条例との整合性に特に留意する必要がある。

○自治基本条例第21条（市政への市民参加の推進）に対応する市民参加の取組

第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

⇒「政策の立案」段階：公募による審議会等への市民参加、パブリックコメント制度、意見交換会等
「実施」段階：各種行事等への市民参加、市民との事業共催、市民団体等への事業委託等
「評価等」段階：行事等参加者からのアンケート聴取、行政評価委員会の外部評価等

3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 実施の時期が適切であること。
- (2) 効果的かつ効率的な方法によること。
- (3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。
- (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。

4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。

⇒設置目的、審議内容等を勘案した上で、委員の公募制を実施したり、一人の委員の長期在任を制限すること等により、幅広い市民の参加を促している（札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱）

5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。

⇒パブリックコメント制度の運用（札幌市パブリックコメント手続に関する要綱）

6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。

⇒インターネットによる市政提案、市民の声を聞く課・各区広聴係へ寄せられる意見・提案等を関係部に送付する仕組みを整備。また、主な意見等の検討結果について、市HP「みんなの声を市政に生かします」で公開している。

7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

⇒条例以外のものとしては、市民参加制度に係る要綱等の策定、「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」の運用などがある。

視点4：目的や将来像の明確化

市民参加条例を制定する目的は、市民参加をより進め、市民自治を深化させることである。

市民に市民参加の意識を浸透させるためには、それによって札幌市が何を目指していくのかという、将来への道筋を市民に示すことが必要であり、それを示すことで、参加する市民が増え、市民の意識も高まっていくことが期待できる。

市民参加条例を作るのであれば、その内容もさることながら、そもそもの目的や将来像を明確にし、それを分かりやすく市民に示すことが肝要である。

○自治基本条例で定める目的等（一部抜粋）

（前文）

～まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。

（目的）

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

○市民への周知手段等



- ・パンフレット「市民が主役 札幌市のまちづくり — 自治基本条例 —」イラスト等も使用することで、分かりやすい誌面を心掛けている。
※市政への市民参加については、主に9～10ページに掲載
※区役所等・各施設での配架、市ホームページへの掲載により周知
- ・出前講座
「まちづくりの基本ルール～自治基本条例～」
「みんなで取り組もう！地域のまちづくり」

【参考】他都市における市民周知に係る表記

- ・京都市：目指す未来像「参加と協働により、豊かで活力のある地域社会の実現」
（「第2期 京都市市民参加推進計画 改訂版」冊子）
- ・静岡市：「このまちを変える1人になりませんか？」
（「市民参画の推進に関する条例」パンフレット表紙）
- ・千葉市：すべては“将来に引き継ぎたいと思えるまち”を実現するため。
キーワードは“わたしたち”と“ジブンゴト”
（「市民自治によるまちづくり条例」パンフレット）

視点5：市民にとっての効果や課題の検証

札幌市のこれまでの調査によって、他都市での効果や課題が明らかになったことは有用であるが、調査結果は主に行政側から見た効果や課題である。市民参加条例は市民のための条例であることから、行政側だけでなく、市民にとってどのような効果や課題があるかについても、検証していくことが望ましい。また、市民参加条例は自治基本条例と密接に関連するものであることから、札幌市において自治基本条例が施行されて市民にとってメリットや効果が出ているか、ということについても併せて検証することが望ましいと考える。

○市民参加条例の制定による、市民にとっての効果や課題

・第3次市民自治推進会議 第8回会議資料（抜粋）

市民参加条例制定による効果と課題						
（平成26年度 政令市・中核市・特例市計102市への文書照会結果より）						
1 市民への効果・課題						
項目	一般型条例 （20市）		個別型条例 （10市）		【参考】基本条例 （31市）	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
○ 市民参加を実感する市民の割合が増えた	2	10%	4	40%	4	13%
○ 参加する市民の数が増えた	3	15%	2	20%	6	19%
○ 参加する市民の層が多様化した	1	5%	4	40%	6	19%
○ 行政の取組に対する市民の理解が深まった	8	40%	5	50%	11	35%
○ 市民活動やコミュニティが活発化した	4	20%	3	30%	15	48%
▲ 市民の意識に大きな変化が見られない	3	15%	5	50%	5	16%

※ 一般型条例：市民参加に特化した条例で、市民参加の理念や方法等について総合的に定めている。

※ 個別型条例：個別の市民参加方法（パブコメ、住民投票等）について定めている。

※ 基本条例：市民参加に特化した条例ではなく、自治基本条例等で市民参加に関する規定を定めている。

○札幌市における自治基本条例の制定効果等

(1) 自治基本条例制定（H18年10月）後に実施された主な取組等

- ・市民自治推進本部会議の設置（H18年12月）
- ・市民ワークショップの開催（H20年2月）
- ・「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」作成（H20.12月）
- ・市民参加の実施予定、実施結果の公表（H21年5月）、市民参加通信の発行（H21年7月）
- ・区民協議会の設置（H22年度末で全区に設置完了）
- ・市公式ホームページのリニューアルによる情報提供の充実（H23年3月）

(2) 市民にとってのメリット・効果

- ・自治基本条例の制定を契機として、情報共有・市民参加の仕組みの充実が図られた。
- ・市民ワークショップの開催等により、市政・まちづくりへの市民参加の意識が高まる。
- ・市の取組に対して、市民が意見等を述べる際の根拠となる。

視点6：実効性の確保に関する課題

市民参加条例を実効性のあるものにするためには、条例の運用状況をしっかりとチェックする必要がある。札幌市は都市の規模が大きく、事業数等も多いことから、十分なチェック体制を築くためには、大きなコストがかかる可能性があることも踏まえて、どの程度の「規律密度」とするかなどの検討が必要である。

○札幌市の事業規模

【令和元年度 行政評価（平成30年度実施事業）】

- ・自己評価による事業評価調書を作成したもの：589事業（法令で市に実施が義務付けられており、市の裁量が及ばない法定経費に関する事業や、市内部の事務的経費等については除かれている。）
- ・上記事業のうち、市民参加を実施したもの：286事業

※市民参加を実施した段階の内訳（1つの事業が複数の段階に該当している場合あり。）

市民参加を実施した段階	実施事業数
①企画立案・計画	107事業
②実施	212事業
③評価・改善	49事業

【令和元年度 市民参加の実施結果】

- ・市民参加機会を設けた、条例や計画等の検討の取組・各種事業等の件数：177件

○チェック体制の視点

- ・条例で「義務付け」した取組をチェックするか。「努めるものとする」取組までチェックするか。
- ・外部委員によるチェック体制とするか。市役所内部でチェックする所管課を設けるか。各課の自主点検に委ねるか。

○他都市のチェック体制状況

(1) 厚木市

- ・条例等の制定、改正又は廃止、計画の策定、改定又は廃止、その他重要な政策等の策定を行う時は、市民参加の機会を設けることを市民参加条例で義務付けている（市民参加手続としてパブコメの実施が必須であり、さらに加えてその他1つ以上の市民参加手続を義務付けている）。
- ・上記に該当する事業については、「実施予定」と「実施結果」の両方について、自治基本条例推進委員会（学識経験者や公募委員により構成される附属機関）で点検・評価を実施している。

平成30年度対象事業の実施結果点検：10件

令和元年度の実施予定対象事業：対象105件中、27件を実施結果点検の対象とした。

※残り78件は軽微なもの、緊急性のあるもの等の理由で、実施結果点検の対象外とされた。

- ・実施予定の点検は、事業概要等を記載した点検票をもとに同委員会で事業ごとに確認。
- ・実施結果の点検は、実施した市民参加の取組に係る実績資料も添付した上で、同委員会で確認。このため、実施予定の点検に比べると、実施結果の点検資料は分量が大きくなっている。

(2) 静岡市

- ・市民に義務を課す条例、市政の基本的な事項を定める条例・規則の制定改廃、大規模な公の施設設置の計画策定・変更等の際はパブリックコメント等の市民参画手続を義務付けている。
- ・毎年度、市民参画手続の実施予定と前年度の実施状況を一覧表にまとめ公表している。
市民参画手続の実施件数：80件（平成30年度）
- ・市民参画手続の実施予定・前年度実施状況については、市民自治推進審議会（学識経験者や公募委員により構成される附属機関）に毎年度、報告して意見をいただいている。

(3) 京都市

- ・市政に関する基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃等について、パブリックコメント手続を義務付けている。
- ・市民参加の取組を、総合的・計画的に推進するための「市民参加推進計画」を策定している。（10年ごとに策定、5年経過時に中間見直しを実施）
- ・同計画の中で、計画年度中に取り組む市民参加の事業を一覧表で明記。同計画の進捗状況について毎年度、報告書を作成して公表。
- ・市民参加推進フォーラム（学識経験者や公募委員により構成される附属機関）においても、同計画の進捗状況の分析等を行っている。

(4) 熊本市

- ・市の総合計画や基本的な施策方針等の策定・変更、市民の権利義務、生活、事業活動等に重大な影響を及ぼす条例、規則等の制定改廃等について、市民参画の機会設置を義務付けている（この内、広く市民から意見等を求める必要がある事項についてはパブリックコメントを義務付け）。
- ・各課に1名、「市民参画・協働推進員」を選任し、毎年、市民参画等に関する研修を実施。各課の事業実施における市民参加の推進に努めている。
- ・市政運営の基本方針、重要施策のような重点的案件については、事前に担当課で「市民参画プロセス設計書」を作成の上、市民参画の所管課に提出させて、実施時期や手法等を確認している。
- ・毎年度、市民参画の取組を実施した事業について一覧表にまとめ公表している。
市民参画に取り組んだ事業数：502事業（平成30年度）

(5) 千葉市

- ・以前は市民参加条例（千葉市市民参加及び協働に関する条例）のみであったところ、令和2年4月1日付で当該条例を改正し、自治基本条例の要素を取り入れた（千葉市市民自治によるまちづくり条例）。このため、現在は自治基本条例の形をとりながら、旧条例の頃から定めていた条例施行規則も引き継いでおり、その中で市民参加に関しても詳しく定めている。
- ・市政や各行政分野の基本的な施策等を定める計画や指針の策定・変更、それに係る内容や市民に義務を課し、権利を制限する条例の制定改廃等について、パブリックコメント手続を義務付け。
- ・毎年度、市民参加・協働の実施計画・前年度実施状況を一覧表にまとめ公表している。
市民参加・協働の取組項目件数：370項目（平成30年度）※うち市民参加の取組：87項目
- ・市民参加・協働の実施計画・前年度実施状況については、市民自治推進会議（学識経験者や公募委員により構成される附属機関）に毎年度、報告して意見をいただいている。

1 点検結果の報告に当たって

平成24年4月1日、厚木市市民参加条例（以下「条例」という。）は、厚木市自治基本条例第29条の規定に基づき制定されました。

本条例は、市民参加に関する基本的な事項を定め、市民の皆様が市政に参加することができる仕組みを整備し、市民参加によるまちづくりを推進することを目的とするものです。

今回、私たち厚木市自治基本条例推進委員会は、条例第17条に基づき、平成30年度に実施した市民参加手続の点検及び評価並びに令和元年度に実施する市民参加手続の点検を行いました。

点検につきましては、平成30年度に実施済みのもの、令和元年度に実施を予定するもの、いずれも対象行為担当課から提出された市民参加手続点検表を基に審議を行いました。

2 点検結果について

(1) 平成30年度に実施した市民参加手続について（結果の点検）

【参考資料1】

平成30年度にパブリックコメントまでの全ての市民参加手続を終了した10件の対象行為について点検した結果、全て妥当と評価しました。

(2) 令和元年度に実施する市民参加手続について（予定の点検）

【参考資料2～3】

報告のあった105件の市民参加手続の実施の有無及び内容について、全て妥当と判断しました。

なお、妥当と判断した105件のうち、「市民参加手続を省略する対象行為」78件については、実施状況の点検の対象外としました。

3 条例に係る提案

本委員会では、次のとおり市に提案します。

(1) 提案内容

条例改正等の内容が専門的なものや、市民生活への関わりや対象者が限定的なものについては、費用対効果を勘案した上で、市民参加手続の実施の必要性や実施手法を十分に検討していただきたい。

(2) 提案趣旨

平成30年度に実施した市税条例の改正について、市民参加手続の実施状況を点検したところ、条例改正に必要な手続が行われていましたが、意見交換会やパブリックコメントにおいて市民からの意見

が極めて少なく、その理由としては、内容が専門的であるとともに、条例改正により影響を受ける市民が限られていたためではないかと考えられます。

については、条例改正や計画策定等に当たっては、市民の関心や市民生活への影響、事務の効率化などの観点から、市民の意見を聴取する必要性や効果などについて十分に検討した上で、市民参加手続の実施の有無やより効果的な手法を選択すべきであると考えます。

令和2年3月

厚木市自治基本条例推進委員会

委員長	牧瀬	稔
職務代理	北風	純章
委員	阿部	真由美
委員	安藤	通
委員	池上	真理子
委員	清原	悠
委員	越路	健広
委員	高乗	智之
委員	田代	宰
委員	成田	正一
委員	宮田	幸紀

平成30年度市民参加条例対象行為実施結果一覧

参考資料1

No.	対象行為	担当課	審議会		意見交換会		市民会議		ワークショップ		意向調査		パブリックコメント		必要 手続数	分類
			①開催日 ②委員数(公募委員 数)	③委員数	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①実施期間 ②調査対象者(人数) ③回答件数	①実施期間 ②提出者数 ③意見数							
1	固定資産税のわがまち特例に関する市税条例の一部改正	資産税課	①H30.8.20 ②20人 ③0件										①H30.9.4~10.4 ②1人 ③3件	3	条例	
2	中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置に関する市税条例の一部改正	資産税課	①H30.4.16 ②20人 ③0件										①H30.4.18~5.18 ②20人 ③0件	3	条例	
3	厚木市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定	都市計画課	①H30.6.18 ②15人(3人)	【厚木市都市計画審議会】 ①H30.6.18 ②15人(3人)									①H30.11.15~12.17 ②1人 ③4件	3	条例	
4	厚木市都市公園条例の一部改正	公園緑地課		【厚木市緑を豊かにする審議会】 ①H30.7.3 ②11人(3人)									①H30.9.1~10.2 ②1人 ③5件	3	条例	
5	(仮称)厚木市立郷土博物館整備に伴う条例等の制定	文化財保護課	①H29.12.2 ②2人 ③15件	【(仮称)あつぎ郷土資料館検討委員会】 ①H28.4~H31.3 ②10人(2人)									①H30.4.1~5.1 ②2人 ③14件	3	条例	
6	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定の基準の制定	建築指導課											①H31.1.15~2.15 ②1人 ③6件	1	審査 基準	
7	厚木市新庁舎整備基本構想の策定	市街地整備課	①H30.6.14(2回) ②22人、36人 ③12件、14件	【厚木市庁舎建設等検討委員会】 ①H29.7~H30.5 ②13人(2人)					H30.5.13(2回) ②24人、24人 ③23件、21件				①H29.7.21~8.7 ②15歳以上の市民(4,000人) ③1,335件	3	構想	
8	厚木市ふれあいプラザ再整備計画の策定	環境事業課		【厚木市環境審議会】 ①H30.7.5 ②19人(3人)									①H29.9.4~9.17 ②金田地区住民 ③456件 ①H29.9.4~9.30 ②ふれあいプラザ利用者 ③361件	2	計画	
9	厚木市自殺対策計画の策定	健康づくり課	①H30.6.21 ②2人 ③4件	【厚木市保健福祉審議会】 ①H30.6.27 ②15人(3人)									①H30.8.1~8.31 ②2人 ③8件	2	計画	
10	厚木市地域防災計画の改定	危機管理課	①H30.8.7 ②16人 ③0件						①H30.5.21、6.18、7.10 ②65人 ③74件				①H30.12.25~H31.1.25 ②2人 ③7件	3	計画	

令和元年度

厚木市市民参加条例に基づく市民参加手続実施予定一覧

No	対象行為	担当課	審議会	意見 交換会	ワーク ショップ	意向調査	パブリック コメント
1	厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正	福祉総務課	H31. 3	H31. 3			H31. 3～4
2	厚木市営自転車等駐車場条例の一部改正	交通安全課		R1. 6		R1. 6	R1. 9
3	厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改正	環境事業課	H31. 2			未定	R1. 9
4	厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び施行規則の改正	下水道総務課	H30. 9～ R1. 5	R1. 5			R1. 7
5	厚木市公共下水道使用料条例及び施行規則の改正	下水道総務課	R1. 5	R1. 5			R1. 7
6	厚木市学校給食費条例の改正	学校給食課	R1. 6	R1. 7			R1. 12
7	第10次厚木市総合計画の策定	企画政策課	H31. 4～ R3. 3	R2. 1	R1. 7～9		R2. 7
8	厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定	企画政策課	H31. 4～ R2. 3	R1. 11			R2. 1
9	(仮称) 厚木市情報化推進計画(2021～2026)の策定	情報政策課		未定		R1. 7	R2. 7
10	厚木市環境基本計画の改定	環境政策課	R1. 9～ R3. 1	R2. 8		R1. 12	R2. 11
11	災害廃棄物処理計画の改定	環境政策課	R1. 10	R1. 8			R1. 12
12	(仮称) 厚木市総合都市交通マスタープランの策定	都市計画課	H30. 6～ R2. 10	未定			未定
13	第2次厚木市教育振興基本計画の策定	教育総務課	R1. 9～ R2. 3	未定			未定
14	厚木市スポーツ推進計画の策定	スポーツ推進課	R1. 6～ R3. 3			R1. 7	未定

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 スポーツ推進課

内線番号 2530

24

<p>対象行為の名称</p>	<p>厚木市教育委員会が管理する公共施設に係る厚木市公共施設予約システムの運用に関する規則の一部改正</p>																																																																						
<p>概要</p>	<p>学校体育館及び屋外運動場の使用申請等について、公共施設予約システムによる運用に移行する予定です。そのため、施設使用に伴う使用申請等の方法を変更する必要があるため、「厚木市教育委員会が管理する公共施設に係る厚木市公共施設予約システムの運用に関する規則」の一部を改正するものです。</p>																																																																						
<p>市民参加手続の確認 (市民参加条例施行規則第2条)</p>	<p><input type="checkbox"/> 条例の制定、改正又は廃止 (2以上の参加手法及びパブリックコメント)</p> <p><input type="checkbox"/> 市の基本構想及びこれを具体化するための基本計画(計画期間が5年を超えるもの)その他市の基本的な事項に係る計画の策定、改定又は廃止 (2以上の参加手法及びパブリックコメント)</p> <p><input type="checkbox"/> 広く市民の公用又は公共の用に供する施設の設置に係る計画その他の重要な計画(計画期間が5年以下の基本計画を含む。)の策定、改定又は廃止 (1以上の参加手法及びパブリックコメント)</p> <p><input type="checkbox"/> 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入、変更若しくは廃止又は金銭の徴収に係る方針の策定その他の重要な政策等の策定 (1以上の参加手法及びパブリックコメント)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 行政手続法第2条第8号に規定する命令又は規則、処分基準、行政指導指針の制定、改正又は廃止 (パブリックコメントのみ)</p> <p><input type="checkbox"/> 条例に該当しないが、任意で市民参加を実施するもの (任意実施のため、回数、手法について規定なし)</p>																																																																						
<p>実施する市民参加手続 (市民参加条例第2条)</p>	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 審議会等</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>実施予定時期</td> <td colspan="3">令和 年 月頃</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 意見交換会</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>実施予定時期</td> <td colspan="3">令和 年 月頃</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 市民会議</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>実施予定時期</td> <td colspan="3">令和 年 月頃</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ワークショップ</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>実施予定時期</td> <td colspan="3">令和 年 月頃</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 意向調査</td> <td colspan="3">厚木市立学校体育施設開放事業に関するアンケート調査</td> </tr> <tr> <td>実施予定時期</td> <td colspan="3">令和元年10月</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>施設利用団体</td> <td>対象者数</td> <td>376団体</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメント</td> <td colspan="3">厚木市教育委員会が管理する公共施設に係る厚木市公共施設予約システムの運用に関する規則の改正に伴うパブリックコメント</td> </tr> <tr> <td>実施予定時期</td> <td colspan="3">未定</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 条例第6条第4項に基づき、パブリックコメント手続に代え、他の参加手法を実施する場合</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他の手法</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>実施予定時期</td> <td colspan="3">令和 年 月頃</td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 審議会等				実施予定時期	令和 年 月頃			<input type="checkbox"/> 意見交換会				実施予定時期	令和 年 月頃			<input type="checkbox"/> 市民会議				実施予定時期	令和 年 月頃			<input type="checkbox"/> ワークショップ				実施予定時期	令和 年 月頃			<input checked="" type="checkbox"/> 意向調査	厚木市立学校体育施設開放事業に関するアンケート調査			実施予定時期	令和元年10月			対象者	施設利用団体	対象者数	376団体	<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメント	厚木市教育委員会が管理する公共施設に係る厚木市公共施設予約システムの運用に関する規則の改正に伴うパブリックコメント			実施予定時期	未定			<input type="checkbox"/> 条例第6条第4項に基づき、パブリックコメント手続に代え、他の参加手法を実施する場合				理由				<input type="checkbox"/> その他の手法				実施予定時期	令和 年 月頃		
<input type="checkbox"/> 審議会等																																																																							
実施予定時期	令和 年 月頃																																																																						
<input type="checkbox"/> 意見交換会																																																																							
実施予定時期	令和 年 月頃																																																																						
<input type="checkbox"/> 市民会議																																																																							
実施予定時期	令和 年 月頃																																																																						
<input type="checkbox"/> ワークショップ																																																																							
実施予定時期	令和 年 月頃																																																																						
<input checked="" type="checkbox"/> 意向調査	厚木市立学校体育施設開放事業に関するアンケート調査																																																																						
実施予定時期	令和元年10月																																																																						
対象者	施設利用団体	対象者数	376団体																																																																				
<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメント	厚木市教育委員会が管理する公共施設に係る厚木市公共施設予約システムの運用に関する規則の改正に伴うパブリックコメント																																																																						
実施予定時期	未定																																																																						
<input type="checkbox"/> 条例第6条第4項に基づき、パブリックコメント手続に代え、他の参加手法を実施する場合																																																																							
理由																																																																							
<input type="checkbox"/> その他の手法																																																																							
実施予定時期	令和 年 月頃																																																																						
<p>市民参加手続を実施しない理由 (市民参加条例第6条第7項)</p>	<p>実施しない場合の理由</p> <p><input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質</p>	<p>具体的な事由</p>																																																																					

令和元年度

厚木市市民参加条例に基づく市民参加手続予定一覧(市民参加手続きを省略するもの)

No	対象行為	担当課	市民参加手続を実施しない理由		分類
1	厚木市市税条例の一部改正	市民税課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(3) 法令で実施基準を規定	条例等
2	厚木市自転車安全利用促進条例の一部改正	交通安全課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(3) 法令で実施基準を規定	条例等
3	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
4	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
5	厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
6	厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
7	厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
8	(仮称) 厚木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
9	(仮称) 厚木市会計年度任用職員の退職手当に関する条例の制定	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
10	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
11	厚木市職員の退職手当に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
12	厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
13	厚木市職員の分限に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
14	厚木市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
15	厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
16	厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
17	厚木市臨時職員の給与に関する条例の廃止	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
18	厚木市一般職の非常勤職員の勤務時間、給与、旅費等に関する規則の廃止	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	規則
19	(仮称) 厚木市森林環境基金条例の制定	農業政策課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(4) 事務又は事業の性質	条例等
20	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(1) 軽微なもの	条例等
21	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(1) 軽微なもの	条例等
22	厚木市職員の退職手当に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(1) 軽微なもの	条例等
23	厚木市介護保険条例の一部改正	介護福祉課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(1) 軽微なもの	条例等
24	厚木市市税条例の一部改正	市民税課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手続を実施しない。	(1) 軽微なもの	条例等

I 本市における市民参加の取組状況

1 本市における市民参加の推進

本市では全国に先駆けて、市民参加を市政運営の基本原則とし、平成13年に京都市市民参加推進計画を策定し、平成15年に政令指定都市で初めて市民参加推進条例を施行した。これらの条例及び計画の下、全ての市民がその力を存分に発揮し、地域社会の一員として、まちづくりを進めるとともに、市政に積極的に参加し、協働の成果を挙げることができるよう、本市において様々な取組を進めている。

平成13年12月	第1期京都市市民参加推進計画を策定
平成15年8月	京都市市民参加推進条例を施行
平成18年12月	第1期京都市市民参加推進計画改訂版を策定
平成23年3月	第2期京都市市民参加推進計画を策定
平成28年3月	第2期京都市市民参加推進計画改定版を策定

2 第1期京都市市民参加推進計画の取組と成果

本市の市民参加推進の取組は、平成13年12月に策定した第1期京都市市民参加推進計画に基づき、市政運営の各過程への市民参加を促進するとともに、市民の地域におけるまちづくり活動を支援するための制度や仕組みの整備から着手した。

平成15年6月には、公益的な市民活動を総合的にサポートする「市民活動総合センター」を開設し、同年8月には、政令指定都市で初となる市民参加推進条例を施行し、本市附属機関等の会議の原則公開や委員の市民公募の推進、パブリック・コメントの制度化など、主に市政への市民参加を進めるための基盤づくりを行ってきた。

平成18年度には計画の改訂を行い、市民参加の制度や仕組みの着実な運用に加え、市民と行政の協働によるまちづくりを一層推進することとし、市民や職員向けの啓発冊子の発行や「京都市未来まちづくり100人委員会」など、市民と行政の新たな協働の取組を推進してきた。

こうした取組の結果、平成15年度には67人であった附属機関等の市民公募委員の数は、計画最終年度の平成22年度には259人となり、パブリック・コメントの平均意見数も67件から282件と大幅に増加した。また、市内のNPO法人認証数も303法人から741法人となり、市民活動総合センターの利用者も年々増加するなど、市民参加の制度や仕組みは着実に浸透し、本市の市民参加はますます活性化する状況となった。

3 第2期京都市市民参加推進計画の取組と成果

平成23年3月に策定した第2期京都市市民参加推進計画に基づき、パブリック・コメントや附属機関等の委員の市民公募などの制度の着実な運用や、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、メールマガジン、スマートフォンアプリなどのインターネット等を活用した市政情報の発信等に積極的に取り組むとともに、附属機関等の会議の動画配信を開始するなど、市政への参加を推進する仕組みを充実させてきた。

また、京都市地域コミュニティ活性化推進条例の施行（平成24年4月）や、まちづくり活動の拠点である「いきいき市民活動センター」の13箇所（平成23年4月）での開設、まちづくりアドバイザーの全区役所・支所への配置、区民提案・共

汗型まちづくり支援事業の充実，区役所・支所での「まちづくりカフェ事業」の開始など，多様な主体が連携してまちづくり活動を行える仕組みを充実させてきた。

こうした取組の結果，本市所管のフェイスブック及びツイッターの数が平成 27 年度で 77 件となるなど，的確かつ迅速な情報提供が進んだ。また京都市所管の NPO 法人認証数が 830 件に増加するとともに，区民提案型支援事業の提案件数が平成 24 年度の 275 件から，平成 27 年度は 378 件と年々増加するなど，市政への参加やまちづくり活動を行う市民は着実に増え，市民主体のまちづくりが一層進む状況となった。

4 第 2 期京都市市民参加推進計画改定版の概要

第 2 期京都市市民参加推進計画の成果や課題などを踏まえ，多様な主体がそれぞれの役割を積極的に果たすとともに，これまでの役割の範囲を越えて協働することで，協働型社会への更なるシフトを進めるため，同計画を全面的に見直し，第 2 期京都市市民参加推進計画改定版を平成 28 年 3 月に策定した（計画期間：平成 28 年度～32 年度（令和 2 年度））。

(1) 目指す未来像

「参加と協働により，豊かで活力のある地域社会の実現」

(2) 5 年後に実現を目指す地域社会の姿

「市民，地域の住民組織，NPO，企業・事業者，大学，寺社，行政等のあらゆる主体が，まちづくりにおけるそれぞれの役割を積極的に果たすとともに，これまでの役割の範囲を越えて連携し，対等の立場で知恵と力を出し合う協働のまちづくりや，地域コミュニティの活性化が進み，その成果を市民が実感している。」

(3) 施策及び推進体制

ア 施策

3 つの基本方針の下，19 施策を掲げている。

基本方針 1 市民との未来像・課題の共有（3 施策）

基本方針 2 市民の市政への参加の推進（7 施策）

基本方針 3 市民のまちづくり活動の活性化（9 施策）

イ 推進体制

計画を着実に進めるための推進体制として，4 つの取組を掲げている。

取組 1 各局区・各職場における市民参加推進のマネジメント体制の強化

取組 2 職員の市民参加推進に対する意識の向上と能力開発の計画的な実施

取組 3 区役所・支所の総合調整機能の強化

取組 4 市民参加推進計画の進捗状況や課題の公表

(4) 施策・取組を推進するうえで重視する視点

- ① 協働を推進するための対話の機会の充実，情報の共有
- ② 社会全体でまちづくり活動を継続的に支援する仕組みづくり
- ③ 市民参加推進のマネジメント体制の強化

2 基本方針2 市民の市政への参加の推進

施策4 市政やまちづくりを「自分ごと」、「みんなごと」と感じられる情報提供の工夫

政策形成や決定の過程を最大限透明化するとともに、市政情報や市政への参加に関する情報の伝え方について、更なる工夫を行う。

(施策の推進例)

- 附属機関等の非公開の会議など、内容を公開できない会議についても、可能な限り議論の要旨を公開
- 政策評価、事務事業評価をはじめとする行政評価制度等を活用し、政策や事業の評価結果を分かりやすく公表
- 予算編成過程の積極的な公開や、施設における運営コストと使用料・税などの負担割合の掲出など、京都市の財政に関する情報について、透明化を図るとともに、分かりやすい方法で公表

など

【平成30年度実施状況】

- ・附属機関等の会議において、非公開の会議であっても、可能な限り議論の要旨や結果を公開するよう努めた。
- ・「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（行政評価条例）」に基づく政策評価、事務事業評価、交通事業事務事業評価、水道事業・公共下水道事業経営評価などの行政評価制度を活用し、政策や施策、事務事業の評価結果等を分かりやすく公表した。
- ・公の施設において、年間運営経費及びその財源内訳等のコストを掲示するなど、市政情報の透明化に取り組んだ。
- ・市民が「京都市はぐくみ憲章」の理念をいつでも、どこでも、だれもが「自分ごと」として実践できるように、「京都市はぐくみ憲章」フェイスブック及びホームページ、「京都市はぐくみアプリ」を活用し、分かりやすく、親しみやすい情報を発信した。

など

【令和元年度実施計画】

- ・附属機関等の会議において、非公開の会議であっても、可能な限り議論の要旨や結果を公開するよう取り組む。
- ・「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（行政評価条例）」に基づく政策評価、事務事業評価、交通事業事務事業評価、水道事業・公共下水道事業経営評価などの行政評価制度を活用し、政策や施策、事務事業の評価結果等を分かりやすく公表する。
- ・公の施設において、年間運営経費及びその財源内訳等のコストを掲示する。
- ・右京区では、まちづくり活動の参加意識の高揚や活動の拡大につなげることを目的として、まちの魅力を高める貴重な資源である人、学区、地域団体、イベント等の多彩なまちづくり情報を一元的に集約し、発信するポータルサイト「右京ファンクラブねっと」を運営する。

など

施策5 市政への参加の仕組みのユニバーサルデザイン化の推進

市政に参加する機会を設ける際には、心身の状況、言語、家事、子育て、介護、仕事や学業など、市民一人ひとりの状況の違いを踏まえ、誰もが参加しやすいものとなる工夫を更に推進する。

また、市政への関心はあっても参加したことがない市民に対する参加のきっかけづくりも推進する。

(施策の推進例)

- 傍聴可能な会議や説明会、ワークショップ等において、子どもも一緒に参加できる工夫、休日など参加しやすい時間帯での開催、参加しやすい場所の工夫、通訳や要約筆記の整備、磁気ループの使用等を推進
- 無作為抽出の手法を活用したアンケート・意見交換会の実施や、インターネットを活用したアンケート・意見交換会の充実など、これまで参加したことがない市民に対する参加のきっかけづくりを推進

【平成30年度実施状況】

- ・附属機関「市民参加推進フォーラム」などの附属機関等の会議において、傍聴者のための要約筆記、手話通訳及び託児サービスを用意した。
- ・市民からの取組提案に対して提案の実現に向けた様々なコーディネートを行う「“みんなごと”のまちづくり推進事業」における交流会や、「ユニバーサルデザイン京都フォーラム」、「京都市はぐくみ推進審議会」、「北区人権のつどい」、「福祉のまち醍醐・交流大会」などの様々な事業において、必要に応じて、要約筆記、手話通訳及び託児サービス並びに車いす通路及び観覧席等を用意するなど、誰もが参加しやすい環境の整備に取り組んだ。
- ・左京区のまちづくりを進めるうえでの参考とするため、広く一般市民の方に対し、様々な会議の場やイベント会場等において「左京区の魅力」に関するアンケートを実施した。
- ・まちづくりについて、誰もが自由に参加して、意見交換をできる場として、「まちづくりキャンパス@右京」を概ね毎月第3水曜日夜に10回開催した。

など

【令和元年度実施計画】

- ・引き続き、附属機関等の会議において、傍聴者のための要約筆記、手話通訳及び託児サービスの用意に努める。
- ・引き続き、様々な事業において誰もが参加しやすい環境の整備に取り組む。
- ・京都市政出前トークのテーマ集などにおいて、点字版を作成する。
- ・無作為抽出の手法を活用したアンケートや市民生活実感調査等により、これまで参加したことがない市民に対する参加のきっかけづくりに取り組む。

など

施策6 子ども、大学生など若い世代の市政への参加の推進

多様な主体と連携し、学び・育みの機会の充実に取り組むとともに、子どもも含めた若い世代がより市政に参加しやすくなる工夫を行う。

また、「大学のまち京都・学生のまち京都」の特性をいかすため、大学と連携し大学生の市政への参加を一層促進する。

(施策の推進例)

- 若い世代のころから民主主義の担い手としての資質・能力を育むための教育（シティズンシップ教育）や啓発等を様々な機関等において実施
- 附属機関等の会議やワークショップ等における若者の参加促進や、京都市主催・共催事業における学生ボランティアの参加促進など、若い世代の市政参加を促進する仕組みを推進
など

【平成 30 年度実施状況】

・小・中学校，高等学校において，選挙について分かりやすい解説や模擬投票を実施した（小学校：7校 393人，中学校：12校 1,784人，高校：8校 1,695人）。また，高校生や大学生に実際の選挙事務に従事していただくなど，選挙への関心を高める取組を行った。

・小・中学校，高等学校において，選挙管理委員会事務局，市会事務局等の外部機関との連携による取組を進めるとともに，社会科だけでなく総合的な学習の時間や特別活動等においても年間計画を立て，政治的教養を育む教育に取り組んだ。

・子ども若者はぐくみ局の附属機関等の委員への積極的な青少年の登用の取組促進や，「京都市空き家等対策協議会」，「東山の未来区民会議」，「山科区民まちづくり会議」，「下京区民が主役のまちづくりサポート事業審査会」に学生枠を設けるなど，附属機関等への若い世代の登用促進に取り組んだ。

・「左京×学生 縁ねっと」では，大学生に向けた，SNS，区ホームページ，パンフレットを活用したボランティア情報等の発信や，大学の新入生歓迎会等での本事業内容の説明などの取組を行った。

など

【令和元年度実施計画】

・引き続き，小・中学校，高等学校，大学等において，選挙について分かりやすい解説や模擬投票を実施するとともに，高校生や大学生に実際の選挙事務に従事していただくなど，選挙への関心を高める取組を実施する。また，小・中学校，高等学校において，政治的教養を育む教育に取り組むとともに，高等学校において，地域の方等と連携し地域課題の解決策を考える取組や課題解決型学習を実施する。

・附属機関等の委員に学生枠を設けるなど，附属機関等への若い世代の登用促進に取り組む。

など

施策7 市政運営のあらゆる過程における参加の機会の提供

個々の施策や事業などにおいて、多様な手法で、また、市民の意見を十分反映できる適切なタイミングで、市民の参加の機会を設ける。

(施策の推進例)

- 附属機関等の委員の市民公募，アンケート，パブリック・コメント，対話による意見聴取などの手法で，市政運営のあらゆる過程において，施策の対象となる当事者はもとより，広く市民の意見が市政に反映される機会を提供
- 政策の形成や事業の企画段階において，市民の問題意識やアイデアなどを取り入れるため，ワークショップなど対話の手法を積極的に活用

【平成 30 年度実施状況】

- ・パブリックコメント普及協会と「パブリックコメントの普及に関する協定書」を締結し，イベント等に出向いてその場で意見を集める「対話型パブリックコメント」を協働で行うなど，より幅広い市民の意見を聴取する取組を推進した。
- ・青少年モニター制度を活用し，アンケート（3回），ワークショップ（2回）等の取組を実施した。
- ・洛西担当区長懇談会において，区民要望への回答に加え，研修会を開催し，区民の意見を幅広く聴取した。
- ・附属機関等の市民公募委員が，会議において積極的に発言できるよう，公募委員の役割や意義を学びながら交流を深める「市民公募委員サロン」を開催した。
- ・人権文化推進計画の中間見直しの基礎資料とするために，「人権に関する市民意識調査」を実施した。

など

【令和元年度実施計画】

- ・市政の重要課題に関するアンケート「市政総合アンケート」など，市民意見を聞くアンケートを実施する。
- ・青少年が市政やまちづくりに参加する機会を増やし，市政においても，青少年の視点と意見を反映させ施策をより充実したものとするため，「青少年モニター」を募集し，意見募集と有志による市への提言・提案を行う。
- ・有識者や市民公募委員等が参画する京都市基本計画審議会を設置し，次期京都市基本計画策定に向けた取組を進める。
- ・北区では，鷹峯学区，金閣学区の2学区において幅広い地域住民の参画の下ワークショップ等を実施し，学区まちづくりビジョンの策定を進める。
- ・上京区，下京区区長懇談会，中京区基本計画推進会議，山科区民まちづくり会議，西京区総合庁舎整備に係る意見聴取等をワークショップ形式で行うなど，多様な手法で市民意見を聞く機会を設ける。
- ・附属機関等の市民公募委員が，会議において積極的に発言できるよう，引き続き「市民公募委員サロン」を開催する。

など

施策8 市民の手ごたえにつながる市政への参加の結果の公表

附属機関等での議論、パブリック・コメント、アンケート、ワークショップなど、市民が市政に参加したことや、そこで出された意見がどのように政策形成や施策の推進、事業の実施にいかされたかなど、効果も含めて結果を分かりやすく伝える。

(施策の推進例)

- パブリック・コメントやアンケート、ワークショップなど、市民意見を募集・聴取した際には、その反映状況等をホームページや広報物等を活用し公表

【平成30年度実施状況】

- ・全てのパブリック・コメントについて、頂いた意見に対する本市の見解をホームページで公表した。
- ・20歳以上の市民3,000人を対象に政策及び施策に関する市民の意識を調査する「市民生活実感調査」や、市民の意見を市政に反映させることを目的に実施した「市政総合アンケート」等の結果について、京都市情報館等で公表した。
- ・ファシリテーション能力を備えた職員を養成するための「市民協働ファシリテーター」研修において実施した4つのワークショップ（レジリエンス、京都の生物多様性、理想の働き方・職場、市民公募委員の魅力）について、話し合われた結果を「みんなでつくる京都」ホームページで公表した。
- ・18歳以上の市民3,000人を対象に、人権文化推進計画の中間見直しの基礎資料とするため「人権に関する市民意識調査」を実施し、その結果の公表に取り組んだ。

など

【令和元年度実施計画】

- ・全てのパブリック・コメントについて、頂いた意見に対する本市の見解をホームページで公表する。
- ・青少年にワークショップで市政への意見を聞く「青少年モニター制度」などにおいて、その結果の公表に取り組む。
- ・ファシリテーション能力を備えた職員を養成するための「市民協働ファシリテーター」研修において実施するワークショップについて、話し合われた結果を「みんなでつくる京都」ホームページで公表する。

など

施策9 あらゆる市政分野での市民と京都市の知恵と力を最大限いかす協働の推進

先駆的な市民の活動と連携して新たな政策課題に取り組むことや、施策・事業がより効果的なものとなるよう、市民との協働で実施する方法に見直すなど、協働で取り組む施策・事業の一層の拡充に取り組む。

(施策の推進例)

- これまで行政が中心に行ってきた分野についても市民の知恵と力をいかす取組を推進
- 特定のエリアの活性化や、多様な主体の知恵と力をいかした柔軟な事業運営が求められる場合などについて、市民、企業等の多様な主体と協議会や実行委員会等を設置し、協働した取組を推進

【平成 30 年度実施状況】

- ・市民の中から選任したモニターが店舗等を訪問し、事業者へのヒアリング等を通じて把握した内容を本市に報告する市民モニター制度の運用により、市民、事業者及び本市の協働による廃棄物の発生抑制に努めた。
- ・「まちづくり・お宝バンク」市民サポーター派遣事業を実施し、知識や経験のある市民の方々を「市民サポーター」として登録し、派遣依頼のあった取組依頼者とマッチングを行い、取組の実現に向けた支援を行った（市民サポーター登録者数：77人、派遣実績：13団体）。
- ・「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」の策定にあたり、学識経験者や地元代表者等で構成する「山科の未来を語る懇談会」や、山科区内の全13学区の自治連合会会長から意見を聞くとともに、広く市民意見の募集をした。
- ・京都市への移住促進を目的とした京都市移住サポートセンター「住むなら京都」の運営について、京都移住計画等の移住応援に取り組む市民グループ等と連携し、移住イベントを市内や東京で実施した。

など

【令和元年度実施計画】

- ・「まちづくり・お宝バンク」市民サポーター派遣事業を実施し、引き続き、知識や経験のある「市民サポーター」の力を活用しながら、派遣依頼者の取組の実現を支援する。
- ・京都市三山森林景観保全・再生ガイドラインの推進として、森づくりアドバイザー制度を活用した市民主体による森づくり活動を推進する。市民との協働による森林整備を実施する（小倉山、上賀茂、金閣寺地区等）。
- ・右京区地域健康づくりグループ育成事業として、健康増進事業の参加者等の自主グループ化を図り、活動を支援するとともに、市民相互で支え合って健康づくりに取り組む環境づくりを目的に、地域において健康づくりに関する知識や技術の普及啓発を実践するボランティアを養成する。
- ・だいが文化活動応援隊として、茶道体験や歴史勉強会等の文化プログラムのノウハウやスキルを持つ地域の人材を発掘し、地域のまちづくり活動の場につながる仕組みを構築することで、文化を基軸にまちづくり活動の更なる活性化を図る。

など

施策10 市民とともに政策課題に取り組む協働型事業の充実

市民と京都市が、課題や目標の設定から課題の克服・目標の達成までを一連のものとして共に考え、共に取り組む事業の充実に取り組む。

(施策の推進例)

- 市民と京都市が、課題や目標の設定から課題の克服・目標の達成までを一連のものとして協働して行う事業を、地域に身近な区役所・支所での事業はもとより、様々な市政分野において実施

【平成30年度実施状況】

- ・大規模災害時に、地域における生活や情報の拠点となる避難所について、地域が主体となり、住民自治による開設・運営ができるよう、避難所ごとに運営マニュアルの策定を進め、平成30年度までに、全424箇所中417箇所の避難所運営マニュアルを策定した。また、実動訓練のみならず、「HUG（避難所運営ゲーム）」等を活用した図上訓練も実施することにより、各学区内2箇所目以降の避難所における訓練の実施に積極的に取り組んだ。
- ・京都市西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会等での議論、検討を進めるとともに、パブリック・コメントをはじめ様々な場面で地域の皆様等の御意見を幅広くお聞きしながら、平成31年1月に「西陣を中心とした地域活性化ビジョン～温故創新・西陣～」を策定した。
- ・児童館における学習支援事業のモデル事業実施に引き続き、平成30年度から、学習支援事業を児童館において推進するべき正式な活動に位置付け、大学生ボランティアの更なる確保や実施経費の支援等により、対象となる児童館を拡大し、52児童館において学習支援事業を実施した。

など

【令和元年度実施計画】

- ・世界の全ての国・地域の政府だけでなく、地方自治体や民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされている、持続可能な開発目標「SDGs」の達成や、様々な危機に対し、粘り強くしなやかに対応し、将来にわたって人々がいきいきと暮らせる、魅力と活気に満ちた都市（＝レジリエント・シティ）の実現に向けた取組について、市民と課題や目標を共有し、取組を推進する。
- ・地域の団体や支援機関、企業を参画機関とした「下京みらい数珠つなぎプロジェクト」を創設し、子どもの健全育成に関する情報や課題の共有を図り地域全体で子どもをはぐくむ機運を醸成する。
- ・チーム「電車・バスに乗るっ」の活動を推進し、民間と行政の共汗（協働）で地下鉄・市バスを含む公共交通を活用した取組を企画・立案し、実践する。

など

(3) 市民参画プロセスの設計

市民参画プロセスの設計とは、どのような手法を、どのような時期に、どのような市民を対象に行うのかを事業の段階毎に計画することをいいます。市民参画プロセスの設計に際しては、「市民参画プロセス設計書（様式1）」を作成し、地域政策課との協議が必要です。市民参画プロセスの設計の際は、事業スケジュール作成や予算要求と同時に行うことを心掛けてください。

18

＜市民参画プロセス設計・市民参画協議にあたって＞
 市民参画協議では以下の観点を協議していきます。市民参画プロセス設計にあたっては、これらの協議観点に注意しながら設計を行いましょう。

それぞれの段階における市民参画実施の目的・内容は明確になっているか。
 対象者は、市民参画実施の目的・内容に対応しているか。
 市民参画実施の時期は、事業のスケジュールに適合しているか。
 市民参画実施の手法は、事業の目的・内容に適合しているか。
 市民参画実施のスケジュールは、事業のスケジュールに適合しているか。

①まずは、事業がどの段階にあるか確認

事業の段階	スケジュール（予定）	参画実施の目的及び内容	対象者	市民参画の手法	
				事業説明・情報提供等	討論・意見集約等
構想や計画を策定する段階	②事業全体のスケジュールを確認	③市民参画を行う目的を確認 ④提示する案や具体的に何を聴くのか等の内容を確認	⑤意見を聴くべき対象者を決定	⑥意見を聴くべきタイミングを決定 ⑦目的や対象者、事業段階、スケジュール等に合致した手法を決定	
事業の構想段階					
事業の計画段階					
事業の実施・運用段階					

課長	副課長	主査	担当者	参画協働推進員
----	-----	----	-----	---------

※決裁後の写し及び作成データを地域政策課に提出してください。

視点7：その他

一般型、個別型等どのようなタイプの条例とするか、現在の自治基本条例の条項で十分かどうか、自治基本条例第21条に規定されている「市政への市民参加の推進」との整合性などについての検討が必要である。

○市民自治を進める市民会議 最終報告書（H17年12月）に記載の「条例に盛り込みたい内容」

・市政への市民参加の推進

【解説等】

市政への市民参加を推進するためには、事案や時期に応じた計画的で効率的な市民参加手法を用いる必要があります。より多くの市民の声が生かされるよう、課題ごとに、関係する市民や影響する地域などを適切に把握し実施するとともに、市民参加手法や運営方法を常に改善する必要があります。

また、単に市民意見を聞く仕組みをつくるだけでなく、子どもやお年寄り、障がいのある人などに配慮するとともに、参加しやすい日時や会場の設定、情報提供方法などを工夫する必要があります。特に手話通訳や託児の準備、会場のバリアフリー状況など、市民の参加意欲に影響を与える事柄は、事前に周知することが重要です。

障がい者施策や子どもに関することなど、取り扱うテーマごとに、大きく影響を受ける当事者の参加に配慮することも必要です。最近では、児童会館建設に際して子どもの意見を聞く場を設けたり、障がいのある人が当事者の意見を聞いて政策を提言するサポーター制度などが行われており、こうした取り組みをいっそう進めてほしいと思います。

このほか、すでに行われている市民参加の仕組みとして、市民会議、審議会などと言われる附属機関があります。「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」により、委員公募の拡大や同一人の重複選任制限、女性委員の積極的登用といった原則で運用がされていますが、幅広い市民が委員として参加できるよう、よりいっそう、女性や当事者の参加を推進するとともに、委員登用の仕組みなども検討していく必要があるのではないかと考えます。

政策案を公表して市民意見を募集するパブリックコメント制度については、札幌市では平成16年度（2004年度）から実施されていますが、たくさんの市民意見が出されているとはいえない状況もあり、情報提供の工夫など、いっそうの改善が求められます。

市政に対する市民意見は、問い合わせを除き年間約13,000件（平成16年度〔2004年度〕）で、そのうち意見やアイデアなどの提言は600件近くにもなります。

これらの市民意見を市政に生かすため、主な意見の検討結果についてホームページなどで広く公表する取り組みも始めており、また、市民団体などから事業企画の募集も進められています。

こうした市民の創意工夫を生かす仕組みの整備を進め、それを運用しながら改善を重ね、市民参加機会を設けるべき事案や手続きなど重要な事項は条例化していくことが必要です。また、この自治基本条例をより具体的にした市民参加の共通ルールとしての市民参加条例も視野に入れながら、個別の市民参加に関する条例や制度の体系化を進めることが必要と考えます。